

SUSTAINABILITY REPORT 2025

つながる力



CO-OP

サステナビリティレポートについて

はじめに

「自立した市民の協同の力で 人間らしい暮らしの創造と 持続可能な社会の実現を」。これは生協が1997年に掲げた21世紀理念です。この理念のもと、生協は持続可能な地球環境と社会づくりに取り組み、2018年には日本生活協同組合連合会の第68回通常総会にて、「コープSDGs行動宣言」を採択しました。

そして2021年5月、日本生活協同組合連合会はこの行動宣言を実践に移すための政策として、「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を策定しました。これは持続可能な社会を実現するために、全国の生協の事業と活動で推進する2030年までの政策です。また、世の中の情勢変化に合わせて2024年度に一部改訂を行いました。本政策では「すべての人々が人間らしく生きられる豊かな地球を、未来のこどもたちへ」というスローガンのもと、将来ありたい姿をイメージしながらバックカastingで「10の行動指針」と「7つの目標」を設定しています。

この「10の行動指針」のうち、10番目の行動指針が「生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を積極的に公開し、社会との対話を進めます」という内容です。この行動指針の実現を目的に、「サステナビリティレポート」を作成しています。本レポートをさまざまなステークホルダーにお手に取っていただき、積極的に対話・コミュニケーションできることを願っています。

編集方針

発行の目的

- ① 全国の生協における「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の進捗状況をマネジメントしていくため
- ② 生協事業によって生じた社会・環境に対する正と負の影響を公開することで、説明責任を果たすため
- ③ ステークホルダーとのコミュニケーションツールとするため
- ④ 幅広いステークホルダーへの開示を通して、協同組合原則の第7原則¹である「コミュニティへの関与」を実行するため

想定する読者 (ステークホルダー)

組合員、役職員、生協と密接に関わる他の組織や専門家（取引先、行政、他の協同組合、市民団体・NGO、学識者など）、生協に関心を持つ地域社会の人々、将来の組合員を含む将来世代

報告対象組織

日本生活協同組合連合会（略称：日本生協連）と、その会員生協（地域購買生協を中心に記載）。「Ⅵ 重点課題別の取り組み報告」で記載する報告数値は、地域購買生協67生協に対して調査を行った結果に基づいている²。（回答生協66生協、回収率98.5%、供給高³カバー率93.3%）

報告対象期間

2024年度実績（2024年4月～2025年3月）*定性情報は一部2025年度の取り組みも含まれます。

参照ガイドライン

環境省「環境報告ガイドライン2018年版」、GRIスタンダードを一部参照

1 第7原則【コミュニティへの関与】:協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。この他の原則には第1原則【自発的で開かれた組合員制】、第2原則【組合員による民主的管理】、第3原則【組合員の経済的参加】、第4原則【自治と自立】、第5原則【教育、訓練および広報】、第6原則【協同組合間協同】がある。（日本生協連webサイト「協同組合の定義・価値・原則～協同組合のアイデンティティに関するICA声明」より引用）

2 一部、日本生協連の数値も含まれます

3 一般企業の売上高に相当

サステナビリティレポート以外の日本生協連発行物について

1. 全国生協に関する発行物

| 発行物 | 内容 | 二次元コード | 二次元コード (デジタルブック) |
|---------------------------|--|--------|---------------------|
| 生協の社会的取り組み 報告書2025 | 全国の生協と日本生協連が果たす社会的責任・社会的役割に関する考え方や実践事例をまとめています。 | | |
| コープSDGs行動宣言 | SDGsの達成にむけて、策定された行動宣言です。7つの取り組みを通じてSDGsの実現に貢献することを約束しています。 | | |
| 2024年度 全国生協 のSDGsの取り組み | 「コープSDGs行動宣言」の進捗状況についての報告書です。 | | |
| 生協の2030環境・サス テナビリティ政策 | 持続可能な社会を実現するために、全国の生協で推進する2030年までの政策です。 | | |

2. 日本生協連に関する発行物

| 発行物 | 内容 | 二次元コード | 二次元コード (デジタルブック) |
|--|---|--------|---------------------|
| 日本生協連のご案内 | 全国約3,080万人の組合員の協同の力で成り立つ組織である生活協同組合において、日本生協連が取り組む事業や活動、果たす役割についてまとめています。 | | |
| 日本生協連 人権方針 | コープSDGs行動宣言に基づき、人権尊重の責任を果たすために日本生協連が策定した「人権方針」です。 | | |
| コープ商品「責任ある 調達基本方針」 | コープ商品の原料資材に関して、人や環境に配慮し持続可能な社会の実現を目指すための調達基本方針です。 | | |
| 「カタログ事業・キャ ロット事業」商品 「責任ある調達」指針 | 「カタログ事業・キャロット事業」商品の持続可能な商品調達を目指す調達指針です。 | | |
| カタログ事業、キャロ ット事業 ギフト事業 紙 (チラシ) 調達方針 | カタログ事業、キャロット事業、ギフト事業で扱う紙(チラシ)媒体について、持続可能な調達を目指す調達方針です。 | | |
| 日本生協連 2025年度 SDGs取り組み方針 | 日本生協連はコープSDGs行動宣言の7つの柱に沿った取り組みを進めており、その方針と進捗をまとめています。 | | |
| 品質保証レポート2025 | CO・OP商品の品質保証活動をまとめた報告書です。 | | |

サステナビリティレポート2025

目次

サステナビリティレポートについて

はじめに

編集方針

サステナビリティレポート以外の日本生協連発行物について 1

トップメッセージ 4

I 生協について 5

1. 生協とは 5

2. 日本生活協同組合連合会とは 6

3. 生協の組織運営 6

4. 生協の理念・ビジョン 8

II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン 10

1. 生協の価値創造モデル 10

2. 商品バリューチェーンと声の循環 13

III 推進体制 16

1. 生協の環境・サステナビリティ推進体制 16

IV ステークホルダーとの対話 18

1. ステークホルダー・エンゲージメント 18

2. 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」に関する評価委員会 19

| | | |
|-------------|-----------------------------------|-----------|
| V | 重点課題(マテリアリティ) | 24 |
| | 1. 重点課題の特定プロセス | 24 |
| | 2. 生協におけるマテリアリティマッピング | 25 |
| | 3. 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」と5つの重点課題 | 27 |
| | 4. 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の見直し結果 | 30 |
| VI | 重点課題別の取り組み報告 | 32 |
| | 1. 生協の環境・サステナビリティの到達点 | 33 |
| | 2. エンカル消費 | 34 |
| | 3. 気候変動対策 | 40 |
| | 4. 省資源・資源循環の推進 | 50 |
| | 5. 人権尊重の推進と生物多様性保全 | 61 |
| | 6. 情報公開と対話・連携 | 76 |
| VII | 生協の環境・サステナビリティの歴史 | 81 |
| VIII | データ集 | 82 |
| IX | ガイドライン対照表 (GRIスタンダード) | 86 |

トップメッセージ

代表理事会長 **新井 ちとせ**



私たち生活協同組合は、組合員一人ひとりの「よりよい暮らしを実現したい」という願いを出発点に、事業と活動を通じて社会課題の解決に取り組んできました。私は生協が暮らしに寄り添いながら、未来世代に責任ある選択を行う組織であり続けることの重要性を強く感じています。

今日、気候変動の進行や人権をめぐる課題は、私たちの生活や地域、そして平和な社会の基盤そのものを揺るがしています。こうした課題は決して特別なものではなく、日々の消費行動や事業活動と密接につながっています。生協は全国で3.8兆円を超える事業高と約3千万人の組合員を抱える組織として、その責任と役割を果たしていかなければなりません。

とりわけ私たちが重点的に取り組んでいるのが、温室効果ガスの削減です。気候危機は、将来世代の暮らしを不安にさせるだけではありません。高温や豪雨災害等により世界の食料生産と安定した流通を脅かし、いまを生きる私たちの食や健康へ深刻な影響を及ぼします。生協は再生可能エネルギーの導入拡大、物流や店舗運営の改善を通じた省エネルギーの推進、取引先との連携による商品生産・加工時における温室効果ガス削減とともに、組合員へのCO₂削減アクションの提起や日本政府の気候変動対策への意見表明等に取り組んでいます。これらは環境負荷の低減にとどまらず、平和で持続可能な社会づくりにつながるものと考えています。

もう一つの重要な柱が、事業における人権の尊重です。生協は人と人との信頼の上に成り立つ組

織であり、「平和とよりよい生活のために」という理念のもと、核兵器廃絶や平和に関する取り組み、環境に配慮した商品の開発、消費者の権利を守る運動などを組合員とともに進めてきました。職員、取引先、生産者、組合員や地域の人たちなど、生協の事業と活動に関わるすべての人の尊厳が守られることが不可欠です。強制労働や差別を許さず、安全で働きがいのある環境を確保するため、2025年度以降は全国の生協で人権方針を策定し、人権リスクの調査や予防策の検討に着手しています。

SDGsの期限である2030年まで残り5年を切りました。国連の年次報告書で「前進は極めて不十分」と評価され、取り組み強化が求められるなか、鍵を握るのは私たち消費者ひとりひとりの意識と行動です。生協は消費者の組織であり、「消費を通じて社会を変える」力があると信じています。事業において気候変動対策や人権の尊重、資源循環や生物多様性の保全に取り組むだけでなく、消費者とともにエシカルな消費や暮らしを学び、実践していきたいと考えています。

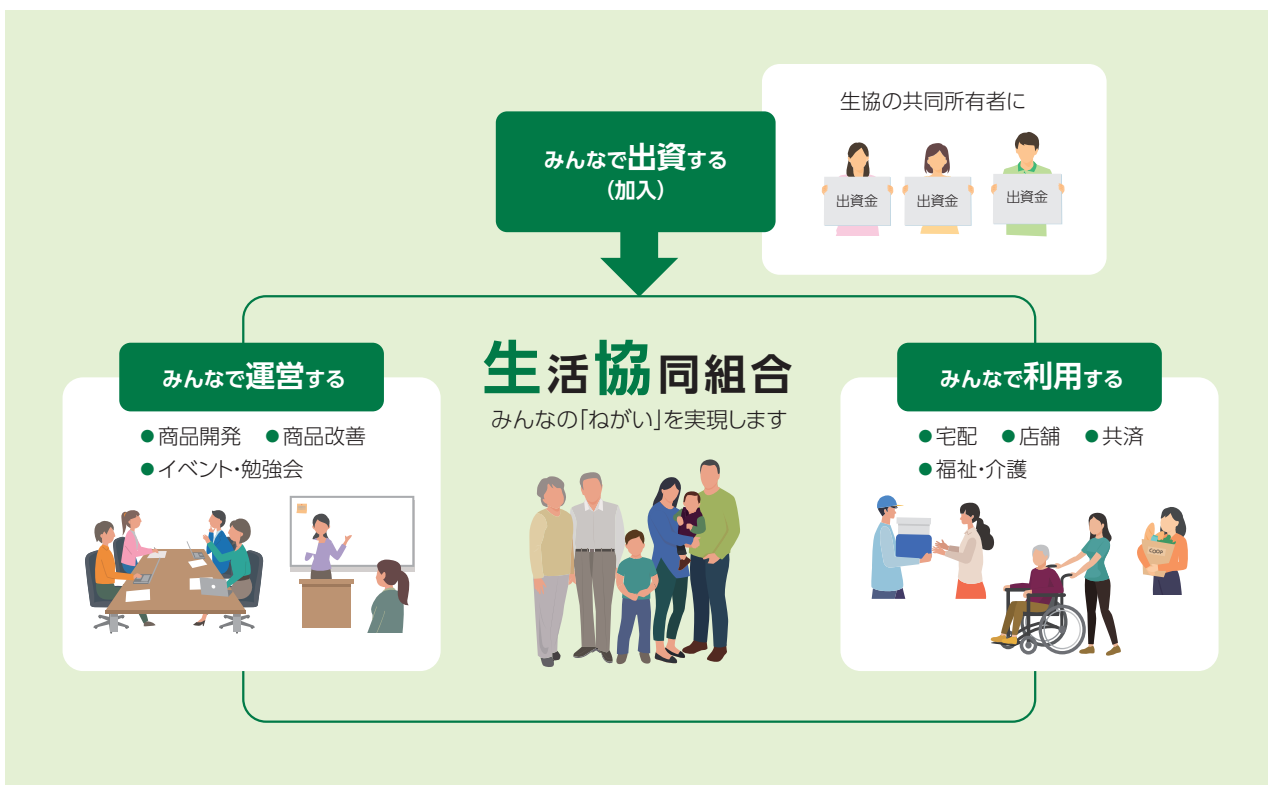
サステナビリティは、特別な誰かが担うものではなく、私たち一人ひとりの暮らしの選択の積み重ねによって実現されます。本レポートが、組合員をはじめ他の協同組合や行政、地域の諸団体、生産者や取引先など多くの方々と共に未来について考え、行動するための対話のきっかけとなることを願っています。生協はこれからも消費者の立場を大切にしながら、平和で持続可能な社会の実現に向け、歩みを進めてまいります。

I 生協について

生協は、消費者一人ひとりが組合員となって出資し、利用し、運営する全国約3,000万人の協同の力で成り立つ組織です。

1. 生協とは

生協（生活協同組合）は、「消費生活協同組合法（略称：生協法）」に基づいて設立される、農協（農業協同組合）や漁協（漁業協同組合）などと同じ協同組合の一つです。利用者である消費者自身が出資して組合員となり、意思決定や運営に参加して、よりよい暮らしを実現することを目指しています。



全国には、生活に密着したさまざまな分野で活動している約540の生協があり、地域を活動の場として購買事業などを行う生協（地域生協）や、医療事業を行う生協（医療福祉生協）、大学の学生や教職員のための生協（大学生協・学校生協）などがあります。地域生協の世帯加入率は全国で約39%、つまり、日本全国の世帯の3分の1以上が生協に加入しています。

全国の生協の事業高（一般企業で言うところの総売上高）は約3.8兆円で、全ての生協の組合員数を合計すると約3,000万人⁴となります。生協は日本最大の消費者組織と言えます。

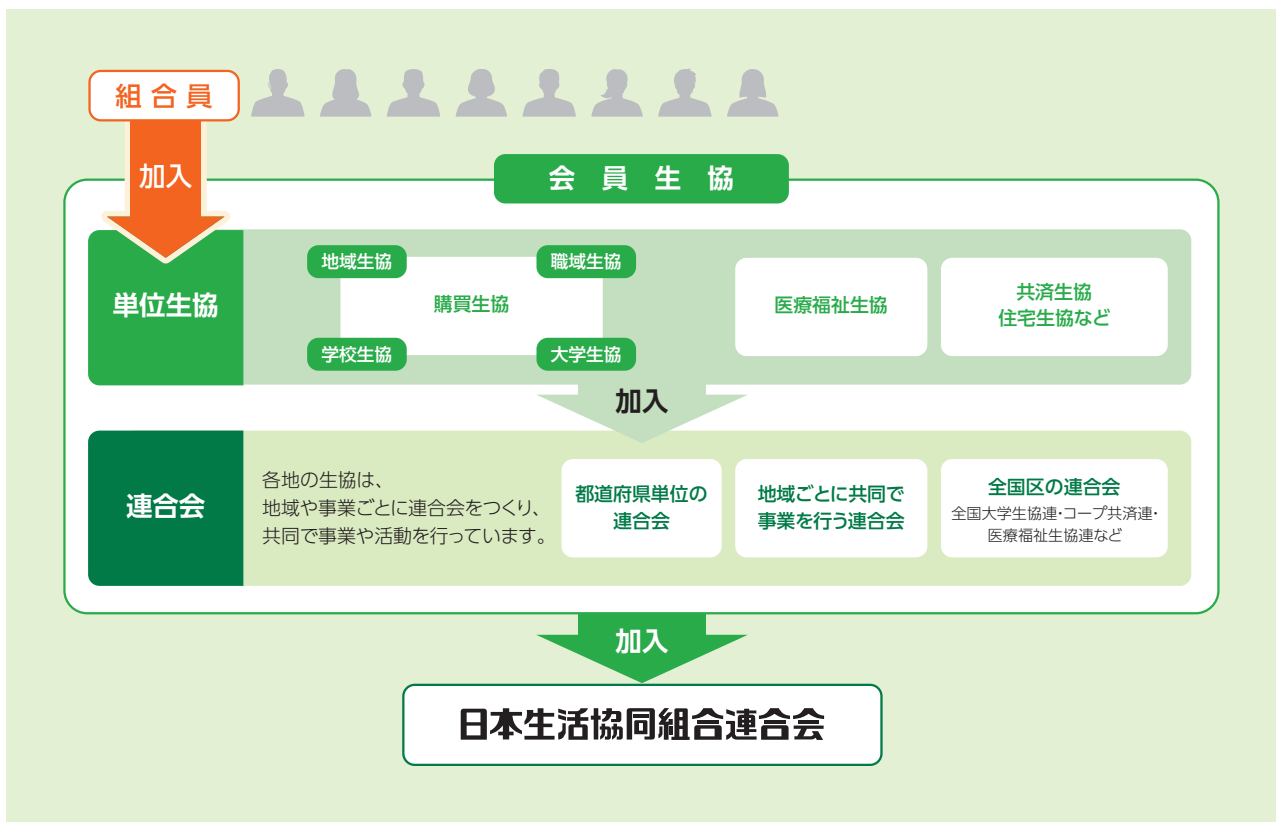
なかでも地域生協では、宅配や店舗での商品供給、共済、医療、福祉事業のほか、組合員同士の助け合い活動、暮らしに関わる学習活動など、組合員の自主的な活動まで幅広く取り組まれています。各生協の大切にしているテーマや事業・活動の内容は、それぞれの生協の組合員の願いを反映しており、生協によって異なります。

2. 日本生活協同組合連合会とは

本レポートの発行主体である日本生活協同組合連合会（略称：日本生協連）は、各地の生協や都道府県別・事業種別の生協連合会が加入する全国連合会です。1951年3月に設立され、303の生協・連合会が加入しています（2024年度末）。

日本生協連は、コープ商品の開発と会員生協（おもに購買生協）への供給（販売）、会員生協の事業や活動のサポートなどを通して、会員生協の発展を支える役割を果たしています。また、全国の生協の中央会的役割として、さまざまな団体と交流し、生協への理解を広げ、社会制度の充実に向けた政策提言なども行っています。

日本生協連と会員生協は、それぞれが独立した法人として事業・経営を行っており、本部一支部という関係ではありません。



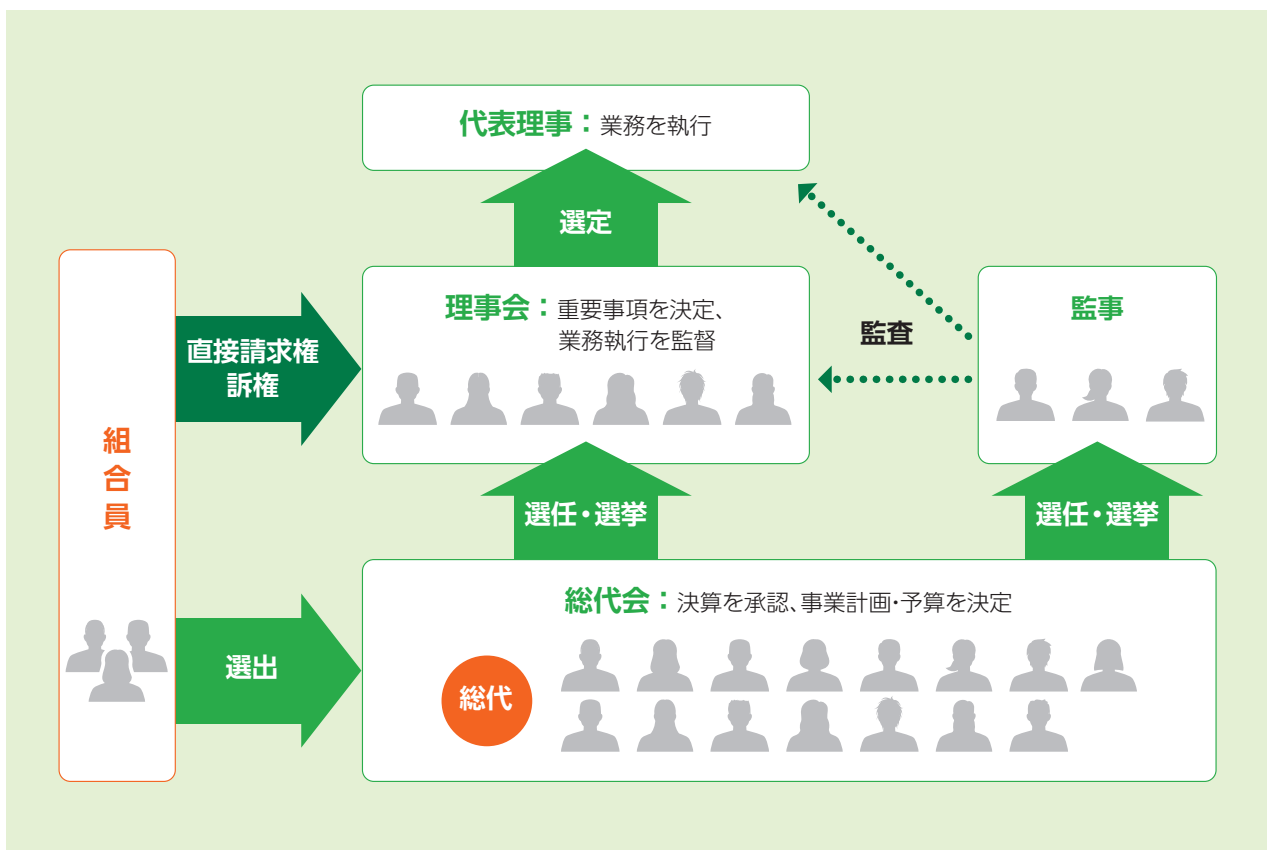
3. 生協の組織運営

生協は組合員が参加して事業方針などを決定する総会・総代会を持ち、組合員から選ばれた理事が理事会において重要事項の意思決定に参加するなど、理念としてだけでなく、制度としても、そのことを保障するしくみを備えています。

生協の事業や活動を進める上で、組織としての意思を決定し、それに基づいた運営を行うためには、役割を持つ人や会議体が必要になります。そうした人や会議体を「機関」と呼びます。生協法では「総（代）会」「理事会」「代表理事」「監事」が機関として定められています。

サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題（マテリアリティ）
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

| 機関名 | 役割 |
|----------|--|
| 総(代)会 | 生協の意思を決定するための機関で、組合員の意思決定の最高機関です。通常年1回開催し、前年の決算やその年の予算、年間の事業・活動方針、役員の選出などについて話し合い、確認します。組合員数が一定以上の生協では、組合員全員が参加する総会に代わって、組合員から選出された代表(総代)が参加する総代会を開催することができます。 |
| 理事会・代表理事 | 理事会は、総(代)会の決定に基づき、重要事項の決定と代表理事などによる業務執行状況の監督を行います。代表理事は理事会で選定され、生協の代表者として業務を執行します。 |
| 監事 | 理事会や代表理事が、総(代)会で決定された事業計画および予算に従って、忠実に職務を遂行しているか、不正や誤りはないかを監査する機関です。監査は会計だけでなく、業務執行が法令・定款・規約などに則っているかという観点からも行います。 |



■ 日本生協連の組織運営

生協は組合員の組織です。日本生協連は生協法に基づく民主的なガバナンスの充実や法令順守など、会員生協が適正な組織運営を推進できるようにサポートしています。また、毎年開催する日本生協連総会で、全国の生協および日本生協連の事業・活動方針を決定しています。方針決定に向けて、日本生協連主催の委員会や会議などに全国の生協の組合員・役職員が参加し、組合員の生活や生協の事業に関わる幅広いテーマについて議論を重ねています。

4. 生協の理念・ビジョン

生協の21世紀理念

国際協同組合同盟 (ICA) は、1995年のICA100周年記念マンチェスター大会にて、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を採択し、「協同組合の定義・価値・原則」を定めました。

これを受けて、日本生協連と全国の生協は、1997年に「生協の21世紀理念」を策定しました。この理念は、何よりも人々の幸せを大切にして行動するという、生協の変わらぬ信条と未来への展望を、凝縮させたものです。

**自立した市民の協同の力で
人間らしい暮らしの創造と持続可能な社会の実現を**

日本の生協の2030年ビジョン

生協はこれまでも2020年ビジョンで「人と人とがつながり、笑顔があふれ、信頼がひろがる新しい社会の実現」を掲げ、さまざまな取り組みを進めてきました。昨今の災害支援活動などに見られるように、人と人との「つながり」や「たすけあい」は着実に根づき広がっています。一方で、世界の抱える問題はますます深刻になってきています。

日本生協連は、国連が採択した「持続可能な開発目標 (SDGs)」の実現に貢献するための7つの行動を「コープSDGs行動宣言」(次頁参照)として約束しています。生協は、「日本の生協の2030年ビジョン」とともに、助け合いの組織として、誰もが笑顔で暮らすことができ、持続可能な社会の実現を目指していきます。

日本の生協の2030年ビジョン

**つながる力で
未来をつくる
— CO・OP 2030 —**

日本生協連は2020年6月に開催した第70回通常総会で10年後に向けた「日本の生協の2030年ビジョン」を採択しました。組合員の暮らしの変化に正面から向き合いながら、生協のめざすもの、果たすべき社会的役割を明らかにして新たな挑戦の10年へと踏み出しています。

**1 生涯にわたる
心ゆたかな暮らし**

私たちは、食を中心に、一人ひとりの暮らしへの役立ちを高め、誰もが生涯を通じて利用できる事業をつくりあげます

**2 安心して
暮らし続けられる地域社会**

私たちは、生活インフラのひとつとして、地域になくはならない存在となり、地域のネットワークの一翼を担います

**3 誰一人取り残さない、
持続可能な世界・日本**

私たちは、世界の人々とともに、持続可能で、お互いを認め合う共生社会を実現していきます

**4 組合員と生協で働く誰もが
生き活きと輝く生協**

私たちは、未来へと続く健全な経営と、一人ひとりの組合員と働く誰もが生き活きと輝く生協を実現します

**5 より多くの人々が
つながる生協**

私たちは、より多くの人々がつながる生協をつくりあげ、連帯と活動の基盤を強化します

コープSDGs行動宣言

私たち生協は、SDGs(持続可能な開発目標)に 貢献することを約束(コミット)します。



私たちは、「生協の21世紀理念(1997年総会決定)」のもと、助け合いの組織として、誰もが笑顔でくらすことができる、持続可能な社会の実現をめざし、様々な取り組みを進めてきました。誰も取り残さないというSDGsのめざすものは、協同組合の理念と重なり合っています。私たちは、あらためて持続可能な社会の実現に向けて取り組むことを、「SDGs行動宣言」としてまとめました。私たちは、以下の7つの取り組みを通じて、世界の人々とともにSDGsを実現していきます。



●ジェンダー平等と多様な人々が 共生できる社会づくりを推進します

私たちは、地域における活動を通じて、社会のジェンダー平等と多様な人々が共生できる社会の実現に貢献します。女性も男性も、誰もが元気に、生きがいを持って働き続けられる生協づくりを進めます。



●持続可能な生産と消費のために、 商品とくらしのあり方を見直していきます

私たちは、「つくる責任」と「つかう責任」の好循環を発展させ、持続可能な社会づくりをめざします。国内外の人々、そして限りある地球資源へ思いをはせ、商品の開発と供給を進めます。学習活動を通じて、エシカル消費や持続可能な社会に関する理解を促進し、私たち自らの消費行動やくらしのあり方を見直していきます。



●地球温暖化対策を推進し、再生可能 エネルギーを利用・普及します

私たちは、地球の持続可能性を揺るがす気候変動の脅威に対して、意欲的な温室効果ガス削減目標を掲げ、省エネルギーと再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組みます。再生可能エネルギーの電源開発や家庭用電気小売を広げ、原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換をめざします。



●誰もが安心してくらし続けられる 地域社会づくりに参加します

私たちは、誰一人取り残さず、安心してくらし続けられる地域社会づくりに参加します。自治体や諸団体との連携を大切にしつつ、地域の見守り、移動販売や配食事業など、生協の事業や活動のインフラを活用し、地域における役割発揮を進めます。



●核兵器廃絶と世界平和の実現を めざす活動を推進します

私たちは、「核なき世界」の実現のために、世界の人々と手を携えて、核兵器を廃絶し、平和な社会をめざす取り組みを進めます。私たちは、次の世代に被爆・戦争体験を継承し、日本国憲法の基本原則である平和主義のもと世界平和の実現に積極的に貢献します。



●健康づくりの取り組みを広げ、 福祉事業・助け合い活動を進めます

私たちは、食生活、運動、社会参加の視点から健康づくりを進めます。安全・安心はもとより、より健康な食生活に向けた商品事業と組合員活動を推進します。生活習慣病や介護予防など「予防」を重視し、福祉事業や助け合い活動を広げ、自治体や諸団体と連携し、地域包括ケアシステムのネットワークに参画します。



●世界から飢餓や貧困をなくし、 子どもたちを支援する活動を推進します

私たちは、誰一人取り残さない世界をめざして、世界が抱える問題についての理解を深め、助け合いの精神を貫き、ユニセフ募金などに取り組み、世界の子どもたちを支援します。「貧困」の連鎖をなくしていくために、子どもの貧困について学び、話し合う活動を広げ、子ども食堂やフードバンク・フードドライブなどの取り組みを進めます。

II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン

生協は、「生協の21世紀理念」で掲げた価値を大切に、「日本の生協の2030年ビジョン」実現に向けて店舗事業や宅配事業などさまざまな事業と活動を展開しています。

1. 生協の価値創造モデル

生協は「生協の21世紀理念」を、今世紀を通じて大事にしていく価値と定め、2030年までに「日本の生協の2030年ビジョン」で定めた生協や社会の姿を実現していきたいと考えています。私たちはこれらを生協にとってのアウトカム（成果・影響）と捉えており、その実現に向けて事業と活動を展開しています。

生協の事業はさまざまですが、多くの地域購買生協では店舗事業、宅配事業、共済事業、福祉事業を実施しています。

店舗事業では、コープ商品や産直品をはじめとする食品や家庭用品などを取りそろえ、くらしの変化に対応した品揃えと売り場づくりを進めています。生協のなかには、買いものが不便な地域を決まった曜日と時間にトラックで巡回する移動店舗を運行しているところもあります。

宅配事業では、商品カタログで注文された商品を、決まった曜日の決まった時間にお届けしています。お届けする先は個人宅や近隣住民や職場で形成されたグループなどさまざまです。夕食をつくるのが難しい方へ、平日に夕食をお届けする「夕食宅配」のサービスを行っている生協もあります。

ケガや病気、災害など、組合員のくらしの「もしも」を保障するのが共済事業です。「CO・OP共済」では、医療・生命の保障と、住まいと家財の万が一に備える火災共済を扱っています。福祉事業では介護保険事業を基本に在宅介護を中心とした事業に取り組んでいます。介護の基本として①利用者の尊厳②自立支援③在宅生活の継続の3つを大切にしながら、地域密着型サービスや「生協10の基本ケア⁵⁾」の取り組みを広めています。

生協では、組合員による自主的な活動（組合員活動）が行われています。組合員がくらしにかかわるさまざまなテーマや課題について学び、地域づくりにかかわる活動などを行っています。たとえば、商品活動（エシカル消費の学習や食育、産地・工場見学、料理教室）、リサイクルや海岸清掃活動、被爆戦争体験の継承など平和の取り組み、高齢者や子育て中の方などへの助け合い活動、子どもの貧困に関する活動（子ども食堂、フードドライブ、学習支援）などを展開しています。



5 日本生協連は、社会福祉法人 協同福祉会（本部：奈良県大和郡山市 理事長：大國 康夫）と連携し、自立した在宅生活を支援するための介護サービス「生協10の基本ケア」を、全国の生協の福祉事業で本格的に導入しています。「生協10の基本ケア」の特長は、利用者ご自身の「ふつうの生活」を取り戻し、利用者・家族のQOL（生活の質）を高めていくもので、ならコープを母体とする社会福祉法人 協同福祉会が2006年4月から実践してきた考え方を元としています。

生協の価値創造モデル

生協が大切にしている価値（生協の21世紀理念）

自立した市民の協同の力で 人間らしい暮らしの創造と 持続可能な社会の実現を

2030年までに生協が実現したい社会・生協の姿（日本の生協の2030年ビジョン）

- 生涯にわたる心ゆたかな暮らし
- 安心して暮らし続けられる地域社会
- 誰一人取り残さない、持続可能な世界・日本
- 組合員と生協で働く誰もが活き活きと輝く生協
- より多くの人々がつながる生協

上記を実現するための事業と活動のアウトプット

| | | | |
|---|---|-------------|---|
| 事業の結果 <small>※供給高＝ 全国の生協組 合員による利 用結集高</small> | <ul style="list-style-type: none"> ● 総事業高約3兆2千億円⁶ 〔うち供給高約3兆円。うち店舗供給高約9千7百億円、うち宅配供給高約2.1兆円〕 ● コープ商品のエシカル消費対応商品の供給高約2千6百億円 | 環境負荷 | <ul style="list-style-type: none"> ● コープ商品や産直商品など取り扱い商品の生産や輸送、販売、廃棄にともない環境負荷が発生 ● 店舗や施設の運営や配送車両の走行にともないCO₂が排出 ● 商品の販売時や宅配のお届け時にプラスチック製の容器包装を使用 ● 商品加工や店舗での販売時に食品廃棄物が発生 ● 商品カタログの制作にともない紙資源を消費 ● 水資源の消費 |
| | 地域社会づくり | | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体との協定締結数〔包括連携協定234件、地域見守り協定1,323件、緊急時物資支援協定等966件〕 ● 地域社会づくりを支える人材の輩出 ● 他の協同組合や市民団体、社会福祉協議会、NPOとの連携の進展 |

生協の事業と活動

| | | | | |
|--------------|--|--|-------------------------|---|
| おもな事業 | 購買事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 店舗や宅配事業を通じて、食品や家庭用品など毎日の暮らしに必要な商品を供給（販売）している ● 特に宅配事業では決まった曜日に自宅や職場へ商品をお届けしており、生協によっては夕食宅配を展開し、平日に夕食を宅配している | 事業と活動が一体となった取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ● 組合員のエシカル消費に応えた商品の開発・供給と、組合員による利用拡大により、エシカル消費推進に向けた好循環を作り上げている ● 買い物が不便な地域に移動店舗の運行をしている ● 固定した曜日とルートで配送する宅配事業の特性を活かして「地域見守り活動」を行っている ● 店舗でフードドライブの受付を行い、宅配車両の戻り便で資源物の回収を行っている |
| | 共済事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「CO・OP共済」として医療・生命の保障と、住まいと家財の万が一に備える火災共済を取り扱っている | | |
| | 福祉事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険事業を基本に在宅介護を中心とした福祉事業を展開している。特に①利用者の尊厳②自立支援③在宅生活の継続の3つを大切にしながら、地域密着型サービスを展開している | | |
| 組合員活動 | <ul style="list-style-type: none"> ● 組合員（消費者）が主体となった活動を展開している ● たとえば商品活動（エシカル消費の学習や食育、産地・工場見学、料理教室）、リサイクルや海岸清掃活動、被爆戦争体験の継承など平和の取り組み、高齢者や子育て中の方などへの助け合い活動、子どもの貧困に関する活動（子ども食堂、フードドライブ、学習支援）の展開など | | | |

生協の事業と活動に必要なインプット（投入資源）

| | | | | | |
|-------------|--|---------------|--|-------------|--|
| 人的資本 | <ul style="list-style-type: none"> ● 組合員数約2千4百万人（全国の生協合計では約3千万人） ● 正規職員数約3万2千人 | 製造資本 | <ul style="list-style-type: none"> ● 店舗数約890店 ● 宅配車両約26,400台（委託車両含む） | 知的資本 | <ul style="list-style-type: none"> ● 店舗運営・商品配送・商品開発ノウハウ ● 品質管理体制 |
| 財務資本 | <ul style="list-style-type: none"> ● 組合員出資金8,083億円 | 社会関係資本 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体、他の協同組合、市民団体、社会福祉協議会、NPOとの連携 | | |

※地域購買生協を中心に記載。自治体との協定締結数は2025年12月末時点の実績。その他の数値はすべて2024年度実績。

※価値創造モデルのフォーマットは「環境報告ガイドライン2018」を参考にした。

■ 日本生協連のおもな事業

日本生協連は、おもに地域購買生協の事業に貢献することを目的に、コープ商品事業と通販事業を展開しています。

コープ商品事業ではプライベート・ブランドである「コープ商品の開発」と「全国の生協への供給（卸）」の2つの役割を果たしています。「組合員のふだんのくらしに役立つ」商品を目指して開発し、約5,000品を発売しています⁷。全国の生協への供給という面では、受発注管理や納品・物流管理、取引先メーカーと連携した商品数量の最適管理等を行っています。

通販事業では、衣料品や日用雑貨、寝具、インテリア、家具、ギフト商品などを商品カタログやインターネットでご注文いただき、宅配便等で組合員へお届けしています。

コープ商品のブランドメッセージ

co-op

想いをかたちに

私たちの使命は、「想いをかたちにすること」です。
 そのために、CO・OP商品がいちばん大切にしていることは、
 「組合員の声」と「組合員が商品開発に参加すること」です。

取り組み方針

5つの約束

信頼されるコープ商品であり続けるために、5つの約束を果たし、想いをかたちにしていきます。

- ①安全と安心を大切に、よりよい品質を追求する
- ②おいしさと使いやすさを追求する
- ③持続可能な社会やくらしに貢献する
- ④利用しやすい価格を実現する
- ⑤わかりやすい表示と情報を提供し続ける

めざす未来

コープ商品はふだんのくらしに役立つ商品として、組合員のくらしがより良くなり、心身の健康と社会のつながりが良好で笑顔になれる状態(ウェルビーイング)をめざします。

- ①すべてのコープ商品をエシカル消費対応に
- ②すべてのコープ商品をより健康な食とくらしに貢献するものに
- ③日本の食料自給の向上に貢献するコープ商品に
- ④変化に対応し 新たな価値の創造に挑戦し続ける
- ⑤未来を担う人々も共感するコープ商品へ

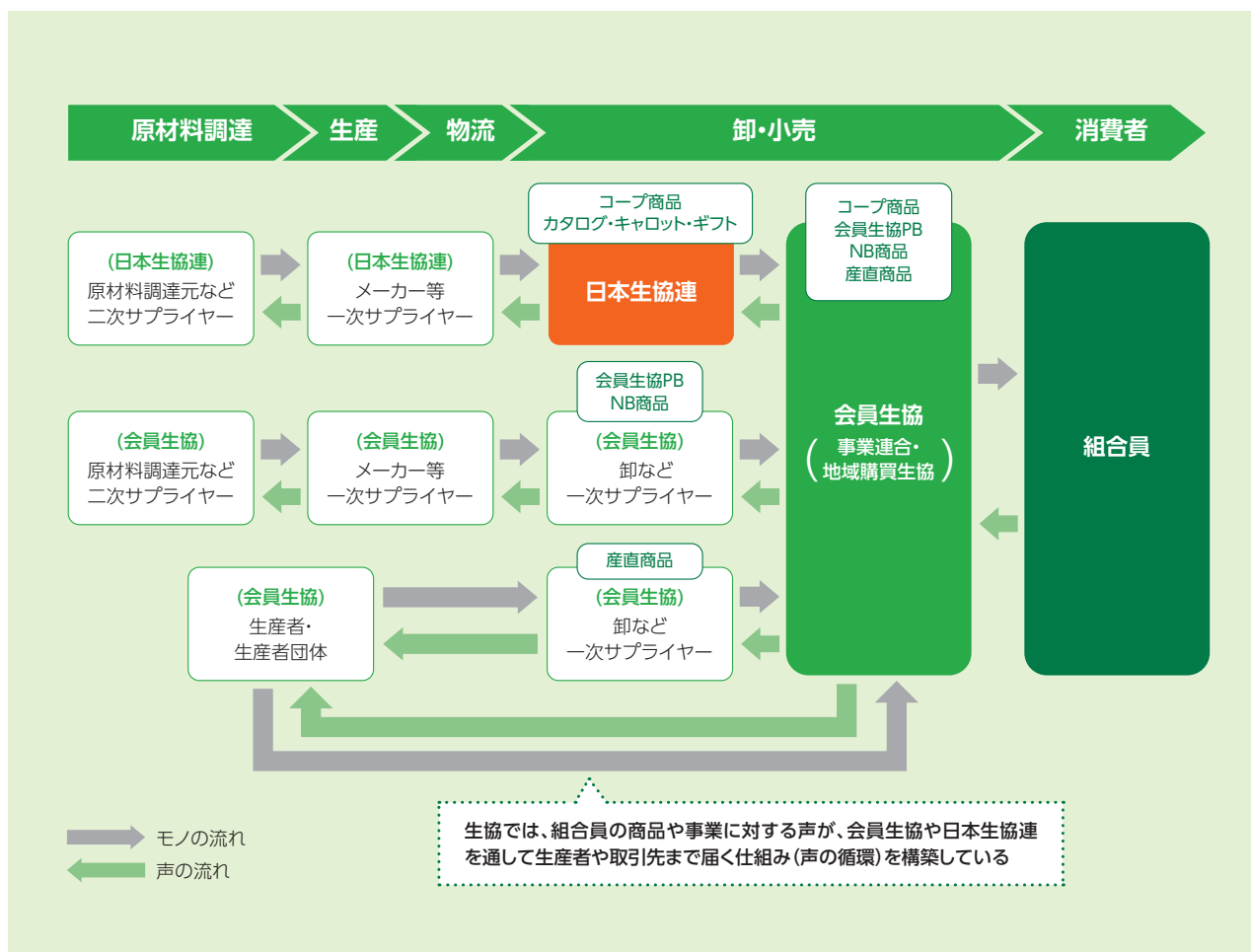


2. 商品バリューチェーンと声の循環

前項で記載した「生協の価値創造モデル」のうち、商品供給事業のバリューチェーンについて記載します。生協では、日本生協連がコープ商品の開発と卸を担い、地域購買生協は店舗や宅配事業を通じて組合員へ販売しています。地域によっては共同で事業を行う連合会として「事業連合」があり、商品の開発・改善や仕入れ、店舗や宅配の売り場づくりを担っています。

したがって、生協はバリューチェーン上では卸・販売に位置します。会員生協は日本生協連から仕入れたコープ商品のほかに、独自に開発したPB商品やNB商品⁸、生産者団体から調達した産直商品を供給（販売）しています。

■ 会員生協（地域購買生協）と日本生協連のバリューチェーン



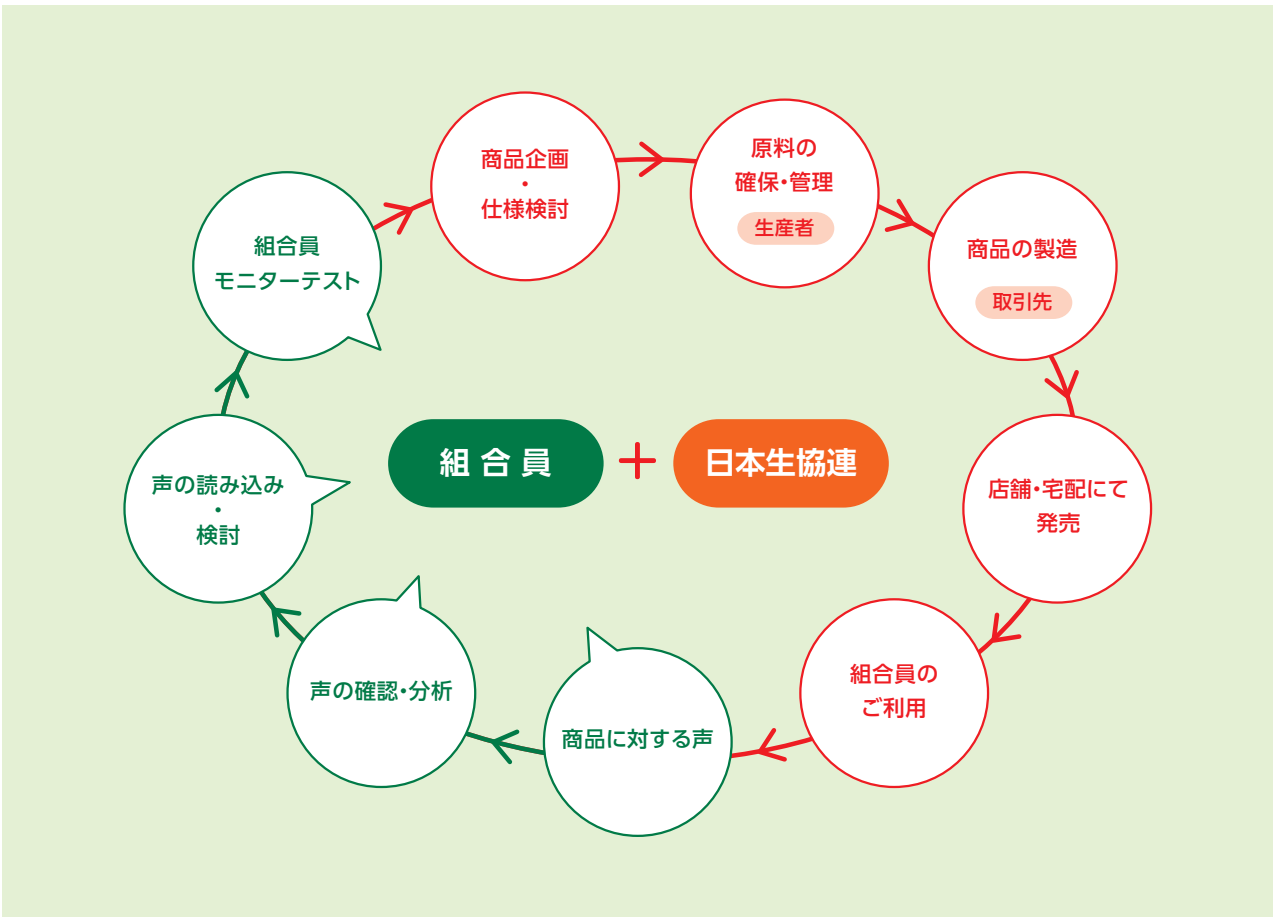
8 PB(ピービー)は「プライベート・ブランド」の略であり、小売業がメーカーと協力して独自に企画した小売業のブランドのこと。それに対してNB(エヌビー)は「ナショナル・ブランド」の略であり、全国規模(ナショナル)で販売するメーカーのブランドのこと。

■ 商品の開発・改善と声の関わりー「声」の取り組みサイクル

日本生協連では、CO・OP商品へ寄せられたすべての組合員の声を読み込み、商品開発・改善に活かしています。2025年度に日本生協連および会員生協へ寄せられたCO・OP商品への声は109,653件でした。この中から改善要望に関する声を全件読み込み・確認し、声からの改善議題として改善検討を進め、236商品が「声」からの商品改善につながりました。

また、CO・OP商品では、開発・再開発商品すべてを対象に組合員評価を実施し、発売商品に声を取り入れています。そのほかインターネットアンケートや、商品アイデアワークショップ（座談会）など、さまざまな形で組合員を集め、商品の開発・改善に活かしており、2025年度は649件の組合員テストを実施しました。

また、組合員が産地を訪問し、生産者と交流する産地交流も行われています。商品に限らず事業運営に関する意見も積極的に取り入れており、このように「声の循環」を構築している点が生協の特長です。



サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題（マテリアリティ）
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

バリューチェーンにおけるリスクと機会

生協は、バリューチェーンの各段階で多様な関係者と関わり合いながら事業を行っています。各工程と関わりの深い社会的課題・関心事やリスク、機会を以下のように捉えており、関係者とともに着実な取り組みや対応を重ねることで、社会・環境課題の解決に取り組んでいきます。

重要な社会的課題・関心事

| 原材料調達 | 生産 | 物流 | 卸・小売 | 消費者 |
|---|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動 ● 生物多様性 ● 水資源 ● プラスチック使用 ● 原材料ロス ● 人手不足 ● 労働者の人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の品質と安全性 ● 気候変動 ● 食品ロス ● 水資源 ● プラスチック使用 ● 労働安全衛生 ● 労働者の人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動 ● 人手不足・高齢化 ● 労働安全衛生 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動 ● 食品廃棄物 ● プラスチック使用 ● 個人情報保護 ● 労働安全衛生 ● 労働者の人権 ● 社会や環境に配慮したマーケティング | <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動 ● 商品の品質と安全性 ● 食品ロス ● プラスチック問題 ● 個人情報流出 |

リスク

| 原材料調達 | 生産 | 物流 | 卸・小売 | 消費者 |
|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動や森林破壊 ● 水資源の枯渇による原材料調達不全 ● 石油由来プラスチックの使用量増による環境負荷 ● 原料生産時の廃棄 ● 労働災害の発生 ● 児童労働や強制労働 ● 外国人労働者の人権問題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 意図的・非意図的な異物混入 ● 安定的な品質保持 ● エネルギー使用量増による環境負荷・コスト増 ● 濁水・洪水・水質悪化による生産停滞 ● 石油由来プラスチック使用量増 ● 労働災害の発生 ● 強制労働・長時間労働・ハラスメントなど人権侵害 ● 外国人労働者の人権問題 | <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー使用量増による環境負荷・コスト増 ● 原料・製品輸送時のCO₂排出増 ● 異常気象や人手不足による物流遅延 ● 労働災害の発生 ● 長時間労働・ハラスメントなど人権侵害 | <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー使用量増による環境負荷・コスト増 ● 販売・加工時の食品廃棄物増 ● 石油由来プラスチック容器包装と使い捨てプラの使用量増と廃棄による環境負荷 ● カタログ等に使用する紙の使用量増がもたらす生物多様性への影響 ● 労働災害の発生 ● 従業員の長時間労働・ハラスメントなど人権侵害 ● 独占禁止法・食品安全・表示関連法違反による法的リスク ● 不適切な表示や広告等による信頼低下 | <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の誤使用や健康被害 ● エネルギーの使用量増による環境負荷・コスト増 ● 家庭での食品ロス増による環境負荷 ● 石油由来プラスチック容器包装と使い捨てプラの使用量増と廃棄による環境負荷 ● 食と健康、環境配慮に関する正しい情報へのアクセスと理解不足 |

機会

| 原材料調達 | 生産 | 物流 | 卸・小売 | 消費者 |
|-------|----|----|---|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮商品などエシカル消費対応商品の売上増 ● エシカル消費に関心のある組合員が増える ● ESG対応強化により社会や組合員からの信頼や評判が高まる ● 法令違反リスクの回避 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心な商品の消費と利用 ● エシカル消費による持続可能な社会づくりへの貢献 ● 食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの使用量削減による環境負荷低減 |

※地域購買生協を中心に記載

Ⅲ 推進体制

1. 生協の環境・サステナビリティ推進体制

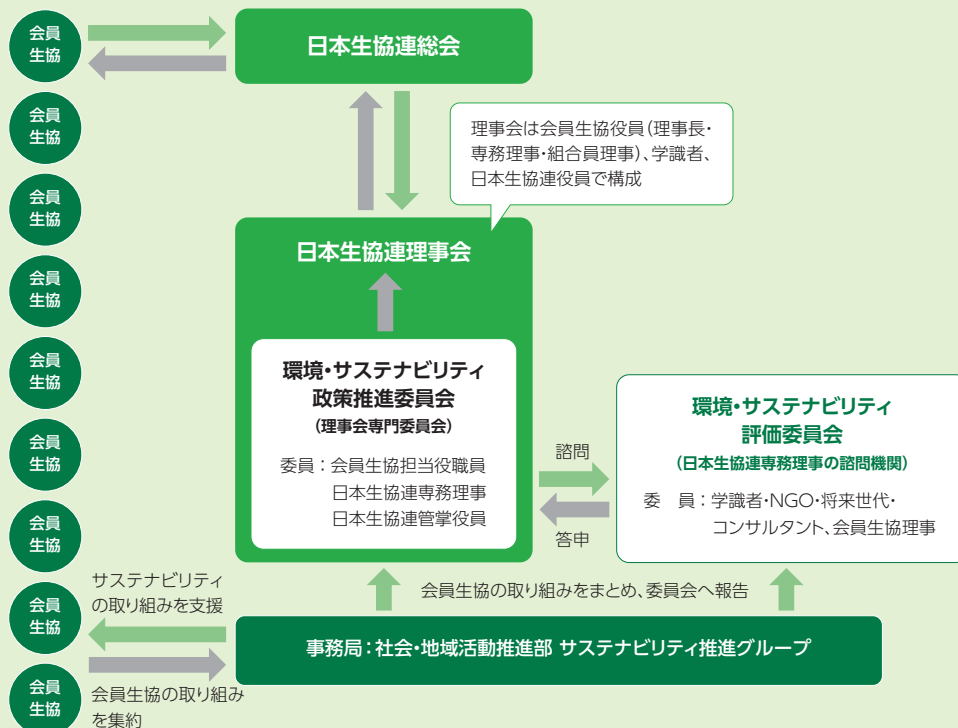
環境・サステナビリティ推進体制は生協ごとに異なっており、専門部局を置いて担当役員のもと推進を図っている生協もあれば、管理部門がマネジメントしている生協などさまざまです。そのため、ここでは特定の会員生協を取り上げるのではなく、連合会である日本生協連の体制について記載します。

日本生協連はコープ商品の開発・卸といった事業面での支援に加え、会員生協の環境・サステナビリティの取り組み支援も担っています。会員生協が取り組める政策を提起し、その政策に基づく進捗状況を把握し、フォローアップを行っています。下の図は日本生協連に設置した、会員生協の取り組みをフォローアップするための体制です。

■ 会員生協を対象としたフォローアップ体制

日本生協連では、代表理事統括専務の諮問機関として「生協の環境・サステナビリティ政策に関する評価委員会」を設置しています（評価委員の詳細については19Pを参照）。運営・組織担当常務のもとにあるサステナビリティ推進グループが会員生協の取り組みを集約し、評価委員会にて報告します。それについて評価委員からは、専門的な立場からご意見やご助言をいただいています。

評価委員会の意見や助言は日本生協連専務理事が受け止め、全国生協の環境・サステナビリティ推進機関である「環境・サステナビリティ政策推進委員会」へ報告されます。そして、今後の対応方針とともに日本生協連理事会や総会へ報告されます。評価委員会の意見は、これらの機関会議を通じて会員生協と共有される仕組みとなっています。

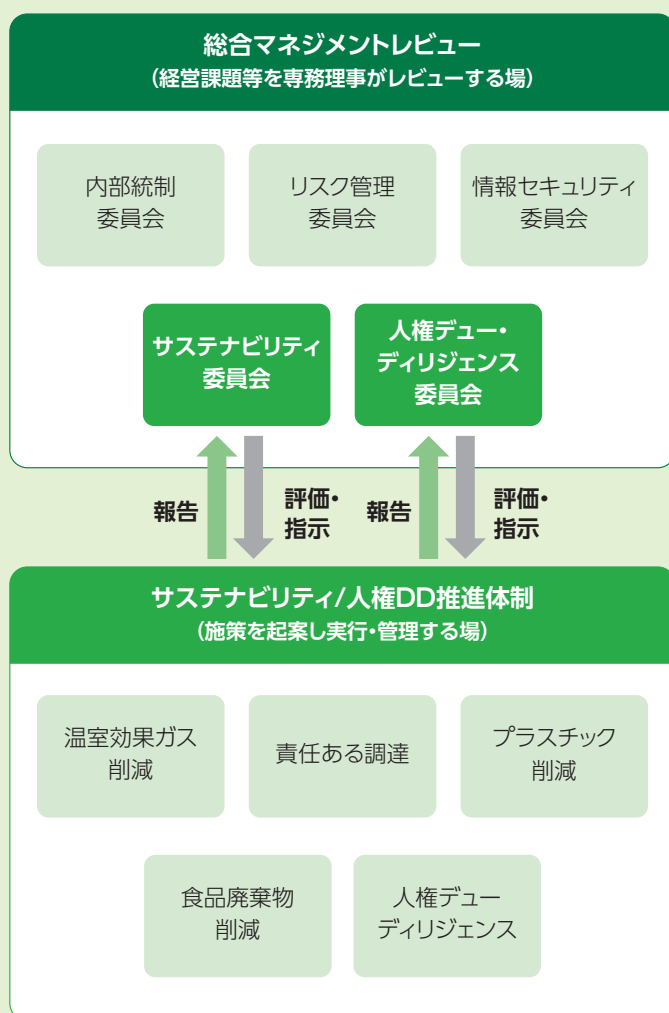


日本生協連内部を対象としたマネジメント体制

日本生協連では、経営課題等をマネジメントする場として、総合マネジメントレビューを四半期に1回実施しています。内部統制委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、サステナビリティ委員会、人権デュー・ディリジェンス委員会の5つの委員会を設け、代表理事専務を委員長に、常勤役員のほかすべての本部の本部長、子会社の社長や専務が出席しています。代表理事専務に対し、各テーマに関する重要課題を報告しレビューを受けることを目的としています。

このうち「サステナビリティ委員会」は2025年度に新たに設置されました。これにより環境や社会に配慮した原材料調達や容器包装プラスチックの削減、サプライチェーン排出量の算定状況などがレビューされるようになりました。

サステナビリティ委員会および人権デュー・ディリジェンス委員会への報告内容は、各部署の実務者で構成される「サステナビリティ/人権デュー・ディリジェンス推進体制」で検討しています。この推進体制では、具体的な施策の起案や実行、および諸課題の進捗管理などを行っています。



委員長：代表理事専務
委員：常勤役員、すべての本部長、
子会社社長・専務
事務局：総合マネジメント部
開催頻度：年4回

責任者：管理本部長
参加者：総合マネジメント部門、
CSR部門、商品事業部門、
物流・電力子会社など
事務局：総合マネジメント部、
サステナビリティ推進グループ
開催頻度：年4回

IV

ステークホルダーとの対話

生協では、組合員から他の協同組合まで幅広いステークホルダーとの協同・コミュニケーションを通じ、「持続可能な社会」の実現に向けた事業・活動を進めています。

1. ステークホルダー・エンゲージメント

生協は「協同の力」によって、くらしの願いを実現し、社会的な課題を解決していく組織です。下記のようなステークホルダーとさまざまな場面でのコミュニケーションを継続的に行っていくなかで、多様なご意見を生協の事業と活動に反映させ、「持続可能な社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

| ステークホルダー | コミュニケーションの場面 |
|------------------|--|
| 組合員 | <ul style="list-style-type: none"> ● 出資 ● 日常の利用(店舗、宅配、共済、福祉など) ● 組合員活動や運営への参加 (商品開発、学習会・イベント、SNS、委員会、総代会など) ● お問い合わせ・お申し出 ● 組合員向けサイトや機関紙、組合員アンケート |
| 役職員 | <ul style="list-style-type: none"> ● 研修 ● 意識調査やアンケート ● コンプライアンス相談 |
| 取引先 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日常の取引 ● 方針説明会 ● CSR調査 ● 取引先ヘルプライン ● 産地見学会や工場見学会 ● 寄付金付き商品の展開や協働プロジェクトの実施 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 行政のイベントへの参加 ● 首長や担当部局との意見交換会 ● 審議会への参加 ● 包括連携協定などの協定締結 |
| 地域社会、 他の協同組合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくりへの参加、協働プロジェクトの実施 ● フードバンク等への寄贈・寄付など ● CSR報告書 |
| 市民団体・NGO、 学識者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体やNGOのイベントへの参加、協働プロジェクトの実施 ● CSR報告書 ● ステークホルダー・ダイアログ |
| 次世代 | <ul style="list-style-type: none"> ● 組合員活動の親子企画・子ども向け企画 ● 店舗などでの見学受け入れ、学校での出前講座など |

2. 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」に関する 評価委員会

日本生協連はステークホルダー・ダイアログの場として、学識者やNGO、次世代を担う若者、会員生協からなる「『生協の2030環境・サステナビリティ政策』に関する評価委員会」を、下記の3つを目的に設置しています。

- 1 生協の環境・サステナビリティの取り組みが、社会の要請に応えた内容になっているか、社会に求められる水準に達しているかどうか生協外のステークホルダーに評価していただくこと
- 2 生協の環境・サステナビリティの取組みに対し、ステークホルダーの視点から助言や期待を寄せってもらうこと
- 3 環境・サステナビリティ分野の動向において、対応すべきこと、フォローすべきことをタイムリーに情報提供いただき、次年度のアクションにつなげられるようにすること

2025年度は計2回実施し、「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の進捗状況を含む環境・サステナビリティの取組み全般について評価をいただきました。次ページ以降に、2024年度にいただいたご意見とそれに対する対応、そして2025年度にいただいたおもなご意見を記載しています。

I 評価委員



落合 航一郎

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科
蟹江研究室



勝山 暢夫

大阪いずみ市民生活協同組合
理事長



川江 心一

WWFジャパン 自然保護室長



古賀 摩希子

生活協同組合コープみらい
副理事長



田崎 智宏

国立環境研究所 資源循環領域
資源循環社会システム研究室 室長



富田 洋史

(株)クレアン
代表取締役社長

(五十音順で掲載、組織名・肩書きは当時のもの)

2024年度のご意見と対応

| | 2024年度のご意見 | 対応 |
|---|---|---|
| 気候変動 | CO ₂ 削減目標を見直し、サプライチェーン排出量の農畜産物の削減対策リストを作成されたことは良い取り組みだ。特に農畜産物分野におけるGHG削減リストを作成されたことは先進的で、小売業界をリードできる内容になっており評価できる。 | 2025年度から全国の生協でサプライチェーン排出量の算定を開始し、5生協が算定に着手した。今後、この農畜産物分野におけるGHG削減リストを活用し、削減対策を検討していく。 |
| | 国際的なSBTi ⁹ ガイダンス基準では、削減目標の基準年を2015年以降にすることが求められている。生協の2013年度比で50%以上削減という目標も、国際基準と照らし合わせると更新が必要と考えるので、引き続き検討をして欲しい。また、SBTiの認定を取る場合にはFLAG[Forest, Land and Agriculture(森林、土地、農業)]をスコープにいれた削減目標を定める必要があるため、早期の準備を期待したい。 | 削減目標の基準年更新は必要と考えている。2030年以降のサステナビリティ政策を検討する際、ご指摘の内容を参考に温室効果ガス削減目標を設定したい。FLAGについても情報収集を進める。 |
| | PKS(パームヤシ殻)をバイオマス発電の燃料にすることについては、トレードオフの問題や、海外から輸入することによるエネルギー消費の問題があり、GHG削減につながらないという議論もある。生協が出資しているバイオマス発電所に対し、LCAでのGHG排出量の開示を求めことや、GHG削減につながるバイオマスであることの確認を進めてほしい。また、近隣地域の森林の残材に切り替えることも視野に入れていただきたい。 | 生協が出資しているバイオマス発電所のなかにはライフサイクルGHGの状況を定期的の開示し、PKSのゼロ化を目指す取り組みを進めているところがある。第三者認証を得たPKSを使っているところもある。一方で、まだ算定や開示をしていない発電所も少なくないと思われるため、日本生協連として継続して情報提供を行い、状況の確認をしていく。 |
| 省資源・資源循環 | 容器包装プラスチックや紙カタログ削減について、生協内で好事例の水平展開を進めて欲しい。 | 会議や交流会にて意見交換の場を設けるとともに、好事例集の配布等を通じて情報提供に努めている。 |
| | 商品カタログに使用する紙使用量の削減に向け、WEB利用者にはポイント付与等のインセンティブや削減効果を組合員に伝えるなどのさらなる工夫を期待する。 | 各生協では、冊子のカタログからWebカタログやアプリへの切り替えを促す発信を定期的に行っている。また、クーポン券をプレゼントしたり、ポイントを付与するなど多様な工夫を行っている。 |
| | 衣料回収については、家庭から出る衣類の廃棄処分を12万トン削減する目標が国の方で議論されている。情報収集のうえ、削減目標設定などを視野に入れてはどうか。 | 国の議論状況をフォローし生協内で共有した。衣料品に限らず、社会的に回収やリサイクルが必要なものを調査し、生協ができることを考えていく。なお、いくつかの生協が「衣料品回収プロジェクト」にて組合員から衣料品を回収し、その売り上げを社会課題の解決を目指すNPO法人へ寄付している。 |
| コープ商品のプラスチック対応については、トレーサビリティの確立含めて対応が進んでいると考える。さらに、原材料がどこで作られていて、森林破壊や土地転換が起きていないかまで確認できるとよい。 | コープ商品における植物由来プラスチックの導入については、エコマーク認定を取得することを基本とし、取得できない場合は過去にエコマーク認定を受けた樹脂(かつ樹脂メーカー)に限定している。エコマーク認定条件の一つに「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」があり、このなかで森林破壊や土地転換が起きていないかの確認ができていると考えている。 | |

9 SBTiは、WWF、CDP、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブとして発足し、現在は独立した非営利団体として登録されています。世界の平均気温の上昇を1.5度に抑えるという目標の達成に向けて、企業は極めて重要な役割を果たすため、SBTiは企業に対し、どれだけの量の温室効果ガスをいつまでに削減しなければいけないのか、科学的知見と整合した目標(Science-based target)を設定することを支援・認定している。

サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題(マテリアリティ)
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表(GRIスタンダード)

| | 2024年度のご意見 | 対応 |
|------------|--|---|
| 省資源・資源循環 | <p>コープ商品のプラスチック使用量が、おもにペットボトルの増加により基準年比11%増となっている点を懸念している。</p> <p>ペットボトルを回収し商品包材へのリサイクルを進めているが、最終的にはそれも使い捨てになる。ペットボトルを使い続けること自体の見直しも必要ではないか。</p> | <p>コープ商品の飲料ペットボトル1本あたりのプラスチック使用量は2Lで約20%、600ml以下で約10%削減してきた。今後も1本あたりの重量削減を継続する。</p> <p>コープ商品において、経済性と利便性を前提とした飲料ペットボトルの代替物を検討することは必要と考えている。一方で、会員生協の宅配・店舗ではコープ商品以外のペットボトルも販売されている。このためコープ商品のペットボトルを減らすだけではなく、組合員とともに飲料ペットボトルに頼らない社会のあり方を検討することが重要と考えている。</p> |
| | <p>生物多様性における取り組みや情報開示について、TNFDのLEAPアプローチを参照・実践するのがよい。LEAPアプローチでは自然環境が事業へ与える影響も評価することが求められるが、生協では事業が自然環境へ与える影響を評価することに重点を置いている。今後は自然環境が事業に与える影響を評価することも必要ではないか。</p> | <p>生物多様性の損失や気候変動が生協事業や財務へもたらす影響を可視化し開示することは、社会や組合員への責任を果たすためにも重要と考えている。</p> <p>将来的にTNFDやTCFDのアプローチを導入できるよう、次年度から生協内で学習と情報共有を進めていく。</p> |
| 生物多様性・人権尊重 | <p>コープ商品のパーム油やプラスチック対応について、マスバランスを広めていくことは大事だが、あくまでも通過点である。</p> <p>パーム油については、自社が調達したものについてトレーサビリティを確認し、現物が環境や人権に影響を与えていないかを確認することが重要だ。</p> <p>プラスチックにおいても、実際に再生プラスチックの配合率を高めたものと、他社にお金を払って配合率を高めたものでは努力の度合いが異なるため、注意が必要と考える。</p> | <p>コープ商品に使用するパーム油・核油に関し、マスバランスによるRSPO認証油への切替に向けて取引先と協議を行っている。認証油のプレミアムや認証コスト等の問題もあり、マスバランスでも簡単ではない。取引先やNGO等との対話を重ね、企業イニシアチブへの参加も進めつつ、当面はマスバランス方式への切替に注力し、状況を見ながら、次期方針を策定したい。</p> <p>また、プラスチック対応において、再生プラスチック、植物由来プラスチックの使用量を社会全体で増やしていく方法としては、既存設備が使用でき、品質面への影響もないマスバランス方式を活用することは有効と考えている。</p> |
| | <p>コープ商品の2030調達目標のうち、GAPを導入した生産者からの(国内農産物の)調達構成比が6.1%にとどまっているが、今後の対策として、目標を変えずにステークホルダーへ働きかけをする方針は評価できる。</p> | <p>対象となる生産者の中心は稲作農家である。この間の米の高騰問題から調達課題を優先させ、GAP導入に向けた生産者との対話は出来ない。一方、JAグループと協議を行い、JAグループのGAP(GH評価制度)と生協版GAPとの連携を開始し、GAP普及に向けた環境整備が整い始めている。これを軸に普及拡大を呼びかけたい。</p> |
| 情報開示 | <p>情報開示については、生協としての考え方・マネジメント・結果(実績)の3点を伝えることが重要である。公開の際に意識できるとよい。</p> | <p>次年度以降、「生協における望ましい情報公開のあり方」について検討を開始する。</p> |
| | <p>日本生協連が、取引先向けにサステナビリティに関わる学習会を開催している点は評価できる。ステークホルダーとともに学ぶ取り組みは重要である。</p> | <p>取引先向けに学習会を実施した生協は日本生協連を含め16生協に増加した。責任ある調達を实践するうえで取引先の理解と協力は欠かせないため、引き続き学習の機会を提供していく。</p> |

2025年度にいただいたご意見

| | 2025年度のご意見 |
|----------------------------|--|
| <p>サステナビリティ政策全般</p> | <p>環境・サステナビリティ政策における2030年目標について、進捗を把握されている点は評価できるが、達成までの道のりが不透明だ。ロードマップを作成できるとよい。</p> <p>次期政策のテーマにおいて、環境関連のテーマのみならず、ジェンダーやコミュニティなど社会関連のテーマも含められるとよい。また、テクノロジーやAIというトピックスがこの先SDGsの領域でも関わってくる。世の中のトレンドを捉え、先進的な動きへの対応を期待したい。</p> <p>2027年度から国連でポストSDGsの議論が本格化することが予測される。現行政策の見直しや次期政策の議論は、国際的な動向を考慮し早めに進められるとよい。</p> <p>また、ポストSDGsに関する国内の議論において、消費者組織である生協が、生活者の視点から意見や情報提供を行うとともに、議論をリードできる存在になることを期待する。</p> |
| <p>気候変動</p> | <p>次期政策では、2040年の目標年の前に、マイルストーンとして2035年目標を設定できるとよい。温室効果ガス削減目標は、平均気温を1.5度未満に抑えるために世界が目指す目標(2035年に2019年比で60%削減)を意識されたい。</p> <p>生協は他者がつくった再生可能エネルギーの電気を利用するだけでなく、自らつくることで再生可能電気を社会に広げてきたと認識している。その取り組みの延長線上に、あらためて再生可能エネルギーの導入目標を設定できると良い。</p> <p>再生可能エネルギーに対する反対運動などが起こっている。気候変動の視点に加えて、地域や自然環境との共生を重視し、生協が再生可能エネルギーの開発にあたり大事にする視点や考え方をまとめられるとよい。</p> <p>サプライチェーン排出量の算定手引き書を作成し、全国の生協に広めていることは評価できる。今後、特に排出量の多い畜産品については、メーカーや他の小売業者等と連携し、実際に削減するところまで進められることを期待する。</p> <p>また、やがてはこうして開発された低炭素な商品を選ぶことができるようになるなど、組合員に対して、サプライチェーン排出量の取り組みをエシカル消費と関連させて伝えられるとよい。</p> |
| <p>省資源・資源循環</p> | <p>資源循環の分野では、リチウムイオン電池や太陽光パネルの回収に関わる議論が政府内で行われており、情報収集が必要と考える。太陽光パネルについては廃棄ではなくリサイクルできることが望ましい。リサイクル技術が成熟していない実態もあると思うが、技術の確立に向けて協力できることを検討するなど、積極的な対話や姿勢を期待したい。また、リチウムイオンや衣類の回収など、自治体だけでは対応が難しい課題に対し、生協が役割発揮することを期待する。</p> <p>グローバルサーキュラープロトコル(GCP)という資源循環分野における情報公開のプロトコルができた。いくつかの指標があるが、当面はリサイクル素材の使用割合が重要になるだろう。環境・サステナビリティ政策の補強や見直しにあたり、GCPの動向は情報収集しておくのがよい。</p> |

サステナビリティレポートについて

目次

トップメッセージ

I 生協について

II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン

III 推進体制

IV ステークホルダーとの対話

V 重点課題(マテリアリティ)

VI 重点課題別の取り組み報告

VII 生協の環境サステナビリティの歴史

VIII データ集

IX ガイドライン対照表(GRIスタンダード)

| 2025年度のご意見 | |
|----------------|---|
| 人権尊重 | イランをめぐる軍事行動の即時停止と、対話による平和的解決を求める抗議声明を出したことは、人権尊重の取り組みとして素晴らしい。平和を目指す生協ならではの取り組みであり、今後もこうしたスタンスを続けてほしい。 |
| | グリーンバンスメカニズムの構築に関しては、各地の生協ごとに検討するのではなく、全国の生協で構築し運用できるよう検討いただきたい。 |
| | 人権に関する情報開示のフレームワークにTISFD ¹⁰ がある。従業員のウェルビーイング等の観点も含む網羅的なものであり、人権尊重の取り組みを進めるうえで参考にできると良い。 |
| 生物多様性 | 2030年以降はネイチャーポジティブの観点から自然を増やしプラスに転じさせる取り組みが求められる。生協でも2030年に向けて生物多様性に与える負の影響を減らすことを進めているが、ポジティブにさせる取り組みを検討してほしい。 |
| | TNFDやTCFDで(生物多様性や気候変動の損失が生じた際の)自社への影響と対応についてサマリーを開示するのは必要と考える。他の上場企業のような詳細な開示は生協では不要だが、リスクの洗い出しは重要だ。 また、TNFDとTCFDは別々に考えず連動させて考えるのがよい。生物多様性の損失にともなうリスクへの対応など、必要であれば他の生産者団体などと連携することも考えられる。 |
| 組合員活動 | 生協は、組合員の願いを、生協を通して実現していくための組織だ。組合員一人一人の行動が気候変動に影響を与えることができるという気持ちでアクションを起こしてもらう必要があり、生協はそのための旗振り役を担い、一緒に取り組めるように仕掛けていくことが重要だ。 |
| 情報開示、 協働・連携 | サステナビリティに関し、子どもを巻き込みながら行えるイベントは生協ならではのと思う。若い世代から生協の活動に加わっていただけるのは生協の持続可能性につながる。例えば、卵パックを子どもが店舗にもっていきポイントを貰えて、お菓子と交換できるようなワクワクした取り組みをすることで、環境について考える機会となるとよい。 |
| | サステナビリティに関する情報開示に関し、消費者の暮らしをより良くするという生協の価値がどれだけ実現できているか、それを示すことが重要と考える。 また、サステナビリティレポートには、良い点をアピールするだけではなく、課題や葛藤も含めてストーリーを伝えることも大事な点だ。特に組合員に対しては、生協としてまだ対応できていないことや課題を率直に共有することで、議論し考えあうきっかけになるとよい。伝える情報量が多いほど議論の幅が広がるため、いかに分かりやすく伝えるのが大事であろう。 |
| | 生協の一番の強みは組合員である。気候変動対策の省エネルギーや再生可能エネルギーの推進、プラスチックの総量を減らすこと、エシカル消費の推進は社会としてインフラを整備しないと難しい課題であり、国の政策として進めることが必要だ。組合員の声をまとめ、社会を変えていく取り組みを期待している。 |

10 TISFDは、企業や金融機関が「不平等」や「社会的課題」に関連するリスクや影響を適切に開示するための国際的な枠組みを策定することを目的に、2024年9月に設立されたイニシアティブ。

V

重点課題（マテリアリティ）

生協では、「エシカル消費」「気候変動対策」「省資源・資源循環の推進」「人権尊重の推進と生物多様性保全」「情報公開と対話・連携」を環境・サステナビリティの重点課題としています。

1. 重点課題の特定プロセス

生協の事業は環境と社会に対して一定の影響や負荷を与えています（または与えるリスクがあります）。たとえば生協の店舗で電気を使用することや、ガソリンや軽油を燃料にした宅配トラックを走らせることにより、温室効果ガスを排出し地球温暖化に影響を与えています。生協事業における排出量は日本全体の排出量のなかでも0.5%を占めています（業務その他部門において）。

生協が組合員へ提供するレジ袋や食品トレイ、卵パックなど容器包装の多くはプラスチック素材です。その使用量は日本全体の小売業で用いられる同種のプラスチック製容器包装の10%近くを占めています。これらのプラスチックは、生産する時や廃棄して燃焼する際に温室効果ガスを排出します。これらが適切に回収・リサイクルされず、海へ流出するとプラスチックごみとして海洋汚染を引き起こす恐れがあります。

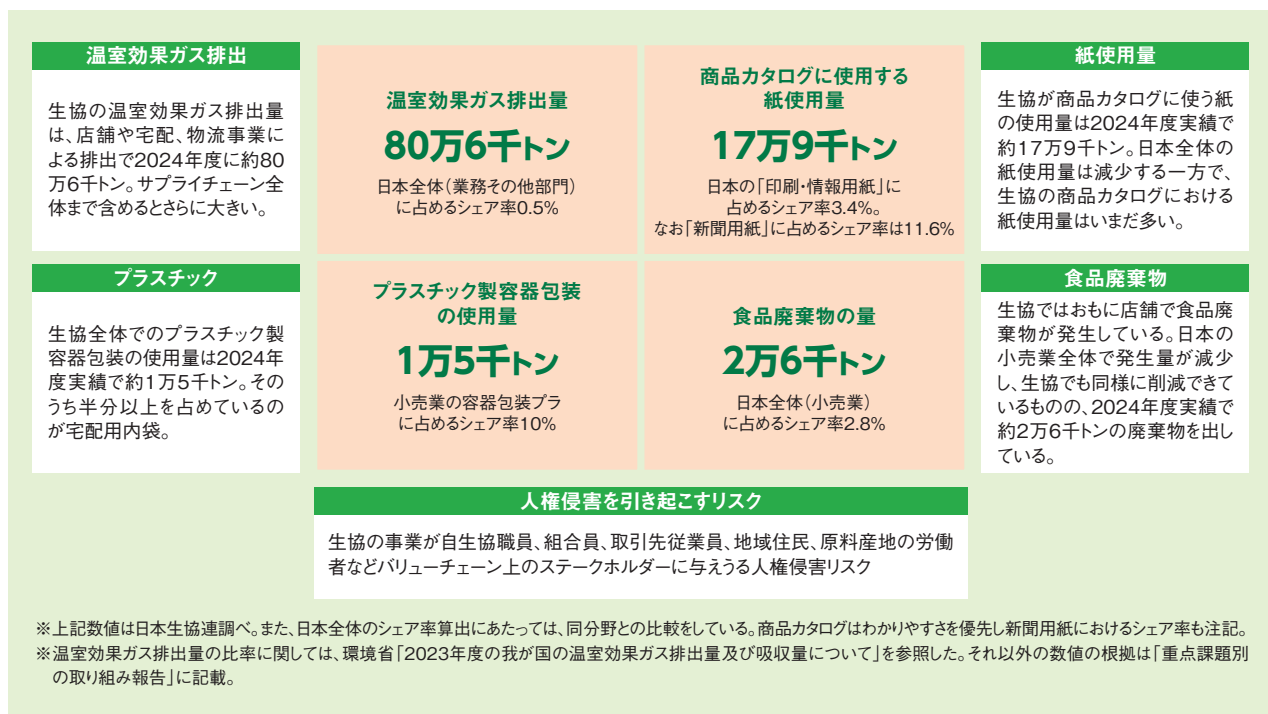
生協は宅配事業で商品カタログを作成し組合員へ配布しており、多くの紙を使っています。日本国内の紙需要が減少するなか、生協の紙使用量は、日本全体の「印刷・情報用紙」の3.4%を占めています。森林資源の持続可能性という点から考えると、適切な管理と利用が求められます。生協は食品を生産し供給しており、その調達から供給までのバリューチェーンを通して食品廃棄物を発生させています。その量は国内の食品小売業が排出する食品廃棄物の2.8%にあたります¹¹。

生協は商品事業、店舗・宅配事業、福祉事業など多様な事業を行っています。それらに関わる自生協の職員や組合員、取引先の従業員、地域住民、原料産地の労働者などのステークホルダーが受ける人権リスクに、生協が一切関係ないとは言い切れません。

以上のように生協は環境問題と人権問題に一定の影響を与えることから、これらの負荷を減らすこと、問題が起きないように予防策を講じること、仮に起きた場合はすみやかに対応することが重要と考えています。また、この状況を正直に社会へ公表し、ステークホルダーと対話し、連携して解決することが必要と考え、「エシカル消費」「気候変動対策」「省資源・資源循環の推進」「人権尊重の推進と生物多様性保全」「情報公開と対話・連携」を重要課題と決めました。

11 温室効果ガス排出量の比率に関しては、環境省「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について」を参照した。それ以外の数値の根拠は「重点課題別の取り組み報告」に記載。

生協の事業が環境と社会に与える影響



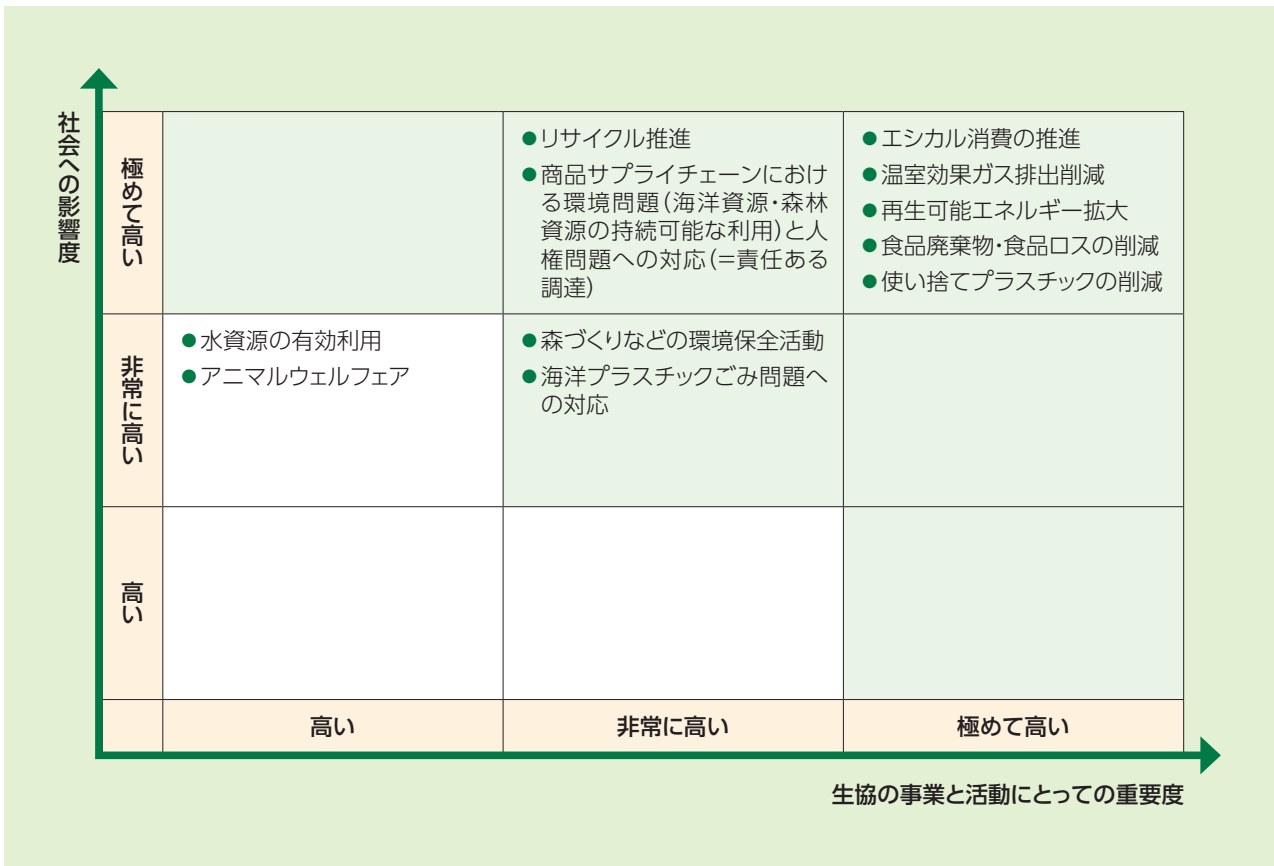
2. 生協におけるマテリアリティマッピング

日本生協連では、全国の生協の事業活動に関する重点課題(マテリアリティ)を「環境課題」と「社会課題」に分け、それらを「生協の事業と活動にとっての重要度」と「社会への影響度」の観点からマッピングしました。

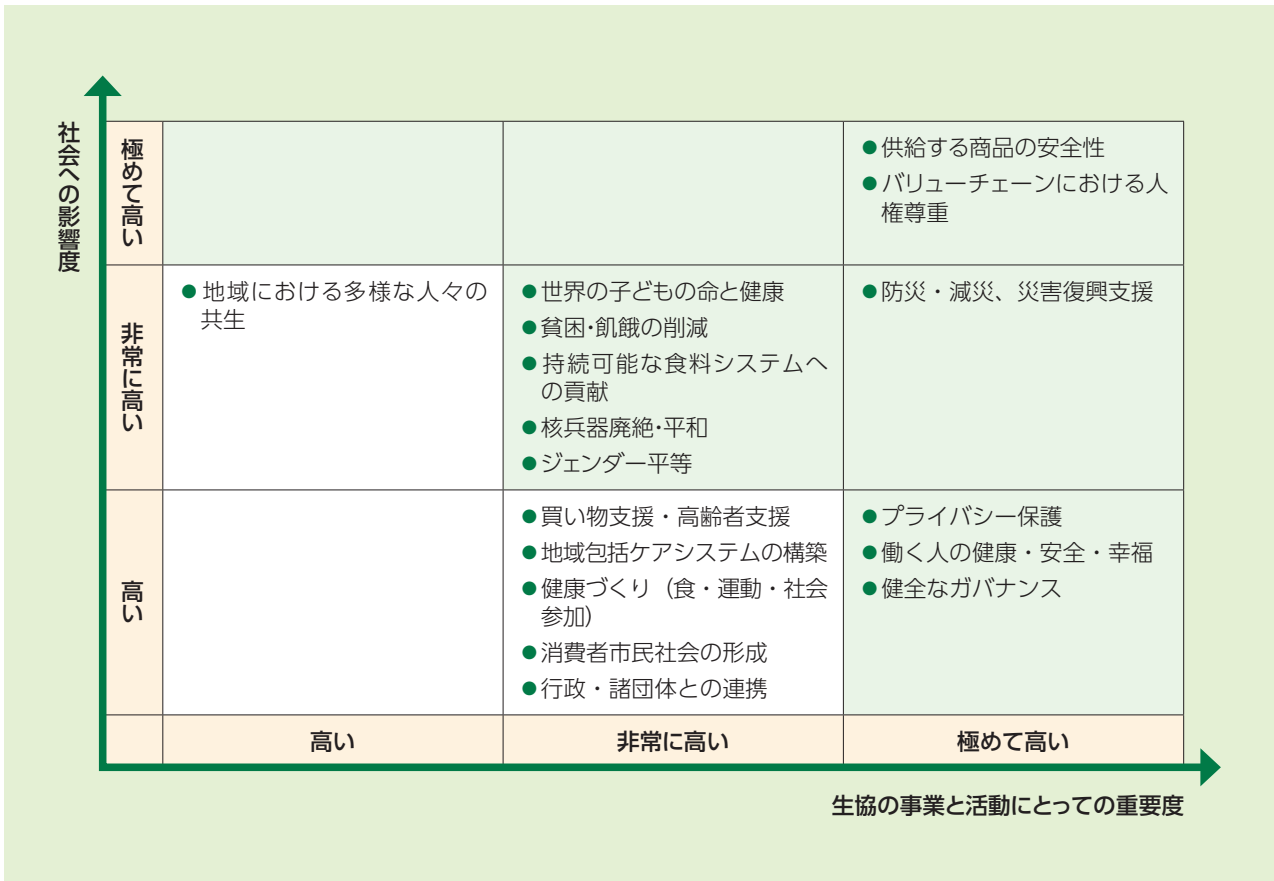
環境課題と社会課題に関し、それぞれ重要度と影響度が極めて高い課題について「生協の2030環境・サステナビリティ政策」のなかで数値目標とモニタリング指標、ならびに行動指針を設定しています。

次ページのマッピングは、評価委員会の意見もふまえ日本生協連が作成したものです。今後は会員生協をはじめさまざまなステークホルダーの意見を取り入れながら随時補強していきます。

環境課題



社会課題



3. 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」と 5つの重点課題

■ 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」とは

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」は、「持続可能な社会」を実現するために、全国の生協で推進する2030年までの政策です。本政策は「すべての人々が人間らしく生きられる豊かな地球を、未来の子どもたちへ」というスローガンのもと、具体的なアクションプランである「10の行動指針」で構成しています。また、これらの行動指針を着実に実行するため、数値目標やモニタリング指標を設定しています。

■ 「10の行動指針」

「10の行動指針」は内容によって性格が異なります。行動指針①～⑧は具体的なアクションプランであり、行動指針⑨⑩はそれを実行するために必要な「姿勢」や「構え」という位置づけです。そのため行動指針⑨⑩に関しては、数値目標やモニタリング指標を設定していません。また、行動指針②～⑧は「気候変動対策」「省資源・資源循環の取り組み」「生物多様性保全と人権尊重の推進」の3つの施策に整理ができます。行動指針①の「エシカル消費の推進」は、この3つに関わる総合的な施策という位置づけです。

■ 「数値目標」と「モニタリング指標」

数値目標は行動指針①～⑧のすべてに設定しているわけではありません。サステナビリティをめぐる情勢や生協の実態に即して設定が必要と思われるもの、全国の生協で推進することで効果が大きいと思われるものをピックアップしています。

数値目標を設定しているのは行動指針②「温室効果ガス排出削減」、③「再生可能エネルギーの開発」、④「プラスチック容器包装と紙使用量の削減」、⑥「食品廃棄物削減」の4つです。

一方、モニタリング指標は行動指針①～⑧のすべてに設定しています。これは行動指針の推進状況をモニタリングするための指標であり、この指標を高めていく、あるいは下げていくことで、行動指針の実現をサポートする役割を担っています。いわばサブ目標のような位置づけであり、数値目標が設定されていない課題に関しても、このモニタリング指標で評価できるようにしています。

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」における5つの重点課題、および「10の行動指針」「7つの目標」「18のモニタリング指標」は次ページの通りです。

V. 重点課題（マテリアリティ）

| 重点課題 (マテリアリティ) | 10の行動指針 | 全国生協で目指す 数値目標 | モニタリング指標 | 関連するSDGsのゴール |
|---|---|---|---|---|
| エシカル消費  | <p>① エシカル消費に対応した商品を拡大・普及させ、エシカル消費に共感できる消費者を社会の中に増やしていきます</p> | — | <ul style="list-style-type: none"> 各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合 SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数それらを実施した生協数 |  |
| 気候変動対策  | <p>② 生協事業のサプライチェーン全体と、組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます</p> <p>③ 再生可能エネルギーの開発を通して、日本における再生エネ導入量を増加させるとともに、持続可能な地域づくりに貢献します</p> | <ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量を2030年に2013年度比で50%以上削減 2050年までにCO₂排出量実質ゼロ サプライチェーン排出量についても排出量の算定を進め2℃を十分に下回る水準で目標設定を目指す 2030年までに年間発電量4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを開発 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー率 再生可能エネルギー導入率 次世代車両導入率 自然冷媒導入率 事業高あたりのCO₂排出量 SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数とそれらを実施した生協数（※行動指針①⑧と共通） 各生協の再生可能エネルギー開発状況 再生可能エネルギー開発計画の策定状況 |  |
| 省資源・資源循環の推進  | <p>④ 生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます</p> <p>⑤ 生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します</p> <p>⑥ 生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます</p> | <ul style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減 商品カタログに使用する紙使用量を2030年に2021年度比で25%削減 食品廃棄物を2030年に2018年度比で50%削減 | <ul style="list-style-type: none"> 宅配用内袋の素材に再生プラスチック・植物由来プラスチックを使用している生協数 商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙（認証紙など）を使用している生協数 「Webのみ利用実績者数」の組合員比率 プラスチック・紙製容器包装の回収量 宅配用内袋の回収率 食品廃棄物発生量 食品リサイクル率 |  |

| 重点課題 (マテリアリティ) | 10の行動指針 | 全国生協で目指す 数値目標 | モニタリング指標 | 関連するSDGsのゴール |
|---|---|------------------|--|--|
| 人権尊重の推進と生物多様性保全  | 7 バリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます | — | <ul style="list-style-type: none"> ● 人権方針を策定・公表した生協数 ● 「責任ある調達」方針を策定・公表した生協数（※行動指針⑧と共通） |      |
| | 8 自然の豊かさを未来につなぐ環境保全活動と、生物多様性保全に向けた事業を進めます | — | <ul style="list-style-type: none"> ● SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数とそれらを実施した生協数（※行動指針①②と共通） ● 「責任ある調達」方針を策定・公表した生協数（※行動指針⑦と共通） |    |
| 情報公開と対話・連携  | 9 環境・サステナビリティに関わる諸課題を解決するために、新たな協働の取り組みにチャレンジします | — | — |  |
| | 10 生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を積極的に公開し、社会との対話を進めます | — | — |   |



4. 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の見直し結果

本政策は3年ごとに情勢をふまえて見直しの必要性を検討することとしています。これに基づき、2021年度に策定してから最初の見直しを2024年度に行いました。その結果、「10の行動指針」のうち行動指針②⑦⑧の3つを下記のように改訂しました。

■行動指針②「温室効果ガス排出削減」の改訂内容

生協は事業者としての責任を果たし、消費者とともに持続可能な社会をつくるため、これまでの目標を見直し、「2030年度にCO₂排出量を2013年度比で50%以上削減」「2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする」ことを目指します。同時に、生協事業のサプライチェーン全体から生じる温室効果ガス排出量の算定も進め、将来的には気温上昇2℃を十分に下回る水準で目標設定できるよう進めます。

| | 改訂前 | 改定後 |
|------|---|---|
| 数値目標 | <ul style="list-style-type: none"> ● CO₂排出量を2030年に2013年度比で40%削減 ● 2050年までにCO₂排出量90%削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● CO₂排出量を2030年に2013年度比で50%以上削減 ● 2050年までにCO₂排出量実質ゼロ ● サプライチェーン排出量についても排出量の算定を進め2℃を十分に下回る水準で目標設定を目指す |

■行動指針⑦「『責任ある調達』の推進」の改訂内容

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をふまえ、日本政府は企業等へ人権尊重に対する理解と取り組みを促しており、企業でも人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスに取り組む流れが加速しています。

生協はこれまで「調達」に焦点を当てた人権対応にとどまっていた。しかし、原材料調達先の労働者から自社やグループ会社、製造や物流の下請先における従業員、組合員や地域住民の人権まで、上流から下流を含むバリューチェーン全体での対応が必要であると考え、人権尊重の取り組みを推進するべく、行動指針とモニタリング指標を見直しました。

| | 改訂前 | 改定後 |
|----------|---|--|
| 行動指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーンを通して、人権を尊重し環境に配慮した「責任ある調達」を進めます | <ul style="list-style-type: none"> ● バリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます |
| モニタリング指標 | <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な調達方針を策定・公表した生協数 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人権方針を策定・公表した生協数 ● 「責任ある調達」方針を策定・公表した生協数 |

■行動指針⑧「環境保全活動の推進」の改訂内容

世界では生物多様性の損失への危機感から「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸と海の30%以上を保護・保全する30by30目標等が提起されました。日本政府も「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定するなど、生物多様性保全の必要性は高まっています。

生協はこれまで、組合員とともに森づくり活動や海洋クリーンアップ活動等の環境保全活動を行ってきました。また、生産農家とともに環境に配慮した産直事業を進め、環境や人権に配慮した原料調達である「責任ある調達」を推進してきました。

今後も事業と活動の両面で生物多様性の保全に取り組めるよう、行動指針とモニタリング指標を見直しました。

| | 改訂前 | 改定後 |
|----------|--|---|
| 行動指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 組合員とともに環境保全活動を推進し、自然共生社会の実現を目指します | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然の豊かさを未来につなぐ環境保全活動と、生物多様性保全に向けた事業を進めます |
| モニタリング指標 | <ul style="list-style-type: none"> ● SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数とそれらを実施した生協数 | <ul style="list-style-type: none"> ● SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数とそれらを実施した生協数 ● 「責任ある調達」方針を策定・公表した生協数 |

VI

重点課題別の取り組み報告

次ページ以降の内容は、2025年度に日本生協連が地域購買生協を対象に行った「環境・サステナビリティ政策進捗調査」（以下、「調査」と表記）の結果をふまえて、全国生協および日本生協連の取り組み状況や事例などを記載しています。

調査の対象は67生協・事業連合で、うち回答があったのが66生協・事業連合（回収率98.5%）、実績数値はいずれも2024年度のものであります。紹介事例は2025年度の実施内容を含みます。

1. 生協の環境・サステナビリティの到達点 33

2. エシカル消費

エシカル消費に対応した商品を拡大・普及させ、
エシカル消費に共感できる消費者を社会の中に増やしていきます 34

3. 気候変動対策

生協事業のサプライチェーン全体と、
組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます 40

再生可能エネルギーの開発を通して、
日本における再エネ導入量を増加させるとともに、
持続可能な地域づくりに貢献します 46

4. 省資源・資源循環の推進

生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します
また、持続可能な原材料への切り替えを進めます 50

生協事業から排出される容器包装等の
回収・リサイクルを、組合員とともに推進します 53

生協事業ならびに組合員家庭から生じる
食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます 57

5. 人権尊重の推進と生物多様性保全

バリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます 61

自然の豊かさを未来につなぐ環境保全活動と、
生物多様性保全に向けた事業を進めます 68

6. 情報公開と対話・連携

環境・サステナビリティに関わる諸課題を解決するために、
新たな協働の取り組みにチャレンジします 76

生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を
積極的に公開し、社会との対話を進めます 79

1. 生協の環境・サステナビリティの到達点

日本生活協同組合連合会は2021年5月に「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を策定しました。これは持続可能な社会を実現するために、全国の生協の事業と活動で推進する2030年までの政策であり、「日本の生協の2030年ビジョン」や「コープSDGs行動宣言」で掲げたサステナビリティの精神を具体化するための政策です。本政策は、「すべての人々が人間らしく生きられる豊かな地球を、未来のこどもたちへ」というスローガンのもと、「10の行動指針」と「7つの目標」、そして「18のモニタリング指標」で構成されています。

この「7つの目標」のうち毎年計測している5つの数値について、2025年度調査（2024年度実績）の到達点は下記の通りです。

温室効果ガス排出量は基準年比50%以上削減の目標に対し18.8%削減となっています。緩やかに減少しているものの、目標にはまだ遠い状況です。再生可能エネルギーは太陽光発電を中心とした施設増加により、目標に対して一定順調に推移しています。食品廃棄物の削減は、26.0%削減と目標の折り返し地点に到達しました。商品カタログに使用する紙使用量は7.2%削減となりましたが、大幅な削減には至っていません。使い捨てプラスチックの使用量は11.7%削減ですが、前年より削減率が低下しました。各目標の達成に向けて、引き続き好事例の共有や新たな技術の調査を行っていきます。

目標

CO₂排出量を2030年に
2013年度比で50%以上削減

到達点

CO₂排出量**18.8%減**
(供給高あたりでは47.7%削減)

目標

再生可能エネルギーを
2030年までに年間発電量
4億kWh開発 (設備容量200MW相当)

到達点

再生可能エネルギー
2.71億kWh (155MW) 開発

目標

食品廃棄物を2030年に
2018年度比で50%削減

到達点

食品廃棄物**26.0%減**
(供給高あたりでは35.4%削減)

目標

商品カタログに使用する
紙使用量を2030年に
2021年度比で25%削減

到達点

紙使用量**7.2%減**
(供給高あたりでは7.9%削減)

目標

使い捨てプラスチック容器包装の
使用量を2030年に
2018年度比で25%削減

到達点

使い捨てプラスチック**11.7%減**
(供給高あたりでは23.9%削減)

2. エシカル消費

**エシカル消費に対応した商品を拡大・普及させ、
エシカル消費に共感できる消費者を社会の中に
増やしていきます**
 (「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針①)



「エシカル消費」とは、人や地球環境（動物・生き物を含む）、社会や地域に配慮した製品やサービスを選び、購入・利用することです。大量生産・大量消費・大量廃棄が当たり前の今、ものづくりの背景には気候変動や人権侵害など多くの課題が潜んでいます。「エシカル消費」は、個人の選択を超えて社会全体の変革を支える重要な潮流となっています。

生協では、環境や社会に配慮した購買行動である「エシカル消費」を推進しており、組合員のニーズに応えられる商品を拡大しています。

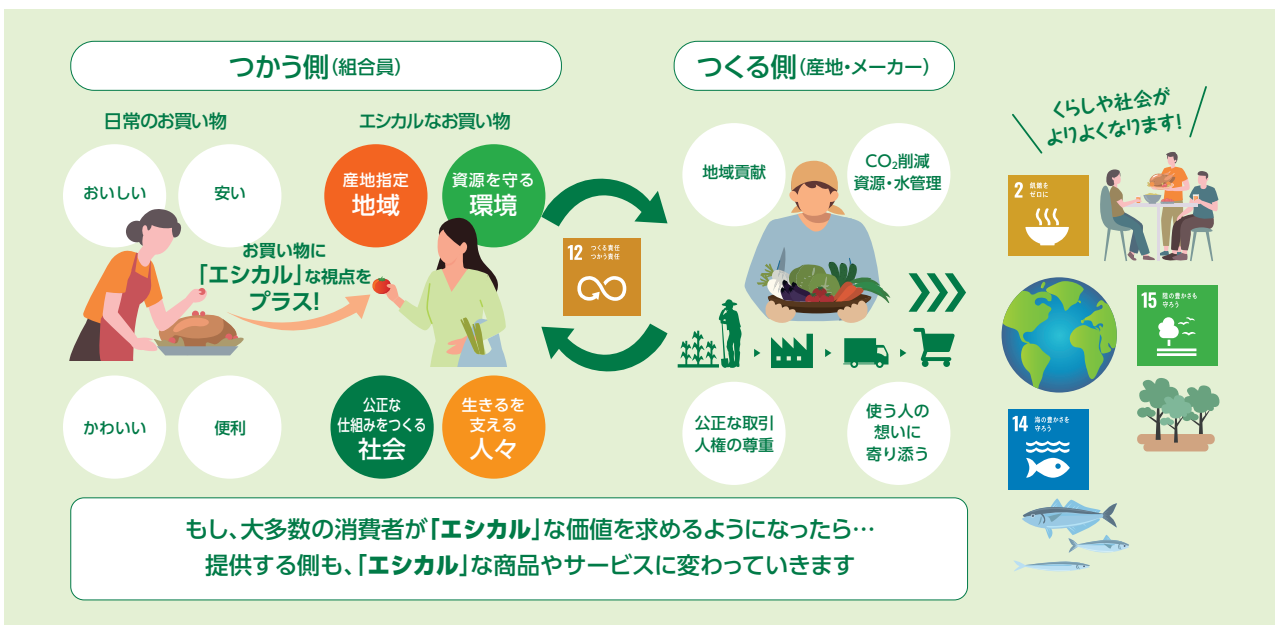
日本生協連が開発するコープ商品におけるエシカル消費対応商品は、5年連続で2,000億円を超えており、その考え方や取り組みを冊子や動画などにまとめて「コープのエシカル」として発信しています。各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合も年々増加し、13.9%となりました（66生協中17生協の数値）。さまざまなイベントやキャンペーンを通して、消費者にエシカル消費の普及を図っています。

【モニタリング指標】

- 各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合

生協が考える「エシカル消費」とは—誰かの笑顔につながるお買い物

生協では「エシカル消費」を、買い物をするとき自分視点だけでなく、環境や社会など他者への視点をプラスする消費のことと捉えています。生協ではこれを「誰かの笑顔につながるお買い物」と表現し、組合員に「エシカル消費」を呼びかけるとともに、組合員がエシカル消費を身近に感じられ、実践しやすくできるように商品の開発と供給を行っています。



サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題マテリアリティ
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境・サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表(GRIスタンダード)

コープ商品におけるエシカル消費対応商品

日本生協連が開発しているコープ商品では、購入することで環境や社会、地域、人々への配慮につながる商品群を「エシカル消費対応商品」と呼んでいます。「エシカル消費対応商品」はおもに、認証マーク付き商品、産地指定・国産素材の商品、寄付金付き商品等で構成されています（図表1）。2024年度の供給高（売上高）¹²は、5年連続で2,000億円を超え、コープ商品全体の供給高の5割を初めて超えました。また、2021年3月から発売した、「コープサステナブル」は、サステナブルな農林水産物や、主原料がサステナブルな商品をよりわかりやすくするために、共通のロゴマークをつけたサブブランドです。

図表1 エシカル消費対応商品の例

| 日本の 農畜水産業応援 | 食品ロス削減に 貢献する商品 | 包装資材の 環境配慮 | 環境・社会に 配慮した商品 | 寄付金付き 商品 |
|--|--|--|--|--|
| 産地と「つながる」「守る」「確保する」「販売する」ことで地域を元気にする取り組み | 規格外となった原料を使用するなど、食品ロスの削減に貢献する商品を積極的に開発 | 包装資材（パッケージ）においてプラスチック使用による環境負荷を軽減するためのさまざまな取り組みや、紙パッケージにおける再生紙・認証紙への切り替えなど | 地球環境や限りある資源の保全とともに、生産者の人権に配慮し公平な社会をめざした商品を積極的に開発 | 日本国内の問題やSDGsの課題解決の最前線で活動する国際機関やNGOなどを、対象商品を購入することで支援 |
|  |  |   |  |  |

エシカル消費対応商品を見つけて、選べる「コープサステナブル」

日本生協連が開発しているコープ商品では、環境や社会に配慮した主原料を使った商品を共通のロゴマークを付けてシリーズ化し、「コープサステナブル」として展開しています。さまざまな認証マークが登場する中、共通のロゴをパッケージに表示して視認性を高め、売り場でより多くの組合員が「見つけて、選べる」ようにすることで、「エシカル消費」に参加しやすくしています。



海の資源を守る



主原料となる水産物はすべて、持続可能であると認証された漁業または養殖業で生産されています。



森の資源を守る



主原料は森林の適切な管理に配慮してつくられた農林産物や再生紙を使用しています。



リサイクル材使用



製品本体で認証を取得し、かつ環境配慮や省資源につながる使い方・用途を提案しています。



主原料は農業や化学肥料に頼らずに、環境負荷の少ない農法で栽培されています。

有機JASマーク



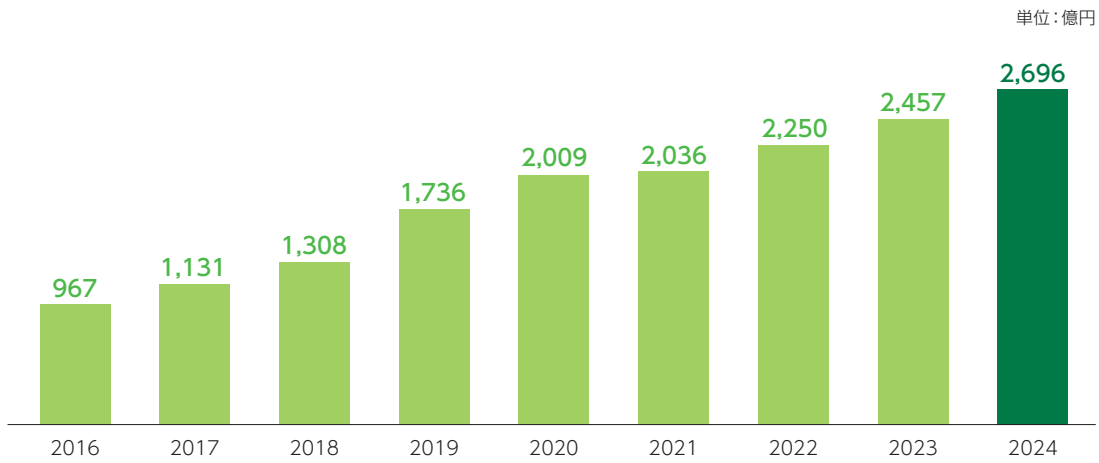
農と食の未来に



環境への配慮だけでなく、安全面や人権面など持続可能な農業や原料管理に取組んでいる原料を使用している商品につけられます。

12 供給高は組合員供給価格ベースの推計値

図表2 エシカル消費対応商品の供給高推移（組合員供給価格ベースの推計値）



全国の会員生協の取り組み状況

1 <モニタリング指標> 各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」では、エシカル消費対応商品の拡大を掲げています。全国の生協での拡がり把握するため、「各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合」をモニタリング指標に設定しています。

生協における「エシカル消費に対応した商品」の定義づけは生協によってさまざまです。35Pの図表1で記載した類型に加え、各生協が独自に取り扱っている産直商品¹³を含む場合が多く、そのほか地場商品や簡易包装商品を含める事例もあります。

取り扱い商品に占めるエシカル消費対応商品の供給金額と構成比を把握している生協は、66生協中17生協です。それらの生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合は13.9%です。

全国生協の数値として一般化するには集計生協数が少ない状況であり、引き続き数値把握に努めます。

13 生協の「産直」は生協によって定義がさまざまです。一例として、首都圏の生協であるコープデリ連合会では、「生産者と組合員が顔の見える関係をつくり、安全性が確保され、おいしさや環境配慮を兼ね備えた、生い立ちがはっきりわかる農水畜産物をお届けする取り組みです。この産直の取り組みを通じて、持続可能な農水畜産物の生産を応援することを目指しています。」と定義しています。(コープデリ連合会 WEBサイト)

■ エシカル消費普及の取り組み例

エシカル消費の学び —小学校への出前授業—

京都生協

京都生協では、京都市内の小学校の依頼を受けて「エシカル」をテーマに学習を行いました。エシカル消費対応商品やリサイクル回収、お買い物袋持参などの取り組みを紹介し、興味をもって熱心に聞く姿が見られました。授業後の感想では「マイバッグを持参して買い物にいきたい」など、エシカル消費の行動につながる意見も多数寄せられました。



顔とくらしの見える産直 めぐみ野

みやぎ生協

みやぎ生協では、「顔とくらしの見える産直 めぐみ野」の取り組みを通して、自然環境や生物多様性、人を大切にする農業や漁業の維持・発展・食料自給率の向上に寄与しています。生産者の「メンバー（組合員）に安全で安心な商品を届けたい」という思いを大切に、食卓に安全で安心できる商品が並ぶよう生産者を応援していきます。



CO・OPエシカルフェスタ

鳥取県生協

鳥取県生協では、エシカル消費への理解を広げるために「～エシカル消費で変わる未来～CO・OPエシカルフェスタ2025」を開催。当日参加された組合員さんからは、エシカル消費に対する理解の広がりを感じる声が数多く寄せられました。



コープ商品に関わる表彰

日本生協連とコープデリ連合会が「MSCジャパン・アワード 2025」コミュニケーション部門を受賞

日本生協連とコープデリ連合会は、一般社団法人MSCジャパンが主催する「MSCジャパン・アワード 2025」において、MSCラベル付き水産物を消費者に広める取り組みに関する「コミュニケーション部門」を受賞しました。

日本生協連は水産エコラベル付きコープ商品の開発を進めており、2025年3月時点で70品がMSC「海のエコラベル」を付けています。2021年5月に策定した「コープ商品の2030年目標」は、2030年までに“水産物を主原料とする商品”（水産部門以外も含む）において、MSC「海のエコラベル」など他の認証を含む水産エコラベル付き商品の供給高構成比を50%以上という目標を掲げており、2024年度には17.0%に到達しました。



フェアトレード認証商品を積極的に活用する組織として「フェアトレード・ワークプレイス」に登録

日本生協連は、公正な貿易（フェアトレード）によって貧困の撲滅や、生産者の持続的な生活の実現を目指す特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン（以下、フェアトレード ジャパン）の「フェアトレード・ワークプレイス登録制度」で、2025年4月「フェアトレード・ワークプレイス」に登録されました。

日本生協連は、SDGsおよびエシカル消費の取り組みをより一層発展させるため、フェアトレード認証商品の開発や、制度の認知向上を目的とした情報を発信してきました。今後も組織内でフェアトレード認証商品と制度の周知を進めることで、職員のサステナビリティ課題への意識向上、エシカル消費への行動変容に努めます。



● フェアトレード認証商品の発売

日本生協連は、2013年からフェアトレード認証商品の発売を開始しました。現在では、バナナ、コーヒー、紅茶の3種類、認証商品を展開しています。2024年では、規格違いを含めて合計11商品、2.5億円を供給しました。



日本生協連の取り組み

コープのエシカル

日本生協連では、エシカル消費を「誰かの笑顔につながるお買い物」と紹介し、会員生協の職員や組合員に向けて、それにかかわるコープ商品の取り組みをまとめた冊子や動画を制作しています。気候変動や生物多様性をめぐる問題や人権尊重などの各種課題について、その背景を伝え、コープ商品の具体的な取り組みをまとめ、発信しています。



「コープのエシカル」の紹介はこちらからご覧ください。

ラブコープ商品・工場産地交流会

交流会は、2012年の国際協同組合年の取り組みの一つとして開催して以降、コープ商品の製造工場や産地の方々との交流を継続しています。2020年からは「健康」「エシカル」や、ロングセラー商品の価値について、商品を通じ参加者に実感してもらうことを目的としています。

2025年はオンライン交流会2回・現地に赴くリアル交流会1回をそれぞれ開催し、のべ800名を超える組合員・職員が参加しました。第1回のオンライン工場・産地交流会では、鳥取県内の酪農生産者すべてが組合員とする酪農専門農協「大山乳業農業協同組合」を取り上げました。交流会では、協同組合だからこそ可能な「生産から販売までの一貫体制」や、牛の健康と品質管理を大切にされた酪農の取り組み、「CO・OP牛乳70%アイスバー」ができるまでの工程が紹介されました。参加者からは「子供が“せいきょう牛乳の味がする”と喜んでいた」など感想とともに、生産者の想いと商品価値への理解を深める機会となりました。

生産者と生協組合員、役職員との交流を通して、商品について学び、作り手の苦労や想いを聴くことで、コープ商品の価値を確かめ、共感・愛着を深めていただくことを目的に交流会を続けていきます。



3. 気候変動対策

生協事業のサプライチェーン全体と、 組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます

〔生協の2030環境・サステナビリティ政策〕の行動指針②



気温上昇や異常気象の頻度増加などが顕在化し、気候変動の深刻化によって人々の暮らしに影響を及ぼしています。世界は「産業革命前比で1.5℃未満」という目標を掲げ、日本は2025年2月のNDC（国が決定する貢献）にて2035年度に▲60%、2040年度に▲73%の温室効果ガス削減を表明し、2050年ネットゼロに向けて取り組みを進めています。国や企業、市民社会、そして私たち一人ひとりが気候変動対策に取り組む必要があります。

生協では、2030年に温室効果ガスを2013年度比で50%以上削減することを目指しています。2024年度の全国生協の温室効果ガス排出総量は80万5,466トンとなり、18.8%削減できています。供給高（売上高）1億円あたりのCO₂排出量は、47.7%の削減となっています。

省エネルギー状況は、宅配トラックの配達件数の増加等により車両のエネルギー使用量が増加し、前年度比102.2%となりました。再生可能エネルギー導入率は45.7%、次世代車両導入率は1.5%、自然冷媒導入率は自然冷媒への切り替えが進んだため前年より増加し3.9%という結果になりました。

日本生協連は会員生協に対し「温室効果ガス削減計画進捗調査」を毎年実施し、進捗状況を会員生協と共有するとともに、厚生労働省が開催する「低炭素社会実行計画フォローアップ会議」にて報告を行っています。

【全国の生協の目標】

- CO₂排出量を2030年に2013年度比で50%以上削減
- 2050年までにCO₂排出量実質ゼロ
- サプライチェーン排出量についても排出量の算定を進め2℃を十分に下回る水準で目標設定を目指す

【モニタリング指標】

- 供給高あたりのCO₂排出量、省エネルギー率、再生可能エネルギー導入率、次世代車両導入率、自然冷媒導入率

生協における温室効果ガス削減の取り組み

生協は消費者の暮らしに密接なエネルギー問題について強い関心をもち、2004年から計画的に温暖化対策に取り組んできました。2010年には、2020年までにCO₂排出量を2005年度比で15%削減することを目指す「温室効果ガス総量削減計画」を策定しました。この計画は、2005年度比で26%削減となり目標を大きく上回って達成しました。

この到達点をふまえ、現在は「生協の2030環境・サステナビリティ政策」のなかで、2030年までに2013年度比で50%以上削減する目標を掲げています。



全国の会員生協の取り組み状況

1 <2030目標> CO₂排出量

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」において、生協はカーボンオフセットを前提とせず、2030年までにCO₂排出量を2013年度比で50%以上削減することを目指しています。(算定の枠組みは下記参照ください)

全国生協の2024年度の温室効果ガス排出総量は80万5,466トンとなり、2013年度比で81.2% (前年度比97.9%) となりました。50%以上とする削減目標に対し18.8%削減となっています。

店舗・宅配部門では、電力会社からの調達電力を排出係数がより少ない電力メニュー、もしくは排出ゼロメニューへの切替えが進んだことで排出量が減少しました。物流部門では、配送便増による軽油使用量の増加や、物流センターの新規稼働による電気使用量が増えたことにより排出量が増加しました。部門全体では、CO₂排出量は前年より減少しています。

算定の枠組み

● CO₂排出量の算定範囲

算定範囲はおもにスコープ1、2が対象。生協ならびに子会社の店舗、宅配施設・車両 (自社・委託含む)、物流施設・車両 (自社・委託含む)、本部事業所、福祉施設、生産施設。

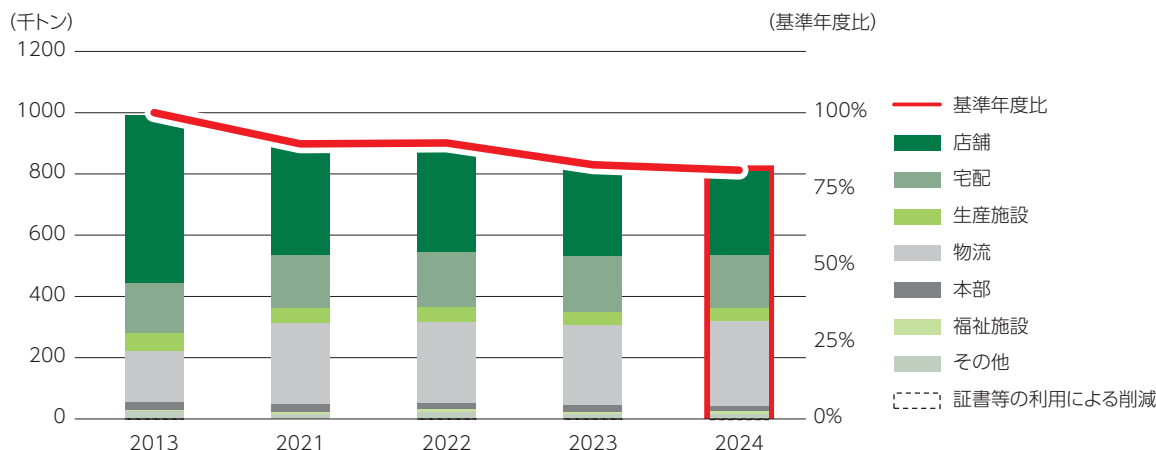
● 算定対象としたエネルギー

対象とするエネルギーは電気及び都市ガス、LPガス、灯油、A重油、車両燃料 (ガソリン、軽油、LPG、CNG) などの化石燃料。

● 電力をCO₂排出量に換算する係数

電力会社の前年度の基礎排出係数 (非化石電源調整済) を使用

図表3 基準年度以降の排出量推移

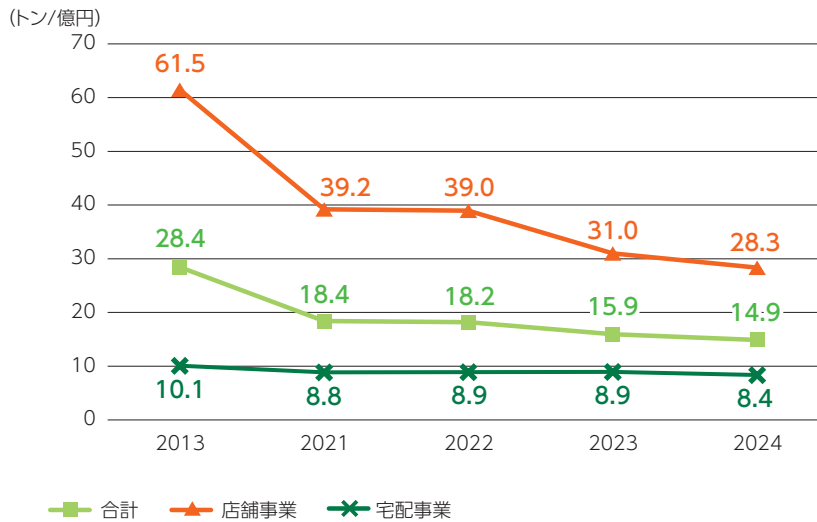


2 <モニタリング指標> 供給高1億円あたりのCO₂排出量 (ト/億円)

主要事業におけるCO₂排出量の削減効果を測るため、供給高1億円当たりのCO₂排出量（原単位排出量）をモニタリング指標として設定しています。

2024年度実績は図表4の通りです。店舗事業・宅配事業ともCO₂排出量は減少し、事業合計で14.9ト/億円でした。基準年度比では47.7%削減、前年度比93.4%となりました。

図表4 供給高1億円あたりの排出量推移



3 <モニタリング指標> エネルギー使用量 (省エネルギー率)

温室効果ガス削減においてもっとも重要なのが省エネルギーと考えており、省エネルギー率をモニタリング指標として改善効果を測っています。

2024年度のエネルギー使用量は部門合計で16,651,452GJ（前年度比102.2%）となりました。全体としてエネルギー使用量は前年に比べ増加しており、店舗などの施設は13,510,052GJ（前年度比100.9%）、宅配や物流などの車両は3,141,400GJ（前年度比108.5%）となりました。宅配・物流部門では、事業活動の増加や冷暖房機器の使用増による電気使用量の増加、事業拡大にともなうエネルギー使用量の増加が主な要因となり、エネルギー使用量が増加しました。

4 <モニタリング指標> 再生可能エネルギー導入率

生協では、省エネルギーとともに再生可能エネルギーへの切り替えも重要な施策と考えており、外部から調達した電力に、どれだけ再生可能エネルギー（FIT電気も含む）が含まれているかをモニタリングしています。

再生可能エネルギー導入率は全国生協の平均で45.7%となり、前年度比では0.6ポイント上がりました。電力使用量の大きい生協において、調達先の電力会社の再生可能エネルギー比率が上がったことが大きな要因です。

5 <モニタリング指標> 次世代車両導入率

生協の主力事業である宅配事業や物流分野での温室効果ガス削減を進めるためには、EVや燃料電池車などの次世代車両への切り替えが効果的と考え、次世代車両導入率をモニタリング指標としています。

生協が使用している車両総台数は普通車（営業車）と宅配車両あわせて約24,423台です（調査回答生協の合計数）。うち電気自動車等の次世代普通車が474台、電気トラックが36台で、次世代車両導入率は1.5%と前年から0.3ポイント増加しました。

普通車はおもに組合員宅への訪問や、本部職員が店舗や宅配センターを巡回する際に活用されています。2024年度はこれらのEV切り替えが進みました。生協の使用実態に合った EVトラック（総重量3.5t以下程度）については、2023年度は実験導入の7台のみでしたが、2024年度は導入生協が徐々に広がっています。

6 <モニタリング指標> 自然冷媒導入率

生協ではモントリオール議定書改正への対応に加え、温室効果の低い冷媒への切り替えを通して、温室効果ガス削減を進めています。そのため、アンモニアやCO₂冷媒など自然冷媒の導入率を測定しています。

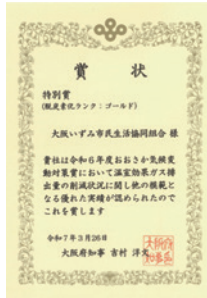
2024年度の総冷媒充填量に占める自然冷媒の導入率は3.9%となり、前年度比で0.7ポイント上がりました。店舗・宅配施設での自然冷媒への切り替えが進んだことによって、自然冷媒の導入量（kg）が増加しています。

■ 温室効果ガス削減の取り組み例

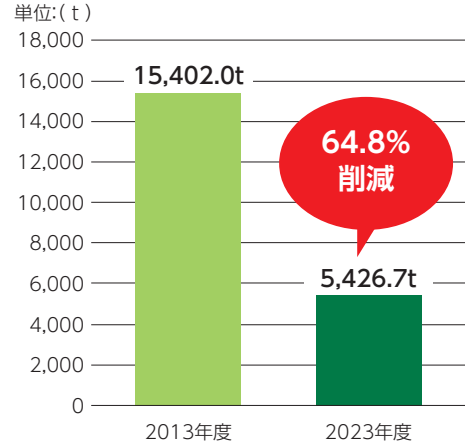
おおさか気候変動対策賞 特別賞 (脱炭素化ランク:ゴールド) を受賞しました

大阪いずみ市民生協

大阪いずみ市民生協では、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき届出した実績報告書のうち、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減が、基準年度の50%以上あることから、その評価結果が最良である事業者として、表彰されました。



事業活動に伴う温室効果ガス排出量



次世代型バイオ燃料でCO₂削減

パルシステム神奈川

パルシステム神奈川では、藤沢センターで廃食用油などを再利用した燃料「リニューアブルディーゼル」の試験導入を開始しました。宅配トラックの燃料として使用し、削減量や費用などを検証しながら本格的な導入をめざします。将来的にはEV車両導入と組み合わせた導入計画を作ることで、CO₂排出量削減を加速させることを目指しています。



農業・観光・教育の機能を持つ新宮農型発電所の運用

生活クラブ

生活クラブでは、クラウドファンディングにて一部資金の調達を行い、農業・観光・教育の機能をもつ再生可能エネルギー発電所「たまエンパワー生活クラブ前戸発電所」の設置を実現しました。地域の活性化をめざし、「食とエネルギーのテーマパーク」の実現をすすめています。



サステナビリティレポートについて
 目次
 トップメッセージ
 I 生協について
 II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
 III 推進体制
 IV ステークホルダーとの対話
 V 重点課題 (マテリアリティ)
 VI 重点課題別の取り組み報告
 VII 生協の環境サステナビリティの歴史
 VIII データ集
 IX ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)



日本生協連の取り組み

◎日本生協連^{※1}のサプライチェーン排出量^{※2}

日本生協連のサプライチェーン全体の2024年度^{※3}温室効果ガス排出量（スコープ1,2,3の合計）は約211万トンです。内訳として、物流子会社が所有する物流車両の使用にともなう排出量と、オフィスや物流施設で使用する電気の発電時の排出（スコープ1と2の合計）が約4万トンです。一方で、スコープ3が約207万トンと多くを占めています。

スコープ3のなかでも7割以上の排出量を占めるのは、購入した製品・サービスに関わるカテゴリ1の排出で約158万トンであり、特にコープ商品の製造と加工にかかる排出量が約130万トンと大半です。次いで大きいのはカテゴリ3のエネルギー関連で、おもに電力子会社が調達し販売した電気に関し、その燃料の採掘から輸送ならびに発電に伴う排出量で約31万トンです。ほか、カテゴリ4にあたる、通販事業や子会社が委託した先の物流事業者による排出量が約4万トンです。

算定の課題と削減策の検討

スコープ3の中でスコープ1（燃料使用）・2（電気使用）に関しては、2030年までに50%削減の目標に基づき、省エネルギーと再生可能エネルギーの利用、物流事業における輸配送の効率化や車両・燃料対策、パレット容積率の向上などに取り組んでいます。

もっとも排出量が多い、商品の原料調達と製造・加工由来の排出量（カテゴリ1）に関しては二次データで算定しており、削減策の実施効果が測定できません。しかし将来的に社会全体で一次データの整備が進むことを期待し、次のような施策を実施しています。コープ商品事業における容器包装のプラスチック削減や、再生・植物由来プラスチックの使用、商品統廃合による効率改善、通販事業でのダウン(羽毛布団)のリサイクルの促進、キャロット事業での過剰包装の見直しやリサイクル原料の使用などです。

一方で、一次データが把握可能もしくは実施効果が反映できる、スコープ3のエネルギー関連活動（カテゴリ3）や輸配送（カテゴリ9）、販売した製品の廃棄（カテゴリ12）における排出量削減においては、調達電力の低炭素化や会員生協の宅配車両の燃料削減、容器包装のプラスチック削減などを進めています。

一次データの連携をはじめいずれの対策も生協だけでは実行が難しく、対話と連携、協働が不可欠のため、ステークホルダーエンゲージメントを積極的に進めます。

スコープごとの排出量

| | 排出量 | 割合 |
|-------|-----------|-------|
| スコープ1 | 13,864 | 0.7% |
| スコープ2 | 25,629 | 1.2% |
| スコープ3 | 2,067,240 | 98.1% |
| total | 2,106,733 | 100% |

スコープ3のカテゴリごとと排出量

| | 排出量(t-CO2e) | 割合 |
|---------------------------------|-------------|-------|
| cat. 1 : 購入した製品・サービス | 1,583,932 | 75.2% |
| cat. 2 : 資本財 | 18,481 | 0.9% |
| cat. 3 : スコープ1,2に含まれないエネルギー関連活動 | 311,233 | 14.8% |
| cat. 4 : 輸送、配送（上流） | 39,844 | 1.9% |
| cat. 5 : 事業から出る廃棄物 | 185 | 0% |
| cat. 6 : 出張 | 788 | 0% |
| cat. 7 : 雇用者の通勤 | 2,195 | 0.1% |
| cat. 8 : リース資産（上流） | 0 | 0% |
| cat. 9 : 輸送、配送（下流） | 73,618 | 3.5% |
| cat. 10 : 販売した製品の加工 | 0 | 0% |
| cat. 11 : 販売した製品の使用 | 14,918 | 0.7% |
| cat. 12 : 販売した製品の廃棄 | 22,046 | 1.0% |
| cat. 13 : リース資産（下流） | 0 | 0% |
| cat. 14 : フランチャイズ | 0 | 0% |
| cat. 15 : 投資 | 0 | 0% |

※1 算定組織範囲は、日本生活協同組合連合会、株式会社シーエックスカーゴ、株式会社コープクリーン、コープ情報システム株式会社、株式会社コープトレード・ジャパン、株式会社地球クラブ、日本コープ共済生活協同組合連合会の計7社です。但し、日本コープ共済生活協同組合連合会は、スコープ1（直接排出）、スコープ2（間接排出）のみを対象としており、スコープ3算定については次年度以降に行う予定です。

※2 自社の温室効果ガス排出量であるスコープ1（直接排出）・スコープ2（間接排出）と、自社排出量以外のスコープ3に含まれる原材料・商品の調達、配送、商品使用、廃棄過程などから出る排出量を算定しています。

※3 算定期間は、2024年度（24年4月～25年3月まで）を対象。但し、スコープ3カテゴリ12（販売した製品の廃棄）は2023年度実績（「容器包装リサイクル促進法」の対象商品による算定）を使用。



再生可能エネルギーの開発を通して、 日本における再エネ導入量を増加させるとともに、 持続可能な地域づくりに貢献します (「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針③)

世界の再生可能エネルギーの開発については、COP28（気候変動枠組条約の締約国会議）で掲げられた「2030年までに再エネ容量を3倍に」という目標に対して未達とみられ、対策強化が求められています。日本でも、再生可能エネルギーの導入拡大がエネルギーの安定供給と脱炭素化の両面で重要性を増しています。第7次エネルギー基本計画では、再エネを主力電源化する方針のもと、2040年に再エネ比率4～5割を目指すエネルギーミックスが提示されています。

生協では気候変動対策として、社会のなかに再生可能エネルギーを増やしたいと考え、事業で利用するのみならず自ら開発を行っています。2030年までに年間発電量4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを創出することを目標に掲げており、2025年時点で年間発電量約2.7億kWh（設備容量約155MW）まで開発できています。また、再生可能エネルギーの開発を計画的に進めるために、25の生協が2030年に向けた開発計画を策定しています。

【全国の生協の目標】

- 年間発電量4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを開発

【モニタリング指標】

- 各生協の再生可能エネルギー開発状況
- 再生可能エネルギー開発計画の策定状況

生協の再生可能エネルギーに関する考え方

生協は東京電力福島第一原子力発電所の事故後に再生可能エネルギー導入の取り組みを本格的に開始しました。原子力発電に頼らないエネルギー政策を目指すとともに、気候変動対策として省エネルギーによる使用電力量の大幅削減と再生可能エネルギーの急速拡大を目指してきました。特に再生可能エネルギーについては、生協自らが開発の担い手となることで、社会における再生可能エネルギーの比率を高めたいと考え、生協の資源や資産、ネットワークを活用して「創ること、広げること」の取り組みを進めてきました。

今後も生協は再生可能エネルギー開発の担い手となり積極的に気候変動対策を進めたいと考えています。その際、生協の再生可能エネルギー開発が、地域経済やその他の環境問題とトレードオフにならないよう「地域コミュニティ」「協同とパートナーシップ」「持続可能性」の3点を大切に進めていきます。

電気小売事業への参入

生協は、再生可能エネルギーを開発・利用しつつ、再生可能エネルギーを中心にした電気を組合員へ販売することで、世の中に再生可能エネルギーを普及させていくことを目指しています。

2025年度までに14生協5連合会が電気小売事業に参入し、再生可能エネルギーを含む電力を組合員家庭へ供給しています。生協グループ合計で、新電力会社販売電力量（電灯部門）は771,066千kWh（24年4月～25年3月の合計）です。経済産業省が集計する電力需要実績を参照し順位付けした結果、第31位に位置する規模となっています（2025年3月時点）。



全国の会員生協の取り組み状況

1 <2030目標><モニタリング指標> 再生可能エネルギー開発状況

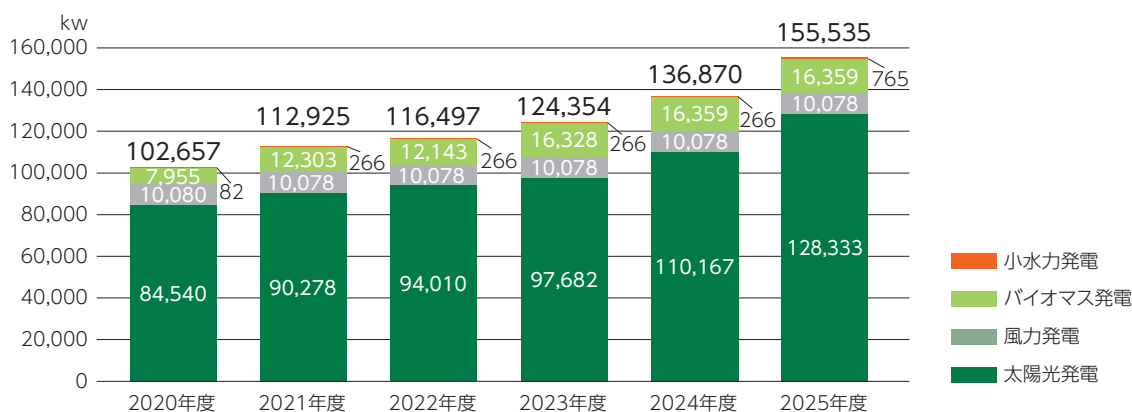
全国の地域購買生協では年間で約13億kWhの電気を使用しています。「生協の2030環境・サステナビリティ政策」では、このうち3割にあたる4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを2030年までにさまざまなパートナーとともに創出することを目標に掲げています。

2025年度時点で66生協中55生協が719か所で再生可能エネルギーの開発に関わっており、年間発電量約2.7億kWhを生み出せる発電能力（設備容量約155MW）を有しています。

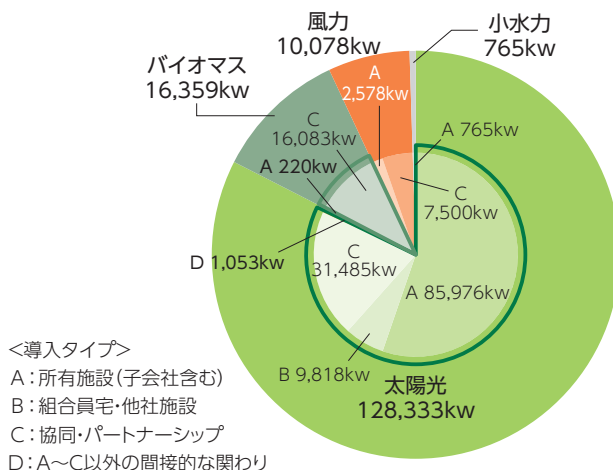
おもに店舗や配送センターなどへの太陽光発電設備の設置が中心ですが、生協によっては風力発電やバイオマス発電、小水力発電、ソーラーシェアリングなどにも関わっています。

開発手法に関しては、自生協の施設に発電設備を設置するパターン（所有施設型）がもっとも多く、次いで発電プロジェクトへの出資参画（協同・パートナーシップ型）、その他に、組合員宅や他社施設を活用する場合（組合員宅・他社施設型）があります。

図表5 再生可能エネルギー開発量の推移



図表6 全国生協の導入タイプ別電源別開発状況



2 <モニタリング指標> 再生可能エネルギー開発計画の策定状況

再生可能エネルギーの開発目標への着実な実現のためには、具体的な計画やロードマップの策定が効果的です。そのため、各生協の計画策定状況をモニタリングしています。

再生可能エネルギー開発計画を策定した生協は66生協中25生協、策定中の生協が3生協となっています。

再生可能エネルギーの取り組み例

再生可能エネルギーの使用に関する宣言

使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言する枠組みである「RE100」¹⁴にはコープさっぽろが、「再エネ100宣言 RE Action」¹⁵には、青森県民生協、いわて生協、みやぎ生協、大阪いずみ市民生協、ならコープ、エフコープの6生協が参加しています。



※「再エネ100宣言 RE Action」ロゴ

生協が開発から運転まで手掛ける 「COOP黒河川水力発電所」が運転開始！

福井県民生協

福井県民生協では、「COOP黒河川（くろこがわ）水力発電所」の運転を2025年6月より始めました。生協組織が水力発電所の開発から運転までを手掛けるのは、全国で初めてです。一般家庭およそ1,000世帯の電気使用量に相当する年間3,130MWhの電気を発電することができます。

水力発電は太陽光発電と違い、24時間365日安定した電源を確保できます。さらに設備の耐用年数についても堰堤（ダム）や導水路といった土木構造物は50年以上、水車や発電機などの電気・機械設備は30年以上維持できる設備です。将来に渡って発電する設備を残していくことで、未来の子どもたちにクリーンなエネルギーという資源を残していくことにつながります。



14 RE100は、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

15 再エネ100宣言 RE Actionは、国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する枠組み。

サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題（マテリアリティ）
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表（GRIスタンダード）



日本生協連の取り組み

◎株式会社 地球クラブ

再生可能エネルギー「つくて、つかって、ひろげる」の 取り組みを進めています

株式会社地球クラブは、日本生協連の子会社として設立された小売電気事業者で、提携する一部の生協のお店や配送センター、また、その生協をご利用いただいている組合員のご家庭に再生可能エネルギーを中心とした電力を供給しています。

地球クラブが供給している電力は、生協が開発した再生可能エネルギー発電設備の他、協業する他社の発電設備から調達しています。このうち、岩手県野田村にあるバイオマス発電所は日本生協連の他、東北の複数生協が一部出資をして設立された発電設備で、再生可能エネルギー発電所を増やすだけでなく、震災後の地元産業として地域にも貢献している取り組みとなっています。

このように、地球クラブでは再生可能エネルギーを開発するだけにとどまらず、作った電気をみずから使っていくことで、再生可能エネルギーを「つくて、つかって、ひろげる」の取り組みを進めています。



画像提供：株式会社野田バイオパワー JP (バイオマス発電)

4. 省資源・資源循環の推進

生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します また、持続可能な原材料への切り替えを進めます 〔生協の2030環境・サステナビリティ政策〕の行動指針④



世界中でプラスチックの使用量と廃棄量が増加し、気候変動や海洋汚染に広く影響を及ぼすなかで、政府は2019年に「プラスチック資源循環戦略」を定め、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制目標と、再生利用・バイオマスプラスチックの導入目標を策定しました。国内外の多くの企業も、そうした流れのなかでプラスチック削減の取り組みを強化し、先進的な企業は2050年までを見据えた長期的な削減目標を打ち出しています。

生協では、使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減することを目標に掲げており、2024年度時点では11.7%削減しました。生協の使い捨てプラスチック製容器包装のうち、もっとも使用量の多い宅配用内袋の素材を再生プラスチック・植物由来プラスチックに切り替えているのは66生協中7生協であり、昨年から増加しました。

生協は商品カタログに多くの紙を使用するため、2030年までに2021年度比で25%削減することを目指しています。2024年度時点では総量比較で7.2%削減し、供給高1億円あたりでは7.9%削減しました。紙の商品カタログを使用せず、Webカタログを利用して注文する組合員の比率は8.7%でした。また、商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙を使用している生協は46生協でした。

【全国の生協の目標】

- 使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減
- 商品カタログに使用する紙使用量を2030年に2021年度比で25%削減

【モニタリング指標】

- 「Webのみ利用実績績数」の組合員比率
- 宅配用内袋の素材への再生プラスチック・植物由来プラスチックを使用している生協数
- 商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙を使用している生協数

プラスチック使用量削減に関する考え方

生協はかねてより省資源に積極的に取り組んできました。なかでもプラスチック製容器包装に関しては、1970年代からレジ袋の有料化に取り組んだほか、食品トレイの薄肉化等による使用量削減を進めてきました。商品においても、ペットボトルの軽量化とラベルレス品の開発に加え、詰替用商品を拡充し、リユースを促すことでプラスチック使用量を減らしました。また石油由来のプラスチック使用量を削減するため、再生プラスチックや植物由来プラスチックへの切り替えに取り組んでいます。

しかし、生協が取り扱うレジ袋や食品トレイ、卵パックなどのプラスチック製容器包装の量はまだまだ多く、日本全体の小売業で用いられる同種のプラスチック製容器包装の9.5%¹⁶を占めています。今後も環境負荷軽減のためにこれらの量を減らしていきます。

16 生協が取り扱うレジ袋や食品トレイ、卵パックなど容器包装プラスチックは重量換算で14,192トン（2024年度実績）。これは政府統計の総合窓口（e-Stat）「容器包装利用・製造等実態調査」の「容器包装利用量（容器利用事業者）」における「小売業」の2024年度実績149,322トンに対して「9.5%」にあたる。なお、この数値は小売業の店舗などで包装するトレイ、レジ袋などの合計重量の排出見込み量であり、食品工場などで包装する小売業のPB（プライベート・ブランド）の容器包装は含まれていない。

紙使用量削減に関する考え方

生協の主力事業である宅配事業では、紙カタログとWebサイトが組合員にとっての注文時の利用媒体となります。大半は紙カタログであり、全国の生協の紙カタログに使用する紙資源量は2024年度実績で約17万9千トンです。人口減少、少子化、ICT化等の構造的な要因により日本全体の紙使用量は減少する一方で、生協の商品カタログにおける紙使用量はいまだ多く、日本全体の「印刷・情報用紙」に占める生協の使用比率は3.4%¹⁷を占めています。

森林資源の持続可能性のためには適切な管理と利用が求められることから、削減目標を設定するとともに、再生紙等への切り替え状況をモニタリングしていくこととしています。



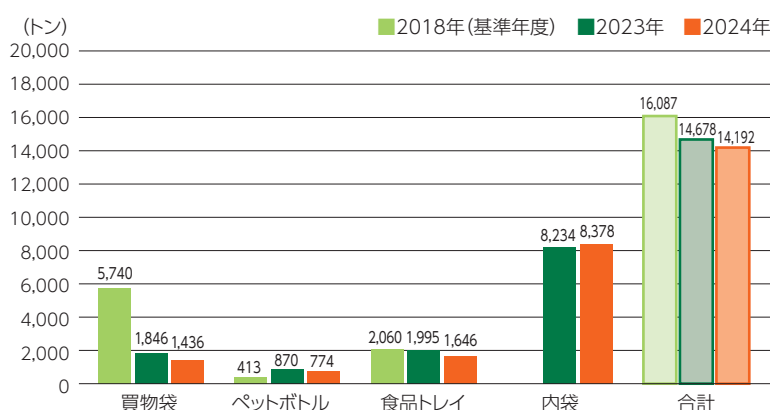
全国の会員生協の取り組み状況

1 <2030目標> 使い捨てプラスチック製容器包装の使用量

生協では、使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減することを「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の目標に掲げています。

2024年度の使い捨てプラスチック製容器包装の使用量は14,192トンです（49生協の集計）。2018年度比で11.7%削減しています。また、原単位（供給高1億円あたりのプラスチック製容器包装使用量）は平均0.51トン/億円となり、2018年度比で23.9%削減となりました。

図表7 プラスチック製容器包装使用量



※ペットボトルと食品トレイの使用量把握は法的義務ではないため任意回答です。そのため、これらの品目を合算しても合計数量にはなりません。

※2018年度の宅配用内袋の総使用量は調査しておらず、データがありません。

※上記のグラフに関し、合計数値は買い物袋、ペットボトル、食品トレイのほか卵パックや宅配用内袋などその他のプラスチック容器包装を含めた合計量となっています。

会員生協におけるプラスチック製容器包装削減の取り組み例

- 商品用資材の薄肉化、ノントレー化
- 宅配用内袋の削減
- ラベルレス商品の取り扱い拡大
- プラスチック容器から紙容器への変更
- プラスチック包材ではなくリユースびんを積極的に活用
- 紙ストローの導入

2 <モニタリング指標> 宅配用内袋の素材への再生プラスチック・植物由来プラスチックの使用状況

生協におけるプラスチック使用量のうち半分以上を占めているのは、宅配時に商品を包む「宅配用内袋」であり、数値報告のあった生協の合計で総使用量は8,378トンです。内袋の素材は石油由来プラスチックであることが大半であるため、日本生協連は各生協に対し、素材を再生プラスチック・植物由来プラスチックへ切り替えることを呼びかけ、その進捗状況をモニタリングしていくこととしています。

2024年度までに宅配用内袋の素材を再生プラスチックに切り替えたのは7生協にとどまっています。気候変動対策の視点から積極的な切り替えを検討していきます。

3 <2030目標> 商品カタログに使用する紙使用量

生協では宅配事業が主力であることから、商品カタログに紙を多く使います。そのためカタログに使用する紙使用量を、2030年までに2021年度比で25%削減することを「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の目標に掲げています。

2024年度の商品カタログに使用する紙の使用量（総発行量）は179,428トンです（36生協の集計）。2021年度から7.2%削減しています。また、原単位（供給高1億円あたりの紙使用量）は平均11.2トン/億円で、2021年度から7.9%削減しました。

多くの生協（66生協中62生協）が、発行した商品カタログを次の配送時に回収しており、その回収率は76%です。

4 <モニタリング指標> 商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙の使用状況

生協では、紙の使用量削減を進めつつ、原料を再生紙や環境・社会側面に配慮した紙に切り替えていきます。進捗度を測るために、切り替え状況をモニタリングしています。

2024年度に、再生紙や環境・社会側面に配慮した紙を使用している生協は66生協のうち46生協（70%）でした。「再生紙」を使用しているのは44生協、「環境・社会側面に配慮した原料」を使用しているのは6生協でした。

「環境・社会側面に配慮した原料」としては、具体的に「FSC認証」「FSCミックス」「ベジタブルオイルインク」などが使用されています。

5 <モニタリング指標> 「Webのみ利用実績者数」の組合員比率

利用者である組合員の数を増やしつつ、商品カタログに使用する紙の資源量を削減するには注文時のWeb利用率を高めていくことが有効と考えています。2024年度の組合員のWeb登録率は55%（2023年度は52%）です。紙の商品カタログを使用せず、Webカタログだけで注文する組合員の比率を高めていくことが重要と考え、「『Webのみ利用実績者数』の組合員比率」をモニタリング指標に設定し、毎年度確認しています。

Webカタログのみを希望する利用者に対して、紙カタログの配布を完全に停止できる仕組みがある生協は66生協のうち50生協であり、2023年度の44生協から増加しました。この50生協の「『Webのみ利用実績者数』の組合員比率」は8.7%となり、2023年度の7.4%より微増しています。引き続き仕組みの整備と比率向上を目指します。

生協事業から排出される容器包装等の 回収・リサイクルを、組合員とともに推進します (「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑤)



社会における資源回収とリサイクルの動きは活発化しています。容器包装分野においては、飲料メーカーが自社製品を回収し、自社製品に戻すボトルtoボトルなど水平リサイクルの動きが目立ちます。また、業種を超えた連携により、衣料品など容器包装プラスチック以外の回収も進んでいます。単に回収するだけでなく、再生材の用途やCO₂削減効果も重視されるようになってきました。

生協は組合員の協力のもと店頭での回収ボックスや配送の戻り便を活用して資源物を回収し、リサイクルしています。2024年度の回収量は飲料紙パック約4,100トン、ペットボトル約3,500トン、食品トレイ約2,200トン、卵パック約2,090トン、宅配用内袋約2,390トン、商品カタログ約169,620トンとなりました。

なかでもプラスチック製容器包装のうちもっとも使用量が多く、かつ回収率が算出可能なのは宅配用内袋ですが、回収が進んでいない実態があり、回収率は27.8%にとどまっています。

【モニタリング指標】

- プラスチック・紙製容器包装の回収量
- 宅配用内袋の回収率

資源の回収・リサイクルに関する考え方

生協は省資源とともに資源循環の取り組みを進め、リデュース（削減）しきれない容器包装と資材について、リユース（再利用）とリサイクル（再生利用）を進めてきました。

生協によっては、組合員の協力のもと店頭での回収ボックスや配送の戻り便を活用して容器包装プラスチック等の資源物を回収し、リサイクル（エコ）センターで資源価値を高めてリサイクルへ回すという固有の仕組みを作りあげ、積極的に推進してきました。

しかし海洋プラスチックごみなどプラスチックをめぐる問題が深刻さを増すなかで、回収とリサイクルの重要性が急速に高まっています。政府の「プラスチック資源循環促進法」でも、自主回収と再商品化の重要性が強調されています。こうした情勢に対応し、生協は事業から排出されるプラスチック製容器包装や宅配用内袋、商品カタログなどについて回収量と回収率を高め、マテリアルリサイクルを追求していきます。

組合員への資源回収の呼びかけ

循環型社会の実現にあたっては、消費者が資源物を廃棄せず、事業者ができるだけ回収し適切にリサイクルすることが重要です。生協では組合員に対し、積極的に資源物を店舗のリサイクルボックスや商品配送時に「戻す」よう促しています。一例として、京都生協では自生協で行っているリサイクルに関するチラシを作成し、組合員に協力を呼びかけています。



画像提供：京都生協



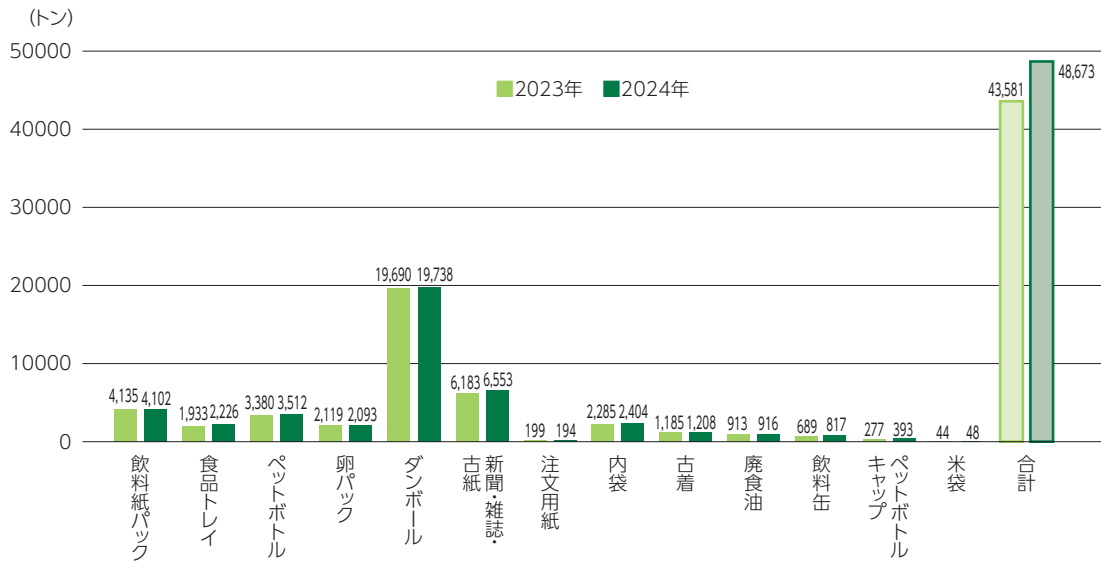
全国の会員生協の取り組み状況

1 <モニタリング指標> プラスチック・紙製容器包装の回収量

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」では、プラスチック・紙製容器包装の回収量と回収率の増加に向け、進捗状況を毎年度把握することとしています。

店頭のリサイクルボックスや宅配の戻り便で容器包装等の回収をしている生協は64生協です。品目ごとの回収量は、飲料紙パックが約4,100トン、ペットボトルが約3,500トン、食品トレイが約2,200トン、卵パックが約2,090トン、全品目合計で約48,670トンという結果になりました。

図表8 店舗・宅配における容器・包装等の回収状況



2 <モニタリング指標> 宅配用内袋の回収率

宅配時に商品を包む「宅配用内袋」は、生協におけるプラスチック使用量のうち半分以上を占めているにもかかわらず、回収率の低さが課題となってきました。2030年に向けて内袋の回収・リサイクル率向上を目指し、モニタリング指標として毎年度進捗を評価していくこととしています。

宅配用内袋の回収をしている生協は66生協のうち59生協（89%）です。総使用量8,380トンに対し回収量2,393トンであり、回答生協の回収率は中央値で27.8%にとどまっています。回収している生協の中には、回収率が75%以上の生協が1つあります。好事例を共有しながら全国の生協で内袋の回収率を向上させ、適切にリサイクルできるようにしていきます。

サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題（マテリアリティ）
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

■ 省資源・資源循環の取り組み例

古着をリユースして子育て支援活動

コープさっぽろ

コープさっぽろは、2025年10月より北海道内の全110店舗に「古着回収ボックス」を設置しています。これまでは、宅配のみで古着を回収し、リユース・リサイクルを行っていましたが、多くの繊維製品が再利用されずに廃棄されている現状を受けて、さらなる資源活用を進めています。

古着の回収で得られた収益は、すべて子育て支援に活用されており、ベビーケアアイテムやベビー服など、子育てに欠かせないものが詰まった「ファーストチャイルドボックス」や絵本を無料でお届けする「えほんがトドック」などの取り組みが行われています。回収された古着は、カンボジアに送られてリユースショップに並び、カンボジアの人々のもとへ届きます。



リサイクル原料を使用した宅配用の保冷容器の導入

コープデリ連合会

コープデリ連合会では、プラスチック使用量の削減のため、宅配の配達時に使用している発泡スチロール製の保冷容器（本体・ふた）に、リサイクル原料を50%使用したものを2025年4月から導入しました。リサイクル原料には、役目を終えた保冷容器も使用し、保冷容器のリサイクルループを実現しています。この取り組みにより、年間で約339トン（本体：約261トン、ふた：約78トン、2023年度の保冷容器導入個数実績から換算）のプラスチック使用量の削減が見込まれています。

また、環境省が進める「プラスチック・スマート」の取り組みに賛同しており、保冷容器には「再生原料を使用しています」と明記し、「プラスチック・スマート」マークを表示しています。



レジ袋の有料配布の終了

京都生協

京都生協では、日常生活の中で実践できるプラスチック削減の取り組みの一つとして、2025年4月より全18店舗でのレジ袋の有料配布を終了しました。この取り組みにより、年間のレジ袋販売数（2024年度は887,153枚）分のプラスチックの使用量を削減できる見込みです。

マイバッグを忘れた組合員には、組合員や職員から提供されたリサイクル紙袋・リサイクルマイバッグ、レンタル袋（シェアバッグ）、段ボールなど、代用品を提供して資源を大事にしています。



宅配のしくみを活用した廃食油回収

コープこうべ

コープこうべは、宅配にて廃食油を回収する取り組みを2025年6月より開始しました。組合員は空のペットボトルに使用済みの油を入れて配達担当者に渡します。

回収した廃食油は油脂会社に売却し、専用の工場で処理後にせっけんや燃料などにリサイクルされています。廃食油の売却によって得られた収益のすべては、行政と連携して配布している「出産祝品」などの子育て支援に活用されています。





日本生協連の取り組み

◎再生・植物由来プラスチックを使用した品目を拡大

コープ商品では、プラスチック使用量の削減や再生プラスチック・植物由来プラスチックへの切り替えなど、プラスチックによる環境負荷を削減するための取り組みを進めています。

商品パッケージの素材が主にプラスチックである商品は約4,200品目あり、そのうち再生プラスチック・植物由来プラスチックを使用している商品は、2025年度末で1343品 (32%) となっています。引き続き、品目数の増加に取り組んでいきます。

再生プラスチックパッケージの商品例



植物由来プラスチックパッケージの商品例



生協で回収したペットボトルの再生利用

コープ商品では、会員生協で組合員から回収したペットボトルを、商品パッケージの原料の一部として再生利用する取り組みを拡大しています。2023年3月より「CO・OPビーフカレー」のパッケージで取り組みを開始し、その他商品にも順次拡大しており、2025年度末には270品以上となっています。



生協事業ならびに組合員家庭から生じる

食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます

(「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑥)



2020年前後から食品廃棄物削減に関する法制度が整備され、削減目標やロードマップが整理されました。小売業においては賞味期限表示の見直しや3分の1ルール¹⁸の緩和などが進められ、社会的な廃棄量も減少しました。2025年には、事業系食品ロスに関する削減目標が60%削減へと引き上げられています。目標実現に向け、消費者と事業者が連携した取り組みが重要視されています。

生協は食品廃棄物の発生抑制とリサイクルに努め、事業からの食品廃棄物を2030年に2018年度比で50%削減することを目指しています。2024年度の食品廃棄物の処分量¹⁸は2018年度比で26.0%削減しました。

モニタリング指標としている食品廃棄物発生量は2018年度比で79.4%、食品リサイクル率は77.3%という結果でした。

また、食品廃棄物の発生抑制とともに安心して暮らし続ける地域社会づくりのため、フードバンクへ食品を提供しています。このほか、組合員家庭での食品ロス削減に貢献するため、フードドライブを店舗や宅配センター、店頭イベントにて実施しています。

【全国の生協の目標】

- 食品廃棄物を2030年に2018年度比で50%削減

【モニタリング指標】

- 食品廃棄物発生量
- 食品リサイクル率

食品廃棄物削減に向けた考え方

生協では、店舗から発生する食品廃棄物を肥料化し、提携農家で使用してもらい、できた農産物を生協で販売する取り組み（食品リサイクル・ループ）を推進してきました。商品供給できず余剰となった食品をフードバンクへ寄付する取り組みや、組合員家庭にある食べきれない分を回収するフードドライブを行っている生協も見られます。

しかし、生協の事業規模の拡大にとまない、生協が事業で排出する食品廃棄物の発生量は2024年度に約2万6千トン¹⁹となりました。これは日本全体（小売業）の食品廃棄物量の2.8%程度を占めていることから、事業や組合員活動を通じて、食品廃棄物と食品ロスの削減を強化することが必要と考えています。



<食品リサイクル・ループの事例(コープしが)>

18 食品廃棄物の発生量に対し、減量や再生利用、熱回収を行ったのちに残る最終的な食品廃棄物のこと。

19 36生協の2024年度実績



全国の会員生協の取り組み状況

1 <2030目標> 食品廃棄物の処分量

生協では、「生協の2030環境・サステナビリティ政策」において食品廃棄物の処分量（食品リサイクル法の「食品廃棄物としての処分の実施量」）を2030年までに2018年度比で50%削減することを目指しています。

2024年度の食品廃棄物の処分量は6,835トンとなりました（36生協の集計）。2018年度と比較すると26.0%削減しています。また、供給高1億円あたりの食品廃棄物処分量は平均0.29トン/億円となり、2018年度比で35.4%削減しました。

2 <モニタリング指標> 食品廃棄物の発生量

削減目標の対象である「食品廃棄物としての処分の実施量」を減らすには、そもそもの発生量を減らすことが重要であることから、「食品廃棄物発生量」をモニタリング指標としています。

2024年度の食品廃棄物発生量は25,761トンでした（36生協の集計）。2018年度と比較すると79.4%となっており、20.6%削減しています。また、供給高1億円あたりの食品廃棄物発生量は平均1.02トン/億円となり、2018年度比で35.4%削減となりました。

3 <モニタリング指標> 食品リサイクル率

最終処分量の削減に向け、発生量と同様に、食品リサイクル率をモニタリング対象としています。

2024年度の食品リサイクル率は中央値で77.3%となりました（36生協の集計）。

リサイクルの具体的な方法は、「堆肥化」が最も多く30生協であり、次いで「飼料化」が29生協、「油脂化」が25生協となっています。

会員生協における食品廃棄物ならびに食品ロス削減の取り組み例

- 規格外農産物の取り扱い
- 商品納品期限の延長
- 店舗における販売期限の見直し
- 適正な値引きなどによる売り切り
- 組合員に対するフードドライブへの協力要請
- 店舗から出る食品残渣のバイオガス発電への活用
- 店舗における商品発注精度の向上
- 「てまえどり」運動の推進
- 「子ども食堂」などへの食材提供、フードバンクとの連携

食品ロス削減の取り組み例

生産者を支える「やさいファンクラブ」によるフードロス削減の取り組み

コープ自然派・オレンジコープ事業連合

コープ自然派・オレンジコープ事業連合では、産直農家への訪問を行い、生産者と組合員(消費者)のお互いの思いや考えを伝えあう取り組みを行っています。その中で、生産者が欠品を出さないようにと、気候の影響などを考慮して多めに作付けをしており、想定より多く収穫できた際に野菜の行き場が無くて困っているというお話がありました。

それを受けて、組合員として何かできることはないかを考え、生産者も、組合員も嬉しい取り組みに繋がるように議論を重ね、組合員の登録制で「野菜が余剰に収穫できたときだけ」お届けする特別企画「やさいファンクラブ」が2025年2月よりはじまりました。



生ごみ処理容器を活用した残ったお弁当を土に還す取り組み

コープみえ

コープみえでは、可燃ごみの削減に取り組む市民活動団体ネットワークステップ研究会と協力し、2023年12月より「キエーロ」という生ごみ処理容器を使って、毎日排出しているお弁当などの生ごみを土に還す取り組みを行っています。

生ごみの分解には、温度・水分・酸素が必要で、処理容器である木箱の中には黒土が入っており、日光と風を通すために透明な樹脂製の屋根をかけています。乾いた土を表面に被せておけば、臭いもなく、虫も寄らずに分解されます。

配達のトラブルに備えた予備のお弁当や、その他生ものの返品商品が使用されない場合は生ごみとして処理してきましたが、生ごみ処理容器の導入により、年間およそ390kgを土に還しています。



食品ロス問題の解決を実生活から考える取り組み

エフコープ

エフコープでは、10月の「食品ロス削減月間」に合わせて「実践しよう!食品を無駄なく使用する料理術!」を開催しました。大根1本を使用し、普段捨ててしまいがちになってしまう皮やすりおろした汁も無駄にせず活用し、「大根蒸しパン」「大根もち」「大根皮のスープ」「大根グラタン」を調理しました。今回の企画は、食品ロスという大きな社会課題に対して、家庭でもすぐに実践できる工夫を知ってもらうことを目的としています。

試食の時間には、講師である「環境たくみの会」のベスタさんによる食品ロス削減クイズが開催され、参加者はクイズを通して日本の食品ロスの現状や国民1人が1日に廃棄する食品量について学びました。

参加者からは、「大根を無駄なく使った料理で、とても参考になりました」といった声が寄せられ、食品を大切に使い切る意識を高める機会となりました。本企画を通して、日々の調理の中で食品ロス削減を意識し、無駄なく食材を活用することの大切さを改めて実感することができました。



4 フードドライブの実施状況・フードバンク等への食品提供

食品廃棄物の発生抑制とともに家庭における食品ロス削減につながるの考えから、フードドライブの実施状況やフードバンク等への食品提供の実態把握に努めています。

フードドライブを実施している生協は56生協で、店舗や宅配センター、店頭イベントにて常時または期間を設けて集中的に受け付けています。受付量は生協によって幅がありますが、中央値は年間で2トンでした。

フードバンク等への食品提供を実施している生協は66生協中57生協で、生協のなかには自らフードバンクを運営しているところもあります。提供量の管理単位はさまざまですが、重量(トン)で集計している生協の食品提供量の合計は585トン(2023年度は456トン)でした。

フードバンクからの寄贈先例

- 社会福祉協議会
- 福祉施設
- 子ども食堂
- NPO法人
- 高齢者・児童・障がい・母子等支援団体
- 生活困難者支援施設
- ホームレス支援団体



画像提供：コープ東北（コープフードバンク）



画像提供：おかやまコープ（フードドライブ）

サステナビリティレポートについて
 目次
 トップメッセージ
 I 生協について
 II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
 III 推進体制
 IV ステークホルダーとの対話
 V 重点課題（マテリアリティ）
 VI 重点課題別の取り組み報告
 VII 生協の環境サステナビリティの歴史
 VIII データ集
 IX ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

5. 人権尊重の推進と生物多様性保全

バリューチェーン全体において人権尊重の 取り組みを進めます

(「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑦)



企業活動のグローバル化によってサプライチェーンが世界中に広がり、事業による人権への負の影響（人権侵害リスク）が顕在化する状況をふまえて、2011年に国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めました。日本政府も2020年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」をとりまとめ、事業者に対し人権尊重の取り組みに対する理解と促進を図っています。食品に関わる企業では、原材料調達先の労働者における児童労働や強制労働、自社やグループ会社、製造委託先従業員の労働安全衛生、ハラスメント、外国人労働者差別などに関する人権リスクの調査や予防策が実施されています。

生協は2024年度に「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を見直し、「バリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます」との行動指針を追加しました。2025年度までに5生協が人権方針を策定・公表し、人権デュー・ディリジェンスとして人権リスクの洗い出しやリスクマッピングの作成を始めました。また9つの生協が、人権リスクの防止・軽減策として第三者認証付商品の調達や労働環境の改善を行っています。

【モニタリング指標】

- 人権方針を策定・公表した生協数
- 「責任ある調達」方針を策定・公表した生協数（生物多様性保全の項目に記載）

人権尊重の取り組みに関する考え方

生協はかねてより核兵器廃絶や平和に関する取り組み、消費者の権利を守る運動などを組合員とともに進めてきました。特に国連でSDGsが採択された2015年以降、全国の生協はエシカル消費、地球温暖化対策、子どもの貧困対策、ジェンダー平等、地域社会づくり、健康・福祉・助け合いなど、人と社会を大切にする取り組みを広げています。

生協の事業・活動には多くの「人」が関わっています。持続可能な社会を実現する上で、生協は事業・活動に関わるすべての人の人権を尊重します。

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をふまえ、人権を理解し、人権方針の策定と人権デュー・ディリジェンスを実施し、グリーンバンスメカニズム（苦情処理・問題解決の仕組み）の構築を進めます。そして、組合員、取引先などのステークホルダーと協働して、人権が尊重される持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを広げていきます。

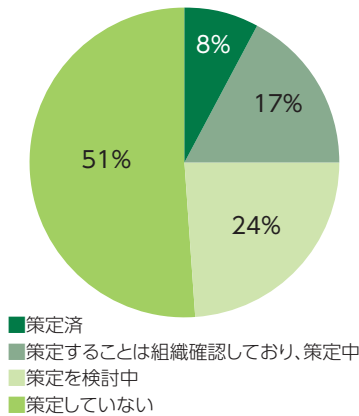


全国の会員生協の取り組み状況

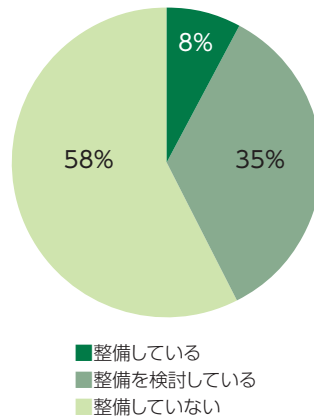
1 <モニタリング指標> 人権方針を策定・公表した生協数

生協内で人権尊重の取り組みを開始して間もないことから、人権方針を策定し公表している生協は66生協中5生協（8%）にとどまります。策定中の生協が11生協あるものの、50の生協が未策定です。また、人権尊重の推進体制を整備している生協は66生協中5生協（8%）であり、整備を検討している生協が23生協です。人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの推進においては専門部署や会議体等の存在が欠かせないため、各生協において体制整備に着手します。

図表9 人権方針の策定状況



図表10 人権尊重の推進体制の整備状況



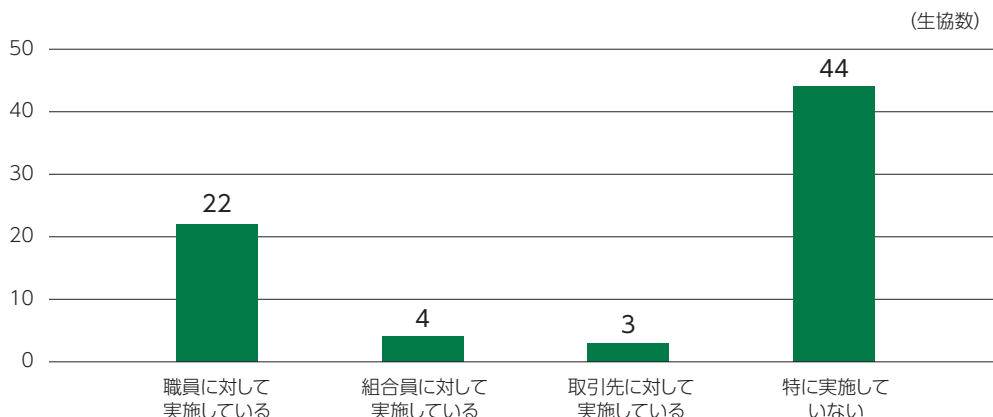
2 人権に関する学習会と人権デュー・ディリジェンスの実施状況

人権尊重の取り組みを推進するにあたり、学習が重要と考えています。自生協の職員に対して学習を実施している生協は66生協中22生協と比較的多く、組合員や取引先に対して実施している生協もわずかですが見られます。

また、人権方針の策定と並行して人権デュー・ディリジェンスを進めています。具体的には、人権リスクの洗い出しや人権リスクの評価、リスクマッピングの作成を行っています。

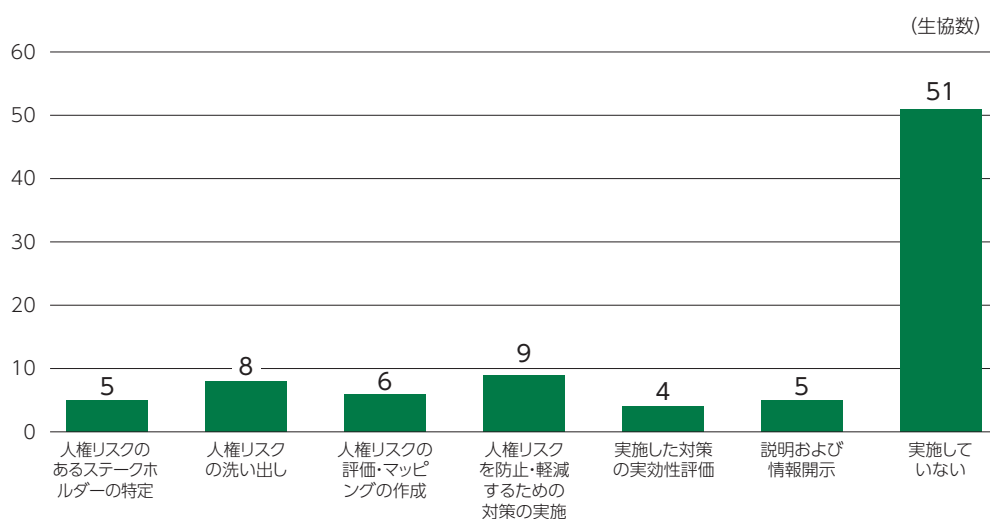
人権リスクを防止・軽減するための対策として、第三者認証付商品の調達や労働環境の改善、ハラスメント防止のためのポリシー策定などを行っている生協が9生協あります。

図表11 人権に関する学習会



サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題マテリアリティ
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表(GRIスタンダード)

図表12 人権デュー・ディリジェンスの実施状況

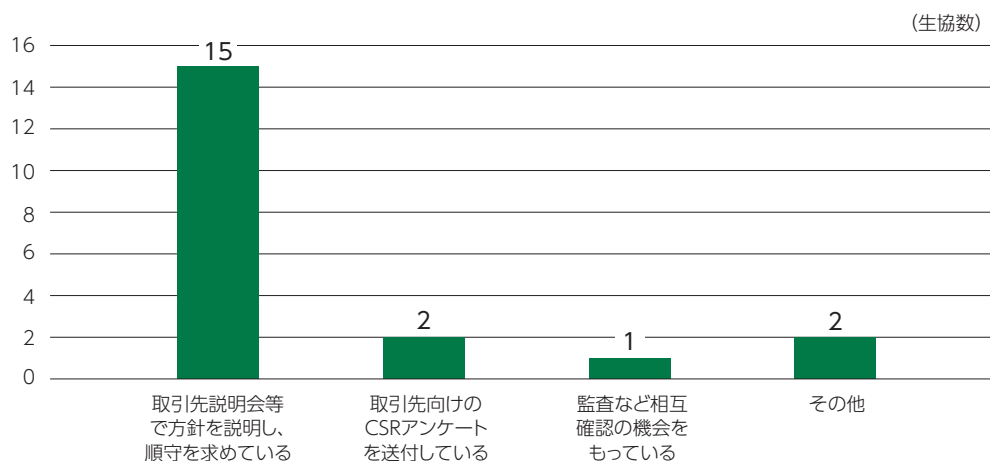


3 サプライヤーとの連携

海外原料調達先における児童労働や強制労働、国内における外国人技能実習生への人権侵害など、サプライチェーン上の人権リスクは大きいと考えています。リスクの低減や防止にあたり、サプライヤーへの働きかけや連携を推進しています。

具体的には66生協中15生協が、取引先説明会等で人権方針や調達方針を説明し、順守を求めています。しかし監査など相互確認の機会をもっている生協は1生協にとどまるなど、実践は緒に就いたばかりです。先行生協の取り組みを共有しつつ、実施生協の拡大を進めます。

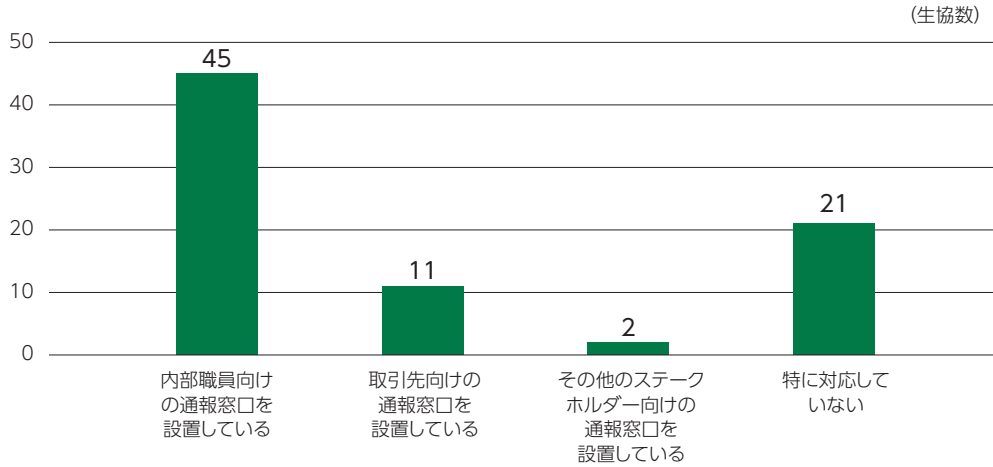
図表13 人権・環境問題でのサプライヤーへの働きかけ(実施内容)



4 救済・グリーンバンスメカニズム (苦情処理・問題解決の仕組み)

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権侵害を受けた方を救済する仕組みとして、グリーンバンスメカニズムの構築を目指しています。45生協が内部職員向けの通報窓口を設置しているものの、取引先や工場、産地の労働者まで含んだ窓口の整備は進んでいません。

図表14 救済に関する取り組み状況



生協のDE&I・ジェンダー平等の取り組み

女性管理職比率
13.9%

男性の育児休業取得率
65.1%

男性を100とした
男女間賃金格差
80.9%

生協は、今後の人口減少社会のなかで働き手を確保し事業と活動を継続していくこと、一人ひとりがよりパフォーマンス高く楽しく仕事を続けられること、そしてなにより人権を守り、守られる社会を構築するために、DE&I (ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン) とジェンダー平等を実現すること、は欠くことができないプロセスと考えています。

日本生協連が2025年度に実施した人事労務実態調査 (回答生協65の生協・事業連合・連合会) によると、全国の生協の状況は以下の通りです。なお、平均数値のため実際は各生協でばらつきがあります。

正規職員は、男女とも中高年齢層 (50~59歳) の構成比が最も高いです。男女比は、男性71.3%、女性28.7%で女性の割合が毎年少しずつ増えています。女性の新卒採用や内部登用は、各生協とも継続して進んでいますが、30歳代はM字カーブが見られます。多くの生協において、女性職員の定着は共通課題であり、長く働き続けられる環境の整備が必要であると考え、取り組みが進められています。また、課長職以上の女性管理職の比率は13.9%です。

正規職員における男性職員の賃金に対する女性職員の賃金の割合は80.9%です。現在は中堅以上の年代、幹部に男性の比率が高いため差が生じていると考えていますが、女性の育成と登用の後押しを進めていく中で改善していくことが予想されます。

仕事と家庭の両立に影響を与えてきた長時間労働については、改善が進みました。所定外時間労働は、2017年度の217時間から、2024年度は190時間となりました。

男性の育児休業の取得率についても、2025年調査の速報値によると全国平均で65.1%です。男女ともに働きやすい環境を作っていくために、1人1人がDE&Iについての理解を深め、職場だけでなく家庭、地域社会に貢献していけるよう取り組みを進めていきます。

サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題 (マテリアリティ)
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)



日本生協連の取り組み

人権尊重の取り組み推進体制

P17に詳述したように、日本生協連では代表理事専務を委員長とする人権デュー・ディリジェンス委員会を設け、人権デュー・ディリジェンスの状況等を報告し、レビューしています。

また、施策を起案し実行・管理する場として人権デュー・ディリジェンス推進体制を設置しています。推進体制には管理本部長を責任者として、総合マネジメント部門、CSR部門、商品事業部門などが参加しています。

人権尊重の取り組み方

日本生協連では、コープSDGs行動宣言に基づき、当会の事業・活動を進める上で直接的・間接的に関わる「人」の人権尊重の責任を果たすため、2023年に人権方針を策定しました。その人権方針に基づき、以下のように取り組みを進めています。

| 人権方針の項目 | 2025年度の取り組み |
|---|---|
| ①人権の尊重 | — |
| ②適用範囲、周知浸透・教育 | <ul style="list-style-type: none"> ●日本生協連職員向けに人権尊重に関する学習を実施 <ul style="list-style-type: none"> — eラーニング — 新入職員研修でのコンプライアンス研修 |
| ③推進体制 | <ul style="list-style-type: none"> ●人権デュー・ディリジェンス委員会で状況等を報告 ●実務者で構成する推進体制を設け、各施策を実施 |
| ④人権デュー・ディリジェンスの実施※右の1)～6)のサイクル運用をめざした取り組み | <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本生協連における重要な人権リスクの特定 2) 人権リスクに関する予防・軽減策の検討・策定 3) 予防・軽減策の実施を各部門で実施 4) 実効性の評価の集約 5) 経営トップに報告(人権デュー・ディリジェンス委員会) 6) 人権方針に反映 |
| ⑤是正・救済の仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ●組織内外からの相談は既存のコンプライアンス相談窓口を活用 |
| ⑥情報開示・対話 | <ul style="list-style-type: none"> ●日本生協連のコーポレートサイトで、人権方針を公開 ●評価委員会で定期的に意見交換 |

日本生協連における人権への影響評価

下記の人権リスクマッピングは、日本生協連の事業活動に関わる多様なステークホルダー（生産者、取引先従業員、職員、組合員、地域・社会など）の人権への影響を整理・可視化したものです。

原料生産から物流、商品企画・販売、組合員向けのイベント等に至るまでのプロセスを俯瞰し、「深刻度」と「発生可能性」の観点から主な人権リスクを整理しています。

私たちは、この人権リスクマッピングをもとに優先的に取り組むべき課題を明確にし、人権尊重に向けた取り組みの継続的な改善につなげていきます。

【凡例】

●生産者、製造委託先従業員

■CXカーゴ、運送会社従業員

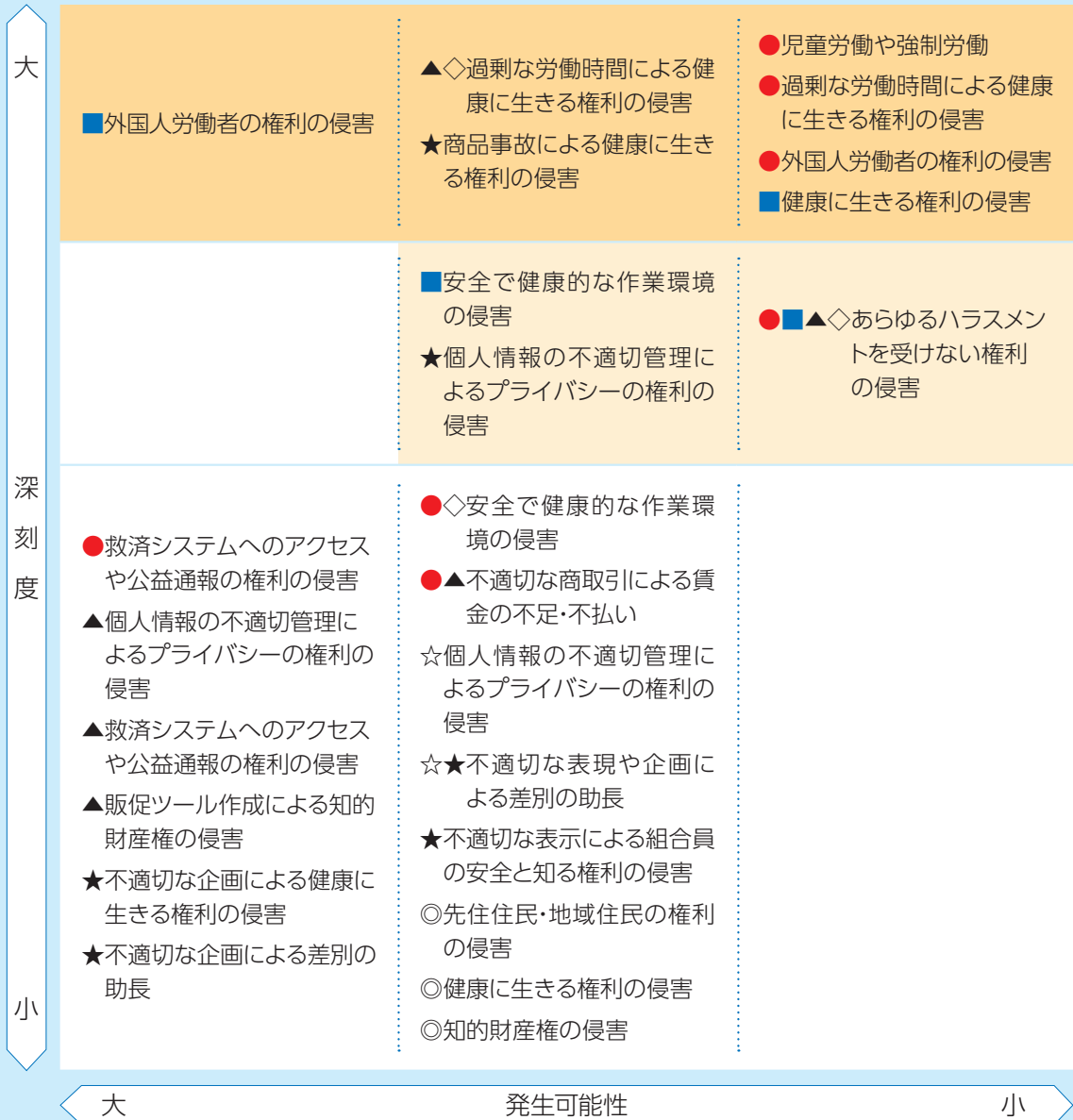
▲制作会社従業員、イベント・旅行会社従業員、講師

☆会員生協職員

★組合員

◎地域・社会

◇日本生協連職員



サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題（マテリアリティ）
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

人権リスクに関する予防・軽減策

リスクマッピングにより、人権リスクが大きい（深刻度と発生可能性が高い）と判断したステークホルダーに対してはおもに以下のような予防・軽減策を検討しています。

（生産者における児童労働・強制労働等のリスク）

原料生産や製造・加工時において人権侵害を生じさせないよう、コープ商品事業、カタログ事業・キャロット事業において、責任ある調達方針と品目別の調達目標をつくり、サプライヤーと共有しています。調達方針に基づき取引先CSR調査を実施しており、特にカタログ事業においては製造委託品を中心にCSR監査も実施しています。

（運送会社従業員における事故や長時間労働等のリスク）

物流子会社のCXカーゴでは、運輸安全目標を設定し、毎月の運輸安全マネジメント会議にて月間の重点取り組みやセーフティニュース発行などに取り組んでいます。

（組合員における商品事故による健康被害等のリスク）

品質管理とともに、過去に起きた重大な事故事例について職員で学習し振り返る機会を毎年度設けています（例：中国製冷凍ギョーザ事件を風化させない取り組み、など）

（職員や取引先従業員における長時間労働やハラスメント等のリスク）

まずは日本生協連の職員に対し、長時間労働やハラスメント、差別や偏見を生じさせないよう、研修の実施や職場の制度を整備しています。

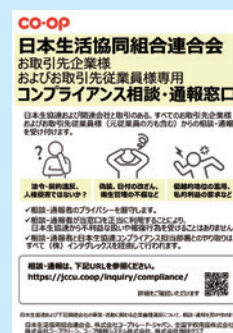
人権に関する学習の機会

日本生協連の事業・活動における人権リスクや人権尊重の取り組みを職場内で共有するため、子会社・関連団体を含めた職員を対象とした学習をe-ラーニングで定期的実施しています。また、商品や原料の取引先に対しても、全社を対象にしたCSR学習会を実施しています。

是正・救済の仕組みづくり

日本生協連グループ内、および取引先従業員を対象にしたコンプライアンス相談・通報窓口を設置しています。過去の相談件数は以下の通りです。

また、取引先様相談通報窓口ポスターを作成し、取引先へ案内しています。



図表15 通報受付件数の推移

| 区分 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 (12月まで) |
|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 倫理行動 | 19 | 7 | 20 | 11 | 14 |
| 業務、制度 | 6 | 4 | 0 | 2 | 4 |
| 商品品質 | 2 | 1 | 1 | 4 | 1 |
| 合計 | 27 | 12 | 21 | 17 | 19 |

※日本生協連との関連が確認された内容を集計しています。

自然の豊かさを未来につなぐ環境保全活動と、 生物多様性保全に向けた事業を進めます (「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑧)



豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生きるために欠かせない安全な水や食料を供給してくれます。しかし陸と海の利用の変化や、生物の直接的採取など人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければさらに加速すると指摘されています。

生協は2024年度に「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を見直し、「自然の豊かさを未来につなぐ環境保全活動と、生物多様性保全に向けた事業を進めます」との行動指針を掲げました。原材料調達において環境に配慮し人権を尊重する責任ある調達を推進し、23生協が水産物や農産物に関する調達方針を策定し公開しています。また、13生協が調達目標を設定しています。

組合員との環境保全活動では21の生協が植樹活動を展開しており、のべ植樹本数が10万本を超える生協もあります。また、24の生協が地域の環境保全等に寄与することを目的に環境基金を設置しています。SDGsやエシカル消費、生き物調査等をテーマにしたイベントや学習会が60生協で実施されました。

【モニタリング指標】

- 「責任ある調達」方針を策定・公表した生協数
- SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数とそれらを実施した生協数

環境保全活動に関する考え方

生協は生産者や地域の環境団体等と協働し、動植物保全につながるプロジェクトの実施や、組合員が参加する自然体験、森林保全などの学習会や体験活動を進めてきました。植樹や森づくり、藻場の再生事業、海浜や湖の清掃、水質改善活動、里山の休耕地解消、山の保全など、地域に応じた多種多様な環境保全活動が取り組まれています。引き続き、専門的な知見をもった環境NGOや自治体などとも積極的に連携し、子どもや若者など次世代の人びとを巻き込みながら展開していきます。

「責任ある調達」に関する考え方

食品関連の事業者は水資源、農畜水産物といった自然の恵みを利用して事業活動を行っており、生物多様性の損失は事業継続に大きな影響を及ぼします。一方で、事業活動自体が生物多様性の損失をもたらすことがあります。パーム油やカカオなど輸入原材料の生産にともなう農地開発は森林減少を引き起こし、水産物の過剰漁獲や不適切な漁獲方法は資源枯渇や生態系へ悪影響を生じさせるおそれがあります。

生協は第三者認証やこれに準ずる基準を満たす原材料の調達を増やし、原材料生産地の状況の確認に努めるなど、環境への影響と人権・労働安全といった社会的側面を意識した「責任ある調達」を推進しています。また、産直産地や組合員と連携した産直事業や、動植物の保全につながるプロジェクトの実施を通じて、生物多様性の保全に取り組んでいます。生協は、活動と事業の両面においてネイチャーポジティブに向けた取り組みを進め、自然共生社会の実現を目指します。



全国の会員生協の取り組み状況

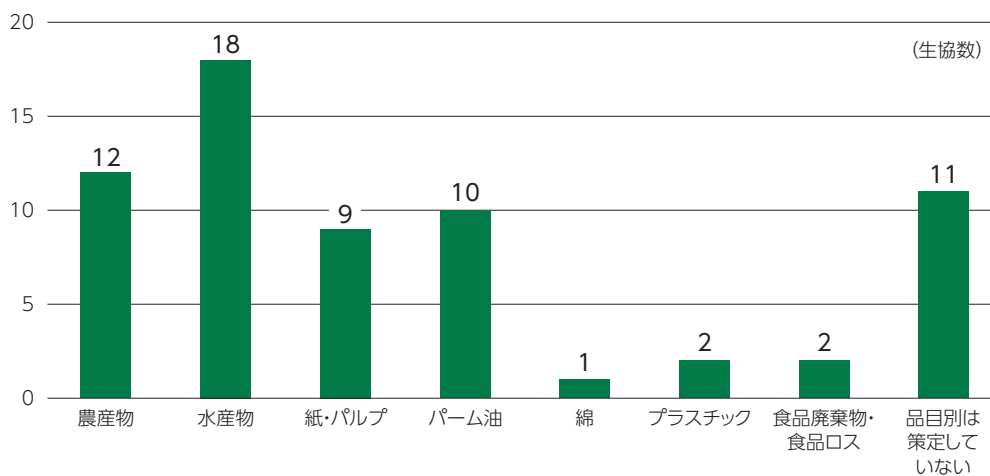
1 <モニタリング指標> 「責任ある調達 (CSR調達)」方針を策定・公表した生協数

地域の生協は、日本生協連からコープ商品を調達する以外にも、独自のPB商品を開発し、日本生協連以外のサプライヤーからNB商品を仕入れ、生産者団体から産直商品を調達しています。そのため、日本生協連は会員生協において独自に調達方針を策定することを呼びかけています。

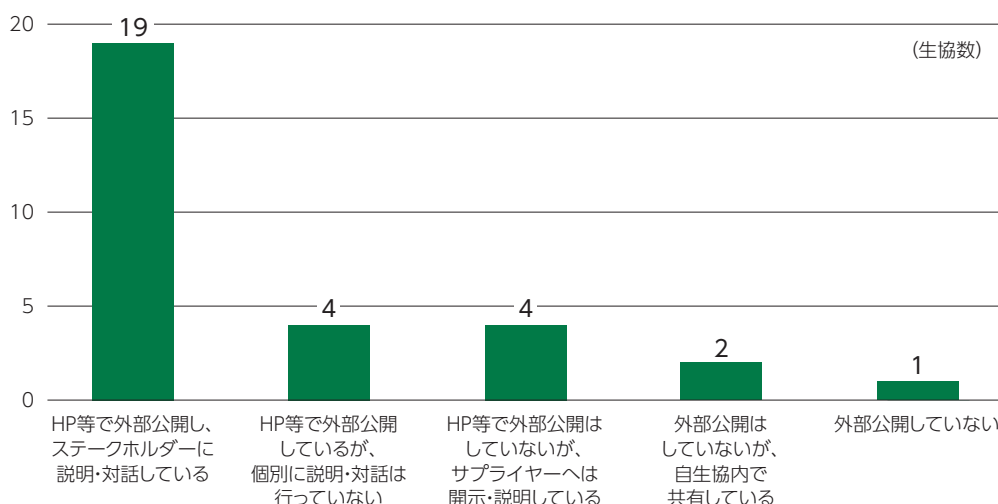
「生協の2030環境・サステナビリティ政策」では、「責任ある調達 (CSR調達)」方針を策定・公表した生協数をモニタリングしています。2024年度時点では、66生協のうち23生協が持続可能な調達方針を策定し、ホームページ等で公開しています。うち19生協は取引先や組合員、NGOなど必要なステークホルダーに説明・対話を行っています。調達方針を定めている品目に関しては水産物が最も多く、次いで農産物、パーム油、紙・パルプとなっています。

また、この調達方針に基づき具体的な調達目標を設定し外部公開している生協が9生協あり、方針と同様に農産物、水産物、紙・パルプ、パーム油、プラスチック、食品廃棄物に関する数値目標を設定しています。

図表16 品目別調達方針の策定状況



図表17 調達方針の公開範囲



2 <モニタリング指標> SDGs・エシカル消費・気候変動に関する企画や学習会の実施状況

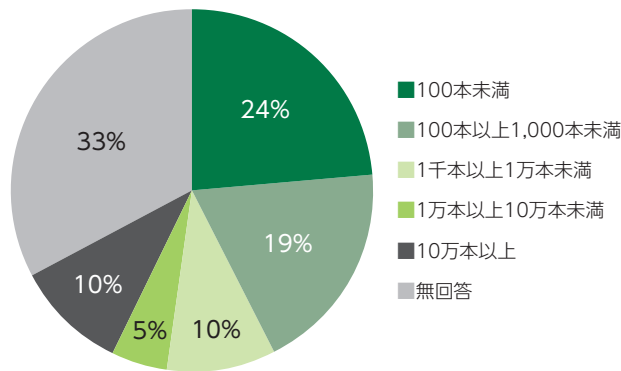
生協では、環境保全活動の推進に向けて「SDGs・エシカル消費・気候変動に関する企画や学習活動の実施状況」をモニタリングしています。

2024年度は、66生協のうち60生協で企画や学習活動が実施されました。実施したカテゴリーの中で最も多かったのが「SDGs」であり、次いで「エシカル消費」「環境保全・生き物調査等」[3R]となりました。

3 植樹活動

日本生協連の調査によれば、森づくり等の活動を行っている生協は40ほどあり、そのうち森を所有している生協は8生協程度です。森づくりの活動は生協職員や組合員による自然体験や間伐体験、植樹体験などあり、そのうち植樹を行っている生協は21生協です。そのなかで、のべ植樹数10万本を超える生協が21生協中2生協（10%）あります。

図表18 のべ植樹数（2024年度末）



※構成比は小数点を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

4 環境基金

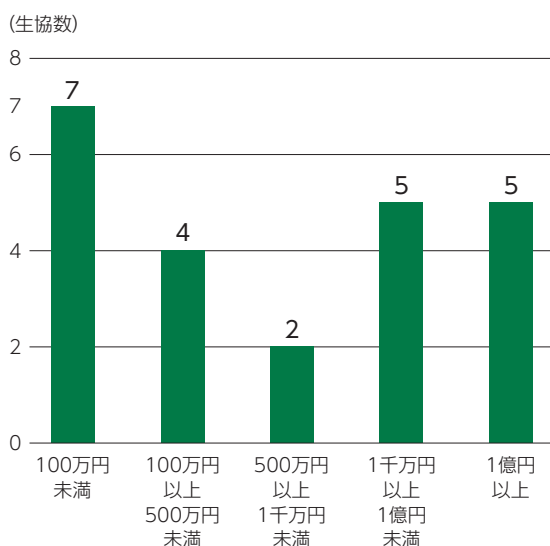
地域の環境保全等に寄与することを目的に、環境基金を設置し、環境活動を行う団体などに助成をしている生協がいくつかあります。

24生協が環境基金を設置あるいは関与しています。基金の用途は、環境活動を行う団体や生産者、漁業協同組合、ボランティア団体などへの助成や、森づくり活動（森の管理や苗木の購入、体験会や観察会の開催）にかかる費用、産直産地の海の保全などです。

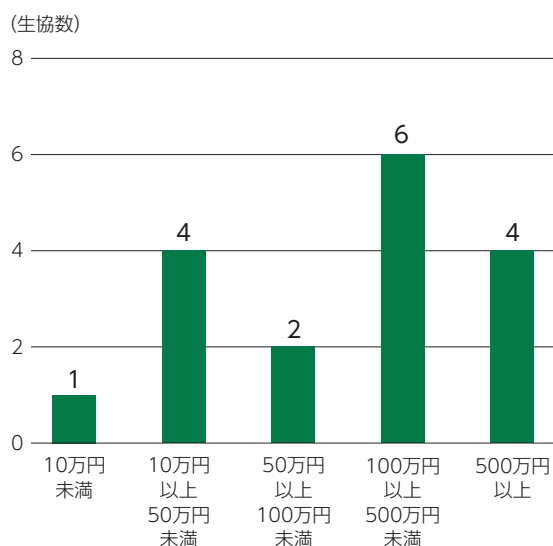
基金の原資は、組合員がレジ袋を辞退した際に0.5円を積み立てる、回収した容器包装をリサイクル業者に売却した際の収益の一部を充てる、該当商品1点につき数円ずつ積み立てる等で確保しています。

基金の総額（2024年度末時点）は、100万円未満の生協が7生協で比較的多く、1億円以上の生協も5生協あります。助成額（2024年度）については500万円以上の生協が4生協あります。

図表19 環境基金の総額（2024年度）



図表20 環境基金の助成額（2024年度）



■ 環境保全活動の取り組み例

涸沼の生き物観察会

パルシステム茨城 栃木

パルシステム茨城 栃木では、茨城県環境アドバイザーの川島氏やひめま生態系再生プロジェクトの中村氏を講師に迎え、涸沼の自然環境についてのお話を聞いた後、涸沼自然公園内を流れる若宮川で生き物観察会を行いました。



採取した生き物について、名前や見分け方、特徴などの解説を聞きながら、コイ、ボラ、フナ、ドジョウ、メダカ、ウナギの稚魚などの他、ヌマエビやシマエビ、クロベンケイガニ、モクスガニなど、数多くの生き物を観察しました。

千葉県富津海岸でのビーチクリーン

コープみらい

コープみらいでは、身近な環境への関心を深め、コープデリグループのSDGsの取り組みについて理解を深めることを目的に、千葉県富津市の富津海岸にて、清掃ボランティア活動を継続的に実施しています。



コープみらい・コープデリ連合会・グループ会社の役職員と家族のほか、関係者を含めて100名を超える規模となっています。東京湾内にあってもごみが多数打ち寄せられており、ペットボトルや空き缶のほか、さまざまなごみを拾い集め、約1時間の活動でゴミ袋90袋分以上を回収しています。

「コープぎふの森・関」における桜の木の植樹

コープぎふ

コープぎふでは、創立25周年を記念して、コープぎふの森・関（関市迫間）に、桜の木の植樹をしました。総勢32名が参加し、山頂付近に、ソメイヨシノ、十月桜、山桜、エドヒガンの4種類の苗木を植えました。



コープぎふの森・関は、岐阜県が推進する「企業の森づくり」の一環として、岐阜県・関市・中濃森林組合・コープぎふの4者で「生きた森林づくり協定」を締結し、地域の「ふどうの森クラブ」に協力いただきながら、組合員とともに里山保全を行っています。



日本生協連の取り組み

◎責任ある調達方針/指針

日本生協連は、2021年度にコープ商品に関する「責任ある調達基本方針」を策定し公表しました。同方針では(1)商品のサプライチェーンにおける社会的責任(CSR)課題への対応、(2)環境配慮、人権尊重等に配慮して生産された農林水産物や、それらを原料とした商品の取り扱い拡大、(3)生産者やNGOなどとの協力関係構築と持続可能な生産体制の維持・向上、(4)プラスチック・紙の問題への対応、(5)食品ロスの削減、(6)課題・進捗状況の共有化と社会的発信、の6つを取り組み方針としています。そのうえで、農産物、畜産物、水産物、紙・パルプ、パーム油、プラスチック、食品ロス削減に関し、個別の対応方針を記載しています。

2023年にはカタログ事業とキャロット事業に関わる「責任ある調達」指針を定めました。世界中で起こる人権・労働問題、資源・環境問題、不正取引問題などが、カタログ事業・キャロット事業の商品とも無関係とはいえない状況のなか、「責任ある調達」の体制構築と維持強化を進める旨を明記しています。

いずれの方針も「社会的責任(CSR)体制の確立原則」として、下記の5つをサプライヤーとともに共有しています。

社会的責任(CSR)体制の確立原則

- 1 社会的責任(CSR)全般に関わる推進体制の整備と維持向上に努めます。
- 2 あらゆる人権侵害や差別への加担、不当な労働を禁止します。
- 3 安全で衛生的な職場環境を確保します。
- 4 商品の生産・調達に関わる環境影響を最小化します。
- 5 関連する法令を遵守し、公平・公正な取引を行います。

取引先CSR調査

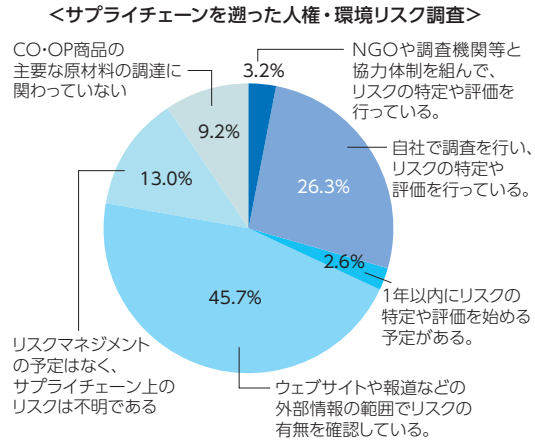
日本生協連では、コープ商品を製造する国内外の取引先に対し、「責任ある調達基本方針」や「コープ商品の2030年目標」をお知らせするとともに、コープ商品のサプライチェーンの担い手である取引先の状況や、目標実現のための課題を把握することを目的にCSR調査を実施しています。CSR調査は2016年度から実施しており、2025年度は取引先1,158社に依頼し、回収率は3年連続100%でした。

カタログ事業でもCSR調査とCSR監査を実施していますが、ここではコープ商品の取引先CSR調査の結果のみ記載します。

日本生協連 取引先CSR調査より(抜粋)

日本生協連の取引先の状況

- 特徴①** 国際基準に準じた人権方針を策定済の取引先は43.3%。質の高い人権方針策定が進んでいることが伺える。
- 特徴②** 外国人労働者が工場にいると回答した取引先(日本企業のみ)は52.6%に増加。引き続き製造現場において外国人労働者が重要な担い手になっていることが伺える。
- 特徴③** DE&Iの理解と促進のための教育機会を設定している取引先は26%。男性育休取得率の目標設定している取引先は23%、女性の役員や管理職比率を目標設定している取引先は25%。
- 特徴④** サプライチェーン上の人権リスク・環境リスク調査を自社または外部に委託し、リスク調査を行っている企業は29.5% (右のグラフ参照)。



コープ商品事業の2030年目標と2024年度到達点

日本生協連はコープ商品「責任ある調達基本方針」のもと、「コープ商品の2030年目標」として、2030年に向けた持続可能な調達目標を設定しています。

| | | 2030目標 | 2024年度到達点 |
|--------|--|--------------------|---------------------------------|
| 農産 | ● 主要な農産原材料の産地を指定した仕様指定商品および生鮮農産物における、GAPを導入した生産者からの調達構成比 ※海外農産物はGFSI認証スキームのGAP、国内農産物は国際水準GAPとします。 | 100% | 海外農産物：73.2% 国内農産物：6.1% |
| | ● 輸入生鮮農産物における有機JAS、レインフォレスト・アライアンス認証品の調達構成比 | 45%以上 | 17.0% |
| 水産 | ● 水産物を主原料とする仕様指定商品および生鮮水産物における、MSC/ASC認証商品の拡大を重点としたGSSIが認定した認証スキームによる認証品の供給額構成比 | 50%以上 | 17.0% |
| 紙・パルプ | ● コープ商品に使用する紙(製品・容器包装・段ボール材)における再生原料または森林認証品の比率 | 100% | 89.95% |
| パーム油 | ● コープ商品に使用するパーム油における持続可能なパーム油認証品の使用率 ※RSPO認証パーム油(B&CとMBの合計)を原料に使用した商品比率 | 100% | 100% |
| | ● コープ商品に使用するパーム油における物理的認証油(MBランク以上)の使用率 | 50%以上 | 18.0% |
| プラスチック | ● 容器包材のプラスチック使用量の削減率 | 2016年度比 25%以上削減 | 総量：8%増 原単位(供給高あたり)： 13%削減 |
| | ● 再生プラスチックと植物由来素材プラスチックの使用率 | 50%以上 | 11.8%(重量構成比) 26%(品目数比) |
| 食品ロス | ● コープ商品に由来する食品廃棄物の削減率 | 2018年度比 50%以上削減 | 81.6%削減 |

サステナビリティレポートについて
目次
トップメッセージ
I 生協について
II 生協の価値創造モデルとサプライチェーン
III 推進体制
IV ステークホルダーとの対話
V 重点課題(マテリアリティ)
VI 重点課題別の取り組み報告
VII 生協の環境サステナビリティの歴史
VIII データ集
IX ガイドライン対照表(GRIスタンダード)

カタログ事業・キャロット事業の2030年目標と2024年度到達点

日本生協連は、「カタログ事業・キャロット事業」商品「責任ある調達」指針のもと、持続可能な調達目標を設定しています。

生活雑貨を扱うキャロット事業では、チラシ原材料の削減目標を設定しています。

「くらしと生協」2030年目標と2024年度到達点

| | | 2030目標 | 2024年度到達点 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|---|
| 環境 | ●衣類のコットンのサステナブル原料 | 構成比 50% | 企画構成比 10.3% |
| | ●衣類のリサイクル原料 | 構成比 10% | 企画構成比 2.2% |
| | ●木材原材料の管理確認 | 適合性確認範囲の拡大 | 新規・継続品の伐採国・樹種データを蓄積してリスク分析を実施。調達方針と30年度までのロードマップを作成 |
| | ●ダウンリサイクル ※特定の商品の回収数/販売数 | 対象商品を拡大 構成比 65%以上 | 回収率 34.2% |
| | ●衣料品リサイクル | — | 事務所での常時衣料回収、会員生協イベントで衣料品回収を実施（回収実績1,464kg） |
| | ●チラシ原材料削減率 | 21年比 25%削減 | 21年比 10.9%削減 |
| | ●チラシ原材料の管理確認 | 適切な管理の確認 | 各社の原材料調達状況、トレーサビリティ資料を確認 |
| | 社会(人) | ●取引先CSR調査回収率 | 回収率 98% |
| ●通販CSR基準適合比率 | | 製造委託品 100% | CSR監査未実施工場での実施、継続監査（適合比率 100% ） |
| ●各社CSR基準適合比率 | | NB品 50% | 適合比率 15.8% |
| ●グリーンバンスメカニズム運用 | | 運用実施 | 情報収集 |
| ●寄付・支援活動 | | 対象支援の継続 | 子どもの未来アクション活動 400万円寄付 日本乳がんピンクリボン運動 46.8万円寄付 PBP活動支援356万円寄付 |

キャロット事業（生活雑貨）2030年目標と2024年度到達点

| | 2030目標 | 2024年度到達点 |
|-----------|-------------------|---------------------|
| チラシ原材料削減率 | 21年比 25%削減 | 21年比 27.1%削減 |

6. 情報公開と対話・連携

環境・サステナビリティに関わる諸課題を解決するために、 新たな協働の取り組みにチャレンジします 〔「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑨〕



サステナビリティをめぐる連携は、ここ数年は組織単独の取り組みから業界や地域を超えた協働へと広がっています。業界横断の共同イニシアチブが増加し、取引先と連携したプロジェクトなどサプライチェーン全体での連携が深化しています。また、NGO・NPOとの共創プロジェクトも見られます。

社会が求めるサステナビリティ課題の実現に向け、生協は組合員、地方自治体、生産者、市民団体を含むさまざまなステークホルダーとパートナーシップを構築し、多様な協働の取り組みにチャレンジしていきます。

地域づくりにおいて欠かせないステークホルダーである、地方自治体との協定締結状況は、包括連携協定が234件、地域見守り協定が1,323件となっています。また、SDGsや脱炭素、リサイクルなど環境課題に関する包括連携協定を締結している生協は32生協に上ります。

生協が考える「協働」「パートナーシップ」

気候変動や廃棄物問題、生物多様性の保全等の環境・サステナビリティ課題は影響が幅広く、解決にあたってはさまざまな主体が得意分野で関わり、協力し合う必要があります。

生協はこれまで組合員をはじめ自治体や生産者、市民団体等と協働しながら課題に対応してきましたが、社会が求める課題解決においては、これまでの関係性だけでは対応しきれない可能性もあります。同じ小売業の企業や若者団体など、多様なパートナーシップを大切にしながら、持続可能な社会の実現に向けてチャレンジしていきます。





全国の会員生協の取り組み状況

1 自治体との協定締結状況

地域に根差した事業と活動を展開する生協にとって、地方自治体は重要なステークホルダーです。連携にあたって様々な協定を締結しています。

2025年12月末時点での自治体との協定締結数は、包括連携協定で234件、地域見守り協定で1,323件、緊急時物資支援協定等が966件となっています。このうち、環境課題に関する包括連携協定を締結している生協は調査対象の66生協のうち32生協(48%)です。具体的な締結内容例としては下記の通りです。

環境課題を含む包括連携協定の内容例

- 環境対策・リサイクルの推進
- 脱炭素、3R、SDGs、エシカルなどの推進
- 再生可能エネルギーの普及や省エネの取り組みへの協力、循環型社会の確立に向けた取り組みへの協力
- 食品ロス削減、レジ袋削減、廃プラ削減
- 森林の環境整備
- 環境保全活動

地域見守り協定とは

全国で1,000万世帯以上が登録している生協の宅配や夕食宅配では、基本的に毎週同じ曜日(夕食宅配では週5日)の同じ時間に、同じ担当者が商品を届けています。各地の生協では、高齢の組合員に日々接する機会も多く、「ポストに郵便物がたまっている」「お届けした商品に手が付けられていない」などの異変を感じた際には、事前に取り決めた連絡先に連絡・通報を行っています。

- 2025年12月末時点で、全国47都道府県内の自治体・社会福祉協議会などとの間で「地域見守り協定」を締結しています(地域・職域・医療福祉生協計)。
- 締結市区町村数は1,323に達し、これは全市区町村数(1,741)の76.0%に当たります。
- 県内全ての市町村と締結したのは、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岡山県、鳥取県、山口県、徳島県、佐賀県の14県です。

■ 他団体との協働の取り組み例

目次

トップメッセージ

I 生協について

II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン

III 推進体制

IV ステークホルダーとの対話

V 重点課題(マテリアリティ)

VI 重点課題別の取り組み報告

VII 生協の環境サステナビリティの歴史

VIII データ集

IX ガイドライン対照表(GRIスタンダード)

「よりよい営農活動」で持続可能な農業を推進

日本生協連

日本生協連とJA全中、JA全農は、農業の生産現場におけるGAP(適正農業規範・農業生産工程管理)の実践を通じた安全・安心な農畜産物の生産に向けて、組織を越えた連携を開始しました。

これまで、生協グループとJAグループは、それぞれ独自に生産工程の点検・改善を行ってききましたが、人手不足の中で類似した取り組みを行うことは非効率であり、現場には負担感もありました。この連携を通じて、互いの取り組みの理解を深め、重点的に改善すべき分野を共有・確認しながら、生産管理の実効性を高めることが可能となります。



JAグループ広島との「協働の米づくり活動」

生協ひろしま

生協ひろしまとJAグループ広島は、「国際協同組合年」を契機に持続可能な農業生産と食料の安定供給への貢献を目的に「協働の米づくり活動」に取り組んでいます。役職員と生協組合員が田植えから稲刈りまで、毎月、農作業を行い、「産地から食卓までつながる」相互理解を深めました。収穫した約1.8トンのお米は、生協ひろしまから県内の子ども食堂89施設へ寄贈しました。両者は包括的連携協定を締結し、地域農業の振興と地域貢献をめざしています。



佐渡トキ応援お米プロジェクト寄付金贈呈式・稲刈り交流

コープデリにいがた

佐渡トキ応援お米プロジェクトの一環として、佐渡市新穂地区の田んぼアート圃場にて交流イベントを開催しました。

当日は、お米の生産者、JA佐渡、佐渡市、および「佐渡Kids生きもの調査隊」とコープデリにいがたの組合員親子や役職員など約70人が参加。子どもたちは「生きもの調査」を通じて、田んぼに息づく多様な生物を熱心に観察しました。その後、組合員から生産者の方々へ、日頃の感謝と応援を込めたメッセージカードが贈られました。

また、本プロジェクトを通じて寄せられた寄付金214万8,456円については、コープデリ連合会およびコープデリにいがたの代表より、佐渡市長へ目録として手渡されました。

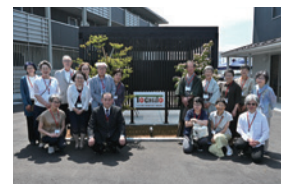


TOCHiTOで「参加する暮らし」

生活クラブ連合会

生活クラブは、第6次中期計画でF(食)・E(エネルギー)・C(福祉)を掲げ、2021年には酒田市、庄内みどり農業協同組合などとの包括協定を締結しました。産地の地域づくりを描く中、組合員の暮らし方の選択肢として、生産者や地域の方々「参加する暮らし」を支援しています。その具体的な形として2023年に「TOCHiTO」は完成しました。

生活クラブとその協同団体はこの「TOCHiTO」が地域の拠点となり、そこに住む移住者が庄内という、土地・もの・こととつながり、地域の多様な方々と交流することで、持続可能な地域づくりにつながることを目指しています。



生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を積極的に公開し、社会との対話を進めます (「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑩)



サステナビリティに関わる情報開示はこの数年で制度化や義務化が進み、開示基準が整理されつつあります。特にサプライチェーン排出量や人権デュー・ディリジェンスに関する情報開示が社会的に求められるようになってきました。ステークホルダーダイアログなどの対話に関し、かつては説明会や意見聴取が中心だったところ、最近はステークホルダーと一緒に課題解決を考える共創型が増加しています。

生協ではおもにWebサイトやサステナビリティ報告書、組合員レポート等を通じて、環境・サステナビリティの取り組みや実績について、組合員や社会へ公表しています。

また、学識者等で構成される評価委員会や懇談会を設置する、自治体の会議へ参加するなどのほか、取引先、地域の諸団体、学生など次世代の方々と対話を行っています。

情報公開と対話に関する考え方

生協ではこれまでサステナビリティに関する政策や方針、目標、実践事例について組合員や地方自治体などのステークホルダーに対し周知・広報を行ってきました。今後も情報開示をめぐる情勢を注視し、開示ガイドライン等を参照しながら、取引先や市民団体・NGOを含む幅広いステークホルダーに情報公開を行っていきます。また公表内容に対する社会からのフィードバックに応えるとともに、さまざまな人や組織と真摯に対話を重ねるなかで、取り組みレベルを上げ、生協への信頼を高めていきます。



大阪いずみ市民生協で実施されている「社会的責任懇談会」の様子。外部有識者と組合員理事が、生協の果たす社会的責任について議論しています。



全国の会員生協の取り組み状況

1 生協の環境・サステナビリティに関わる取り組みの公開状況

66生協中60生協が自生協の環境・サステナビリティに関する取り組みを公開しています。おもにCSR報告書、サステナビリティ報告書、環境報告書等とWebサイトにて公開されており、組合員に対しては広報誌や機関紙を通じて報告しています。

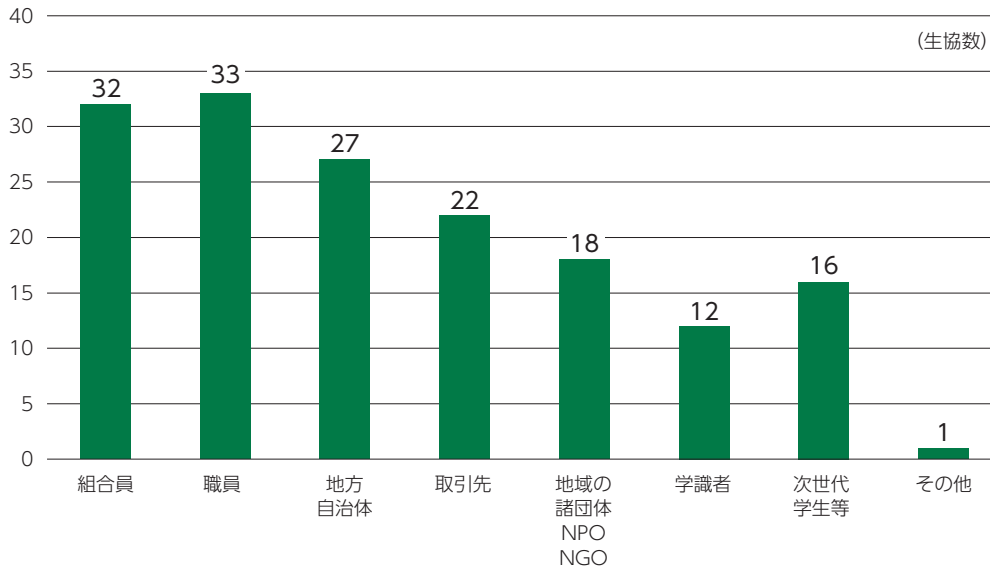
CSR報告書などを作成している生協のうち4生協は、GRIスタンダードや環境省の環境報告ガイドライン、ISO26000のいずれか（または全部）を参照しています。

2 環境・サステナビリティの取り組みに関するステークホルダーとの対話状況

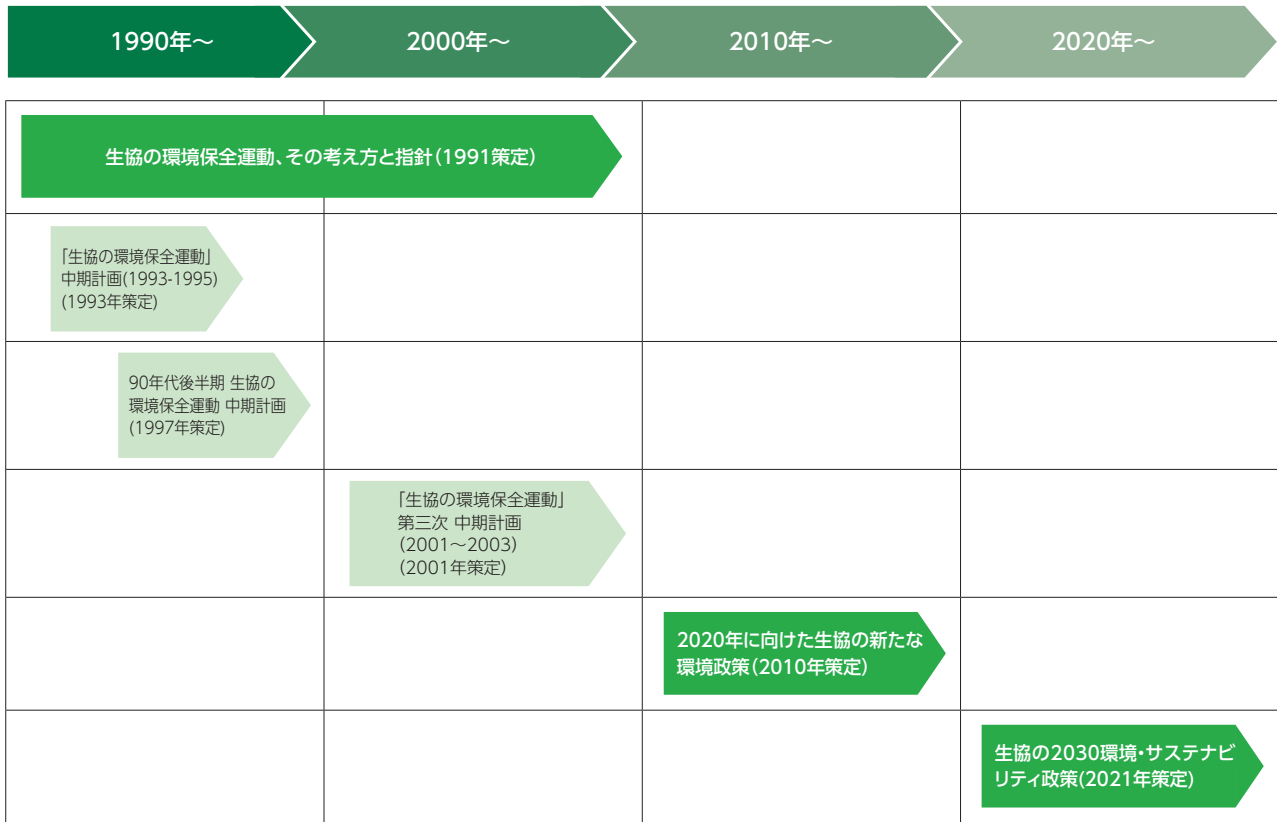
66生協中36生協が環境・サステナビリティの取り組みに関し、ステークホルダーと対話を行っています。対話を行っているおもなステークホルダーは職員と組合員および地方自治体です。

地方自治体との対話とは、行政訪問などです。組合員に対しては「組合員の声」に応えること（会議や学習会での質問に答えることなども含む）を基本とし、総代会資料や環境活動CSR報告書を通じての報告や、総代懇談会などで意見交換を行っています。また、環境監査委員会を設け、組合員や学識者と対話を行う生協もあります。

図表21 対話・意見交換を行っているステークホルダー



Ⅶ 生協の環境・サステナビリティの歴史



| 名称 | 内容 |
|--|---|
| 生協の環境保全運動、 その考え方と指針 (1991年策定) | 「環境問題は根源的課題」と位置づけ、全国生協での本格的展開を促す初の全国政策。事業対応として「商品の生産から廃棄までの環境配慮」「リサイクル推進」、組合員活動として「環境問題の学習」「くらしの見直し」、ネットワーク化として「地域との共同活動」「協同組合間連携」などを提起。 |
| 生協の環境保全運動 中期計画(1993-1995) (1993年策定) | 上記政策に基づく中期計画として、4つのテーマ(①環境に配慮したライフスタイルへの転換と環境保全型社会の実現、②商品の生産から消費にいたるあり方を見直し、環境により良い商品普及、③環境保全のための生協事業のあり方追求、④環境保全のための推進体制確立)と24の中期目標を提起。 |
| 90年代後半期 生協の環境保全運動 中期計画 (1997年策定) | 上記計画の後継計画として、事業における「商品の環境配慮の強化」、「環境マネジメント・監査システムの確立」、組合員活動における「環境に配慮した消費行動の普及」、「ごみ問題への取り組み、水環境への配慮」、社会的行動としての「環境保全の地域・まちづくり」といった課題を提起。 |
| 「生協の環境保全運動」 第三次 中期計画 (2001～2003) (2001年策定) | 2000年代に入り、新たに「生協の環境保全活動の理念」を策定のうえ、次の4つを重点テーマに設定。①環境に配慮した環境保全型地域・まちづくり、②“循環型システム構築”・“地球温暖化対策”・“化学物質による環境リスク低減”の3つのコアテーマの取り組み、③組合員参加とコミュニケーション、④環境と経済の両立 |
| 2020年に向けた生協の 新たな環境政策 (2010年策定) | 生協の環境保全活動のさらなるレベルアップとして、次の4つ(①生協事業におけるCO ₂ 排出の総量削減、②再生可能エネルギーの普及、③商品事業における環境配慮、④事業からの廃棄物の削減・ゼロ化⑤組合員活動としての環境保全の取り組み方向)を政策の柱として設定。CO ₂ 削減に関しては、2020年に15%削減という目標を策定した。 |
| 生協の2030環境・ サステナビリティ政策 (2021年策定) (2024年一部改訂) | 「すべての人々が人間らしく生きられる豊かな地球を、未来のこどもたちへ」をスローガンに、エシカル消費、気候変動、省資源・資源循環、生物多様性と人権尊重、情報公開と対話のテーマのもと、10の行動指針と7つの目標を設定している。 |



VIII データ集

全国生協概況

| | | 2022年度 | | 2023年度 | | 2024年度 | |
|-----------------------|-----|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 項目 | 単位 | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 |
| 調査集計生協数 | 生協 | 555 | 98.4% | 547 | 98.5% | 543 | 99.3% |
| 購買生協 | 生協 | 418 | 97.9% | 417 | 99.8% | 413 | 99.0% |
| (うち地域生協+ 居住地職域生協計) | 生協 | 124 | 96.9% | 123 | 99.2% | 124 | 100.8% |
| 医療福祉生協 | 生協 | 107 | 100.0% | 100 | 93.5% | 100 | 100.0% |
| その他生協(共済、 住宅等)、共済連 | 生協 | 18 | 100.0% | 18 | 100.0% | 18 | 100.0% |
| 事業連合 | 生協 | 12 | 100.0% | 12 | 100.0% | 12 | 100.0% |
| 組合員数 | 千人 | 30,417 | 100.8% | 30,630 | 100.7% | 30,883 | 100.8% |
| 組合員出資金 | 百万円 | 921,868 | 102.8% | 931,612 | 101.1% | 939,705 | 100.9% |
| 総事業高 | 百万円 | 3,709,553 | 98.4% | 3,737,912 | 100.8% | 3,808,343 | 101.9% |
| 供給高 | 百万円 | 3,207,923 | 97.9% | 3,241,926 | 101.1% | 3,299,052 | 101.8% |
| 生協の 小売シェア* | % | 2.61 | -0.13 | 2.51 | -0.10 | 2.47 | -0.04 |
| 日本生協連供給高 | 百万円 | 435,663 | 100.6% | 441,197 | 101.3% | 445,445 | 101.0% |

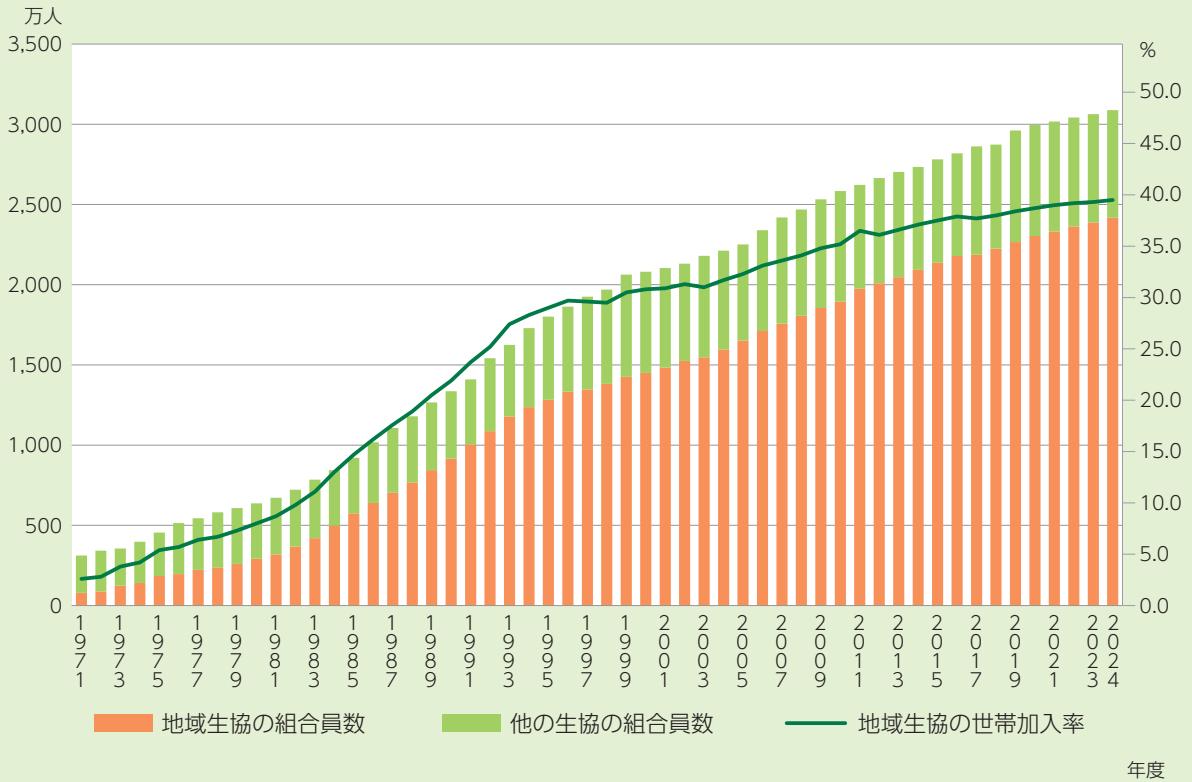
※「生協の小売シェア」は、経済産業省の「商業販売統計年報」から、自動車小売業と燃料小売業の総額を差し引いた数値に対する供給高の比率です。

地域生協概況

| | | 2022年度 | | 2023年度 | | 2024年度 | |
|-----------------|----------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 項目 | 単位 | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 |
| 調査集計生協数 | 生協 | 117 | 97.5% | 116 | 99.1% | 117 | 100.9% |
| 組合員数 | 千人 | 23,631 | 101.3% | 23,888 | 101.1% | 24,182 | 101.2% |
| 総事業高 | 百万円 | 3,117,681 | 97.9% | 3,147,883 | 101.0% | 3,206,472 | 101.9% |
| 供給高 | 百万円 | 2,992,792 | 97.7% | 3,022,622 | 101.0% | 3,075,843 | 101.8% |
| 店舗事業供給高 | 百万円 | 915,369 | 99.1% | 946,579 | 103.4% | 971,306 | 102.6% |
| 宅配事業供給高 | 百万円 | 2,089,938 | 98.9% | 2,090,415 | 100.0% | 2,120,626 | 101.4% |
| うち個配供給高 | 百万円 | 1,575,370 | 99.5% | 1,591,125 | 101.0% | 1,630,839 | 102.5% |
| 組合員1人当り 月利用高 | 円 | 11,068 | 96.7% | 11,046 | 99.8% | 11,116 | 100.6% |
| 組合員出資金 | 百万円 | 788,136 | 103.0% | 799,212 | 101.4% | 808,329 | 101.1% |
| 組合員1人当り 出資金 | 円 | 33,352 | 101.7% | 33,457 | 100.3% | 33,426 | 99.9% |
| 店舗数 | 店 | 921 | 98.2% | 909 | 98.7% | 899 | 98.9% |
| 売場面積 | m ² | 1,277,380 | 99.2% | 1,286,169 | 100.7% | 1,285,920 | 100.0% |
| 正規役職員数 | 人 | 32,362 | 107.1% | 32,484 | 100.4% | 32,240 | 99.2% |
| 世帯加入率* | % | 39.2 | 0.2 | 39.3 | 0.1 | 39.5 | 0.2 |

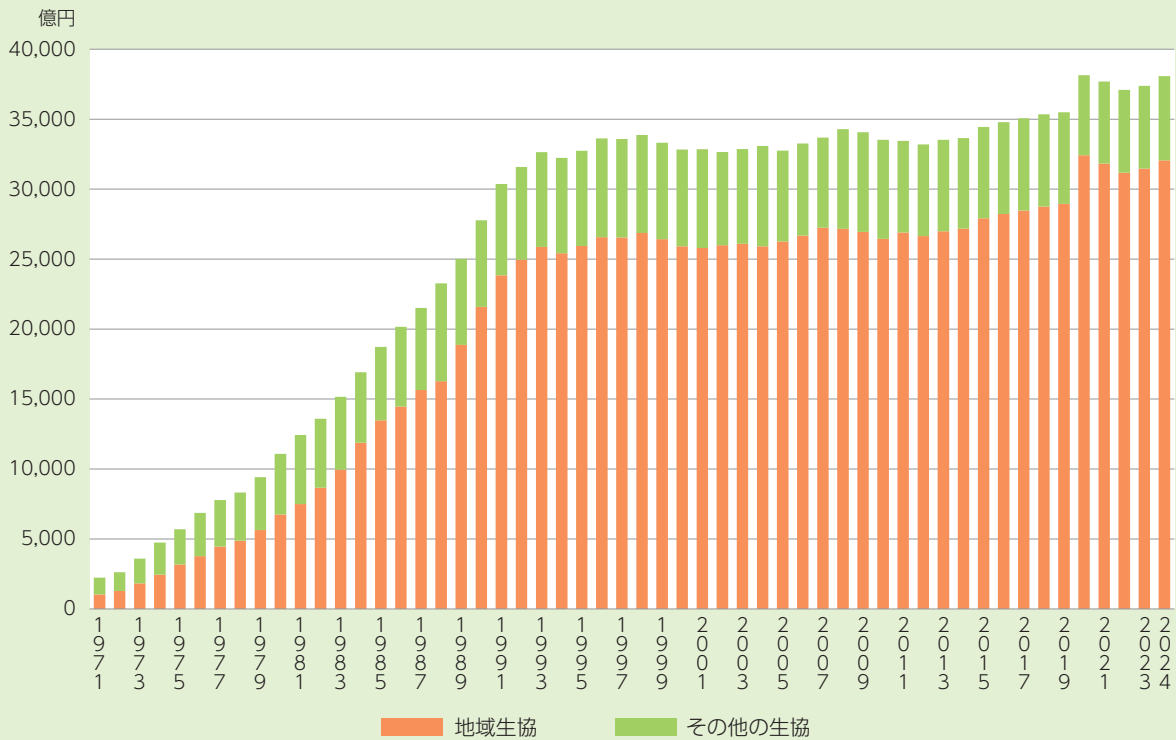
*「世帯加入率」は、組合員数を総務省から公表されている「住民基本台帳に基づく世帯数」で割り算したものです。「前年比」欄には前年差を記載しています。

組合員数と世帯加入率



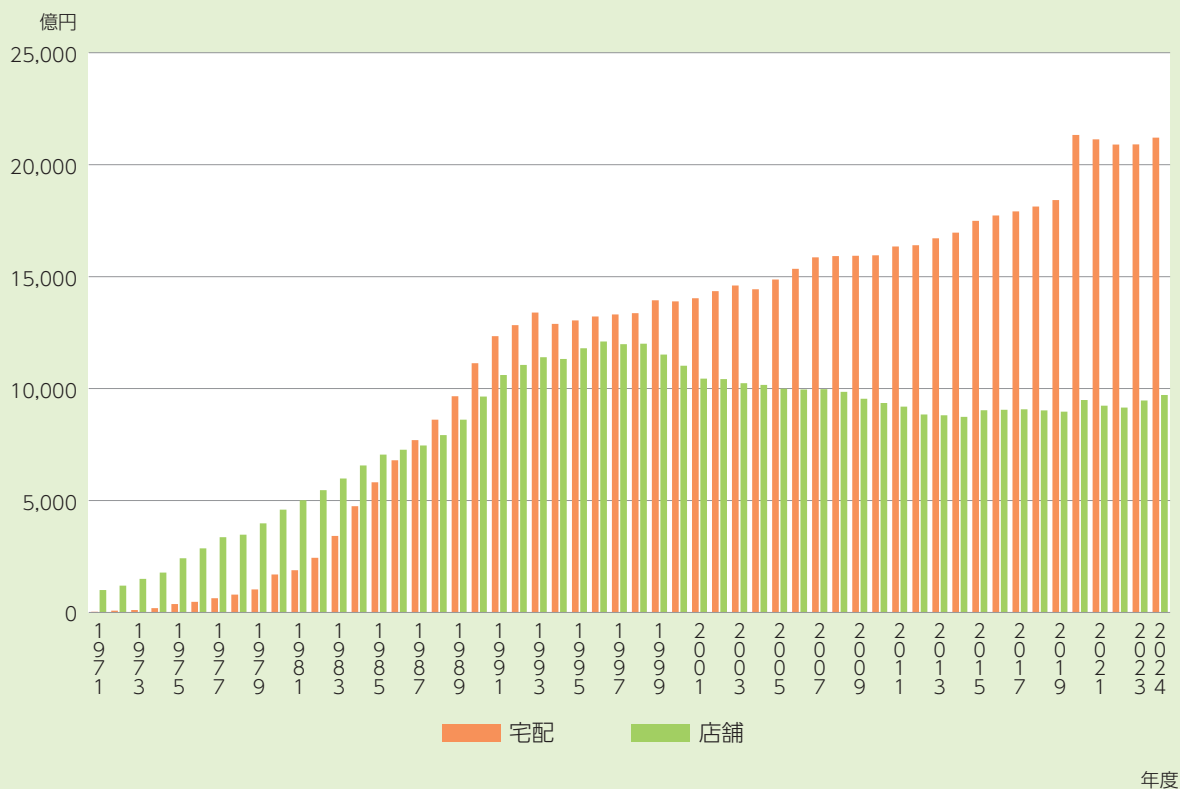
年度

全国の生協の総事業高

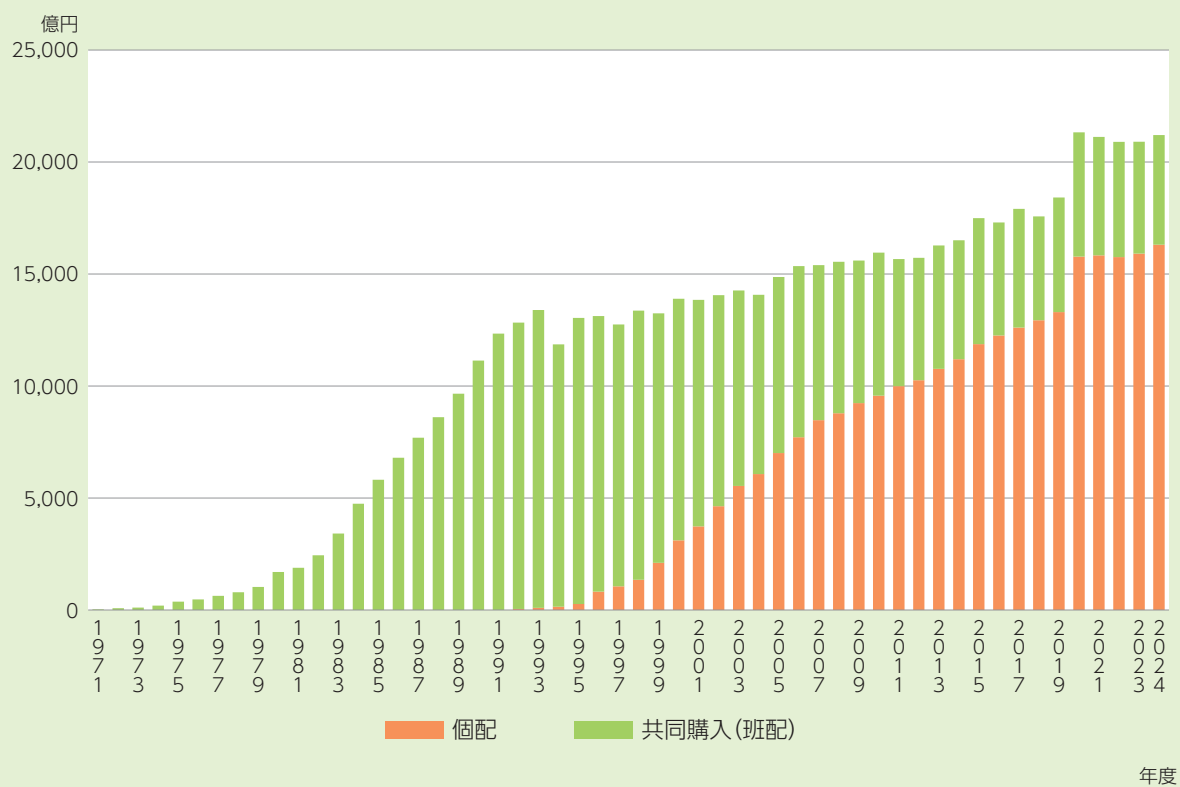


年度

地域生協の宅配・店舗別供給高の推移



地域生協の宅配 (班配と個配) の供給高



IX

ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

生協のサステナビリティレポートは、GRIスタンダードを参照しています。本対照表は、GRIスタンダードについてレポート内の記載箇所を指し示したものです。

| 組織とその報告慣行 | | | 記載箇所 |
|-----------|------------------------|--|--------------------------------|
| 2-1 | 組織の詳細 | a. 正式名称を報告する b. 組織の所有形態と法人格を報告する c. 本社の所在地を報告する d. 事業を展開している国を報告する | ・生協とは ・日本生活協同組合連合会とは ・発行 |
| 2-2 | 組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体 | a. サステナビリティ報告の対象となる事業体をすべて一覧表示する b. 組織に監査済みの連結財務諸表や公的機関に提出した財務情報があるときは、財務報告の対象となる事業体のリストとサステナビリティ報告の対象となる事業体のリストとの相違点を明記する c. 組織が複数の事業体から成るときは、情報をまとめるために用いた手法について、以下の点を含め説明する <ol style="list-style-type: none"> i. 当該手法において、少数株主持分に係る情報の調整を行っているか ii. 当該手法において、事業体の全部もしくは一部の合併、買収、処分についてどのように考慮しているか iii. 本スタンダードに記載されている開示事項とマテリアルな項目の開示で、手法が異なるか、また異なる場合はその相違 | ・編集方針 |
| 2-3 | 報告期間、報告頻度、連絡先 | a. サステナビリティ報告の報告期間と報告頻度を記載する b. 財務報告の報告期間を明示し、サステナビリティ報告の期間と一致しない際はその理由を説明する c. 報告書または報告される情報の公開日を記載する d. 報告書または報告される情報に関する問い合わせ窓口を明記する | ・編集方針 ・発行 |
| 2-4 | 情報の修正・訂正記述 | a. 過去の報告期間で提示した情報の修正・訂正記述について報告し、次のことを説明する <ol style="list-style-type: none"> i. 修正・訂正記述の理由 ii. 修正・訂正記述の影響 | - |
| 2-5 | 外部保証 | a. 外部保証を得るための組織の方針と実務慣行を記載する。これには、最高ガバナンス機関および上級経営幹部の関与の有無とその内容も含める b. 組織のサステナビリティ報告が外部保証を受けているときは、 <ol style="list-style-type: none"> i. 外部保証報告書や独立保証声明書へのリンクや参照先を記載する ii. 外部保証により保証される事項とその根拠を記載する。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項を含める iii. 組織と保証提供者の関係を記載する | - |

| 活動内容と労働者 | | | 記載箇所 |
|----------|----------------------|--|---|
| 2-6 | 活動、バリューチェーン、その他の取引関係 | a. 事業を展開するセクターを報告する b. 自らのバリューチェーンを、次の事項を含めて記載する i. 組織の活動、製品、サービスおよび事業を展開する市場 ii. 組織のサプライチェーン iii. 組織の下流に位置する事業体とその活動 c. その他の関連する取引関係を報告する d. 前報告期間からの 2-6-a、2-6-b、2-6-c の重大な変化を記載する | <ul style="list-style-type: none"> 生協の価値創造モデル 商品バリューチェーンと声の循環 |
| 2-7 | 従業員 | a. 従業員の総数と性別・地域別の内訳を報告する b. 以下の総数を報告する i. 終身雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 ii. 有期雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iii. 労働時間無保証の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iv. フルタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 v. パートタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 c. データの編集に使用した方法と前提条件を記載する（報告された数値が次のいずれに該当するかを含む） i. 実数、フルタイム当量（FTE）、あるいは別の方法 ii. 報告期間終了時、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 d. 2-7-a および 2-7-b で報告されたデータを理解するために必要な背景情報を報告する e. 報告期間中および他の報告期間からの従業員数の重要な変動を記載する | <ul style="list-style-type: none"> 生協の価値創造モデル |
| 2-8 | 従業員以外の労働者 | a. 従業員以外の労働者で、当該組織によって業務が管理されている者の総数を報告し、次の事項を記載する i. 最も多い労働者の種類と組織との契約関係 ii. その労働者が従事する業務の種類 b. データ集計に使用した方法と前提条件を記載する。従業員以外の労働者数が報告されているかどうかも記載する i. 実数、フルタイム当量（FTE）、または別の方法 ii. 報告期間終了時、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 c. 報告期間中および他の報告期間からの、従業員以外の労働者数の重大な変動を記載する | — |
| ガバナンス | | | 記載箇所 |
| 2-9 | ガバナンス構造と構成 | a. 最高ガバナンス機関の委員会を含む、ガバナンス構造を説明する b. 経済、環境、人々に与える組織のインパクトのマネジメントに関する意思決定およびその監督に責任を負う最高ガバナンス機関の委員会を一覧表示する c. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成について、以下の項目別に記載する i. 業務執行取締役および非業務執行取締役の構成 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関のメンバーの任期 iv. メンバーが担う他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. 性別 vi. 社会的少数派グループ vii. 組織のインパクトと関連する能力・力量（コンピテンシー） viii. ステークホルダーの代表 | <ul style="list-style-type: none"> 生協の組織運営 生協の環境・サステナビリティ推進体制 |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|------|---------------------------------|---|---|
| 2-10 | 最高ガバナンス機関における指名と選出 | <p>a. 最高ガバナンス機関 およびその委員会のメンバーを指名・選出するプロセスを記載する</p> <p>b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名・選出に使用される基準を記載する (以下が考慮されるかどうか、どのように考慮されるかを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. ステークホルダー (株主を含む) の意見 ii. 多様性 iii. 独立性 iv. 組織のインパクトに関連する能力・力量 (コンピテンシー) | <ul style="list-style-type: none"> ・生協の組織運営 |
| 2-11 | 最高ガバナンス機関の議長 | <p>a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の上級経営幹部を兼ねているかどうかを報告する</p> <p>b. 議長が上級経営幹部を兼任している場合は、組織の経営における機能と、そのような人事の理由、および利益相反防止とそのリスクを軽減する方法について説明する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生協の組織運営 ・生協の環境・サステナビリティ推進体制 |
| 2-12 | インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割 | <p>a. 持続可能な発展に関わる組織のパーパス、価値観もしくはミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と上級経営幹部が果たす役割を記載する</p> <p>b. 経済、環境、人々に与えるインパクトを特定し、マネジメントするために組織が行うデュー・ディリジェンスやその他のプロセスの監督における最高ガバナンス機関の役割について、以下の点を含め記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> i. これらのプロセスを支援するため、最高ガバナンス機関はステークホルダーとエンゲージメントを行っているか、またどのように行っているか ii. 最高ガバナンス機関は、これらのプロセスの成果をどのように考慮しているか <p>c. 2-12-b に記載されているプロセスの有効性のレビューにおいて、最高ガバナンス機関が果たす役割について説明し、レビューを行う頻度を報告する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生協の価値創造モデル ・生協の環境・サステナビリティ推進体制 ・ステークホルダー・エンゲージメント ・[生協の 2030 環境・サステナビリティ政策] に関する評価委員会 |
| 2-13 | インパクトのマネジメントに関する責任の移譲 | <p>a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトをマネジメントする責任を最高ガバナンス機関がどのように移譲しているかについて、以下の点を含め記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> i. インパクトのマネジメントにおける責任者として上級経営幹部を任命しているか ii. インパクトのマネジメントに関する責任をその他の従業員に移譲しているか <p>b. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントについて、上級経営幹部またはその他の従業員が最高ガバナンス機関に報告するプロセスと頻度を記載する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生協の環境・サステナビリティ推進体制 |
| 2-14 | サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割 | <p>a. マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する上で最高ガバナンス機関が責任を負っているかどうかを報告し、責任を負っているなら、当該情報のレビューおよび承認のプロセスについて説明する</p> <p>b. 最高ガバナンス機関が、マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する責任を負っていないなら、その理由を説明する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生協の環境・サステナビリティ推進体制 |
| 2-15 | 利益相反 | <p>a. 利益相反の防止および軽減のために最高ガバナンス機関が行っているプロセスについて説明する</p> <p>b. 利益相反について、少なくとも以下に関するものを含め、ステークホルダーに開示しているかどうかを報告する</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 取締役会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者、関連当事者間の関係、取引、および未納残高 | - |

サステナビリティレポートについて
 目次
 トップメッセージ
 I 生協について
 II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
 III 推進体制
 IV ステークホルダーとの対話
 V 重点課題 (マテリアリティ)
 VI 重点課題別の取り組み報告
 VII 生協の環境・サステナビリティの歴史
 VIII データ集
 IX ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|----------|---------------------|---|---------------------|
| 2-16 | 重大な懸念事項の伝達 | a. 最高ガバナンス機関に重大な懸念事項が伝達されているか、またどのように伝達されているかを説明する b. 報告期間中に最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の総数および性質を報告する | ・生協の環境・サステナビリティ推進体制 |
| 2-17 | 最高ガバナンス機関の集会的知見 | a. 持続可能な発展に関する最高ガバナンス機関の集会的知見、スキル、ならびに経験を向上させるために実施した施策について報告する | — |
| 2-18 | 最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価 | a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクト のマネジメントを監督する最高ガバナンス機関のパフォーマンスを評価するためのプロセスについて説明する b. 当該評価の独立性が確保されているか、また評価の頻度について報告する c. 最高ガバナンス機関の構成や組織の実務慣行における変化など、当該評価を受けて実施された施策について説明する | — |
| 2-19 | 報酬方針 | a. 最高ガバナンス機関のメンバーおよび上級経営幹部に対する報酬方針について、以下の点を含め説明する i. 固定報酬と変動報酬 ii. 契約金または採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付 b. 最高ガバナンス機関のメンバーと上級経営幹部に対する報酬方針が、経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントに関する目標やパフォーマンスとどのように関連しているかについて説明する | — |
| 2-20 | 報酬の決定プロセス | a. 報酬方針の策定および報酬の決定プロセスについて、以下を含め説明する i. 独立した最高ガバナンス機関のメンバーまたは独立した報酬委員会が報酬の決定プロセスを監督しているか ii. 報酬に関して、ステークホルダー（株主を含む）の意見をどのように求め、考慮しているか iii. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか。関与しているなら、報酬コンサルタントは当該組織、その最高ガバナンス機関および上級経営幹部から独立しているか b. 報酬に関する方針や提案に対するステークホルダー（株主を含む）の投票結果を報告する（該当する場合） | — |
| 2-21 | 年間報酬総額の比率 | a. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値を比べた比率を報告する b. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額の増加率と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値の増加率を比べた比率を報告する c. データおよびその集計方法について理解するために必要な背景情報を報告する | — |
| 戦略、方針、慣行 | | | 記載箇所 |
| 2-22 | 持続可能な発展に向けた戦略に関する声明 | a. 組織と持続可能な発展の関連性、および持続可能な発展に寄与するための組織の戦略に関する最高ガバナンス機関または最上位の上級経営幹部の声明について報告する | ・トップメッセージ |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|------|----------------------|--|---|
| 2-23 | 方針声明 | <p>a. 責任ある企業行動のための方針声明について、以下の点を含め記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 声明で参照した国際機関による発行文書 ii. 声明でデュー・ディリジェンスの実施を規定しているか iii. 声明で予防原則の適用を規定しているか iv. 声明で人権の尊重を規定しているか <p>b. 人権尊重に特化した方針声明について、以下の点を含め記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 声明が対象とした国際的に認められた人権 ii. 危険にさらされているグループや社会的弱者など、声明の中で組織が特別な注意を払っているステークホルダーのカテゴリー <p>c. 方針声明が公開されているならリンクを記載し、公開されていないときはその理由を説明する</p> <p>d. 各方針声明が組織内のどの経営層で承認されているかについて、それが最上位の経営層かどうかを含め報告する</p> <p>e. 方針声明が、組織の活動および取引関係にどの程度適用されているかを報告する</p> <p>f. 方針声明について、労働者、ビジネスパートナーおよびその他の関連当事者にどのように伝えられているかを説明する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の推進と生物多様性保全 ーバリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます 「日本生協連の取り組み」 |
| 2-24 | 方針声明の実践 | <p>a. 責任ある企業行動のための各方針声明を組織の活動および取引関係全体でどのように実践しているかについて、以下の点を含め説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 組織内のさまざまな階層にわたり、声明を実行する責任がどのように割り当てられているか ii. 組織の戦略、事業方針、業務手順に声明がどのように組み込まれているか iii. 取引関係にある事業体とともに、またそれらを通じて、声明をどのように実行しているか iv. 声明の実行に関して行っている研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の推進と生物多様性保全 ーバリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます 「日本生協連の取り組み」 |
| 2-25 | マイナスのインパクトの是正プロセス | <p>a. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するコミットメントについて説明する</p> <p>b. 組織が構築、あるいは参加している苦情処理メカニズムなど、苦情を特定して、対処するための手法について説明する</p> <p>c. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するその他のプロセスについて説明する</p> <p>d. 苦情処理メカニズムの想定利用者であるステークホルダーが、苦情処理メカニズムの設計、レビュー、運用および改善にどのように関わっているかを説明する</p> <p>e. 苦情処理メカニズムやその他の是正プロセスの有効性をどのように追跡しているかを説明する。また、ステークホルダーからのフィードバックを含め、その有効性を示す事例を報告する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の推進と生物多様性保全 ーバリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます 「全国の会員生協の取り組み状況」 「日本生協連の取り組み」 |
| 2-26 | 助言を求める制度および懸念を提起する制度 | <p>a. 個人が以下を行うための制度を記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 責任ある企業行動のための組織の方針および慣行の実施に関する助言を求める ii. 組織の企業行動に関する懸念を提起する | - |

| | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|---|
| 2-27 | 法規制遵守 | <p>a. 報告期間中に発生した重大な法規制違反の総件数を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する</p> <p>i. 罰金・課徴金が発生した事案</p> <p>ii. 金銭的制裁以外の制裁措置が発生した事案</p> <p>b. 報告期間中の法規制違反に対して科された罰金・課徴金の総件数および総額を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する</p> <p>i. 当該報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金</p> <p>ii. 過去の報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金</p> <p>c. 重大な違反事例を記載する</p> <p>d. 重大な違反に該当すること、どのように確定したかを記載する</p> | — |
| 2-28 | 会員資格を持つ団体 | a. 業界団体。その他の会員制団体、国内外の提言機関のうち、当該組織が重要な役割を担うものを報告する | — |
| ステークホルダー・エンゲージメント | | | 記載箇所 |
| 2-29 | ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ | <p>a. ステークホルダーとのエンゲージメントへのアプローチを、以下の事項を含めて記載する</p> <p>i. エンゲージメントを行うステークホルダーのカテゴリー、およびその特定方法</p> <p>ii. ステークホルダー・エンゲージメントの目的</p> <p>iii. ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを確かなものとするためにどのように取り組んでいるか</p> | ・ステークホルダー・エンゲージメント |
| 2-30 | 労働協約 | <p>a. 労働協約の対象となる全従業員の割合を報告する</p> <p>b. 労働協約の対象ではない従業員について、その労働条件および雇用条件を設定するにあたり、組織の他の従業員を対象とする労働協約に基づいているか、あるいは他の組織の労働協約に基づいているかを報告する</p> | — |
| マテリアルな項目の開示事項 | | | 記載箇所 |
| 3-1 | マテリアルな項目の決定プロセス | <p>a. マテリアルな項目の決定プロセスについて、以下の項目を含め、記載する</p> <p>i. 組織の活動および取引関係全般において、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在的・潜在的、およびプラス・マイナスのインパクトをどのように特定したか</p> <p>ii. 報告するにあたり、著しさに基づきどのようにインパクトの優先順位付けを行ったか</p> <p>b. マテリアルな項目を決定するプロセスで意見を求めたステークホルダーや専門家を明記する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生協の価値創造モデル ・バリューチェーンにおけるリスクと機会 ・重点課題の特定プロセス ・生協におけるマテリアリティマッピング ・「生協の2030環境・サステナビリティ政策」に関する評価委員会 |
| 3-2 | マテリアルな項目のリスト | <p>a. 組織のマテリアルな項目を一覧表示する</p> <p>b. マテリアルな項目のリストについて、前報告期間からの変更点を報告する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・重点課題の特定プロセス ・生協におけるマテリアリティマッピング ・「生協の2030環境・サステナビリティ政策」と5つの重点課題 |

| | | | |
|---|-----------------------------------|--|---|
| <p>目次</p> <p>トップメッセージ</p> <p>I 生協について</p> <p>II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン</p> <p>III 推進体制</p> | <p>3-3</p> <p>マテリアルな項目のマネジメント</p> | <p>a. 経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在化した、あるいは潜在的なプラス・マイナスのインパクトを記載する</p> <p>b. 組織が自らの活動を通じて、あるいは取引関係の結果としてマイナスのインパクトに関係しているかどうかを報告し、その活動または取引関係を記載する</p> <p>c. マテリアルな項目に関する組織の方針またはコミットメントを記載する</p> <p>d. 当該項目および関連するインパクトのマネジメントを行うために講じた措置を、次の事項を含めて記載する</p> <p>i. 潜在的なマイナスのインパクトを防止あるいは軽減するための措置</p> <p>ii. 顕在化したマイナスのインパクトに対処するための措置。それらのインパクトの是正措置の提供、または是正に協力する措置を含む</p> <p>iii. 顕在化した、あるいは潜在的なプラスのインパクトのマネジメントを行うための措置</p> <p>e. 講じた措置の有効性の追跡について、次の情報を報告する</p> <p>i. 措置の有効性を追跡するプロセス</p> <p>ii. 進捗状況を評価するための目標、ターゲット、および指標</p> <p>iii. 目標およびターゲットの進捗状況を含む、措置の有効性</p> <p>iv. 得た教訓、ならびにそれらの教訓をどのように組織の事業方針および手順に組み込んだか</p> <p>f. 講じた措置の決定 (3-3-d) または措置の有効性の評価 (3-3-e) で、ステークホルダーとのエンゲージメントがどのように反映されたかを記載する</p> | <p>・重点課題の特定プロセス</p> <p>・生協におけるマテリアリティマッピング</p> <p>・「生協の2030環境・サステナビリティ政策」と5つの重点課題</p> |
|---|-----------------------------------|--|---|

項目別のスタンダード

経済

| 経済パフォーマンス | | 記載箇所 |
|-----------|--------------------------|--|
| 201-1 | 創出、分配した直接的経済価値 | <p>a. 創出、分配した直接的経済価値 (発生主義ベースによる)。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する</p> <p>i. 創出した直接的経済価値：収益</p> <p>ii. 分配した経済価値：事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い (国別)、コミュニティ投資</p> <p>iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの</p> <p>b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する</p> |
| 201-2 | 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会 | <p>a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む</p> <p>i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類</p> <p>ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述</p> <p>iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響</p> <p>iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法</p> <p>v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト</p> |

| | | | |
|---------------------|--------------------------|--|-------------|
| 201-3 | 確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度 | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額 b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項 <ul style="list-style-type: none"> i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値 ii. 当該推定値の計算基礎 iii. 推定値の計算時期 c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合 e. 退職金積立制度への参加レベル（義務的参加か任意制度か、地域的制度か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など） | — |
| 201-4 | 政府から受けた資金援助 | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 減税および税額控除 ii. 補助金 iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金 iv. 賞金 v. 特許権等使用料免除期間 vi. 輸出信用機関（ECA）からの資金援助 vii. 金銭的インセンティブ viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益 b. 201-4-a の情報の国別内訳 c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合 | — |
| 地域経済での存在感 | | | 記載箇所 |
| 202-1 | 地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別） | <ul style="list-style-type: none"> a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率（男女別）を報告する b. 組織の活動に携わるその他の労働者（従業員を除く）の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か（男女別）。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する d. 「重要事業拠点」の定義 | — |
| 202-2 | 地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 | <ul style="list-style-type: none"> a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 b. 「上級管理職」の定義 c. 組織の「地域・地元」の地理的定義 d. 「重要事業拠点」の定義 | — |
| 間接的な経済的インパクト | | | 記載箇所 |
| 203-1 | インフラ投資および支援サービス | <ul style="list-style-type: none"> a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲 b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えらると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む（該当する場合） c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する | — |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|---------------|------------------------------|---|-------------|
| 203-2 | 著しい間接的な経済的インパクト | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト（プラスおよびマイナス）と特定された事例 b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項（国内および国際的な基準、協定、政策課題など）を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」 | — |
| 調達慣行 | | | 記載箇所 |
| 204-1 | 地元サプライヤーへの支出の割合 | <ul style="list-style-type: none"> a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合（地元で調達した商品やサービスの割合など）。 b. 組織の「地域・地元」の地理的定義 c. 「重要事業拠点」の定義 | — |
| 腐敗防止 | | | 記載箇所 |
| 205-1* | 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所 | <ul style="list-style-type: none"> a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク | — |
| 205-2* | 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修 | <ul style="list-style-type: none"> a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（地域別に） b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（従業員区分別、地域別に） c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合（ビジネスパートナー種類別、地域別に）。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（地域別に） e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（従業員区分別、地域別に） | — |
| 205-3* | 確定した腐敗事例と実施した措置 | <ul style="list-style-type: none"> a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果 | — |
| 反競争的行為 | | | 記載箇所 |
| 206-1* | 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置 | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例（終結しているもの、していないもの）の件数 b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の主要点 | — |

| 税の透明性 | | 記載箇所 | |
|-------|-----------------------------------|---|---|
| 207-1 | 税務へのアプローチ | <ul style="list-style-type: none"> a. 税務へのアプローチについての説明。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 組織に税務戦略があるかないか。ある場合、公開していれば、その戦略へのリンク ii. 組織内で税務戦略を正式にレビューおよび承認するガバナンス機関または業務執行取締役レベルの地位にある者、およびレビューの頻度 iii. 法令遵守へのアプローチ iv. 税務へのアプローチが組織のビジネス戦略および持続可能な発展戦略にどのように結び付いているか | — |
| 207-2 | 税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント | <ul style="list-style-type: none"> a. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 組織内で税務戦略の遵守に責任を負うガバナンス機関、または業務執行取締役レベルの地位にある者 ii. 税務へのアプローチがどのように組織に組み込まれているか iii. リスクを特定、管理、監視する方法を含む、税務リスクへのアプローチ iv. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの遵守状況をどのように評価しているか b. 税務に関連する組織の企業行動や誠実性に関する懸念を提起するためのメカニズムの説明 c. 税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明。該当する場合、外部保証の報告書へのリンクまたは参照先 | — |
| 207-3 | 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処 | <ul style="list-style-type: none"> a. 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのアプローチの説明。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 税務当局とのエンゲージメントに対するアプローチ ii. 税務政策（税制）に関する提言活動へのアプローチ iii. ステークホルダー（外部のステークホルダーを含む）の意見や懸念事項を収集・検討するためのプロセス | — |
| 207-4 | 国別の報告 | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての税務管轄区域 b. 開示事項 207-4-a で報告した税務管轄区域のそれぞれについて <ul style="list-style-type: none"> i. 所在する事業体の名称 ii. 組織の主たる活動 iii. 従業員数、およびこの数字の算定基準 iv. 外部売上による収益 v. 他の税務管轄区域とのグループ内取引による収益 vi. 税引前損益 vii. 現金または現金同等物を除く有形資産 viii. 実際に支払った法人所得税 ix. 損益に基づいて発生する法人所得税 x. 税引前損益に法定税率が適用される場合に、損益に基づき発生する法人所得税と実際の納税額に差がある理由 c. 開示事項 207-4 で報告する情報の対象期間 | — |

300 : 環境

| 生物多様性 2024 | | 記載箇所 | |
|------------|------------------------|--|---|
| 101-1 | 生物多様性の損失を止め、反転させるための方針 | <ul style="list-style-type: none"> a. 生物多様性の損失を止め、反転させるための方針やコミットメント、ならびにそれらに「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の2050年ゴールおよび2030年ターゲットがどのように反映されているかについて記載する b. これらの方針やコミットメントが組織の活動内容および取引関係のどの範囲まで適用されているかを報告する c. 生物多様性の損失を止め、反転させるための目標およびターゲット、それらに科学的合意が反映されているかどうか、基準年、ならびに進捗状況の評価に用いる指標を報告する | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の推進と生物多様性保全 －日本生協連の取り組み |
| 101-2 | 生物多様性へのインパクトの管理 | <ul style="list-style-type: none"> a. 以下を説明して、ミティゲーション・ヒエラルキーをどのように適用しているかについて報告する <ul style="list-style-type: none"> i. 生物多様性へのマイナスのインパクトを回避するための措置 ii. 回避できなかった生物多様性へのマイナスのインパクトを最小化するための措置 iii. 影響を受けた生態系の復元と回復のための措置（復元・回復の目標、ならびに復元・回復措置全体を通してステークホルダーがどのように関与しているかを含む） iv. 他の措置を実施した後も残る生物多様性へのマイナスのインパクト（残存インパクト）をオフセットするための措置 v. 実施された変革に向けた措置および追加的な保全措置 b. 101-2-a-iiiを参照して、生物多様性に最も著しいインパクトを与える各拠点について次の事項を報告する <ul style="list-style-type: none"> i. 復元または回復の途中にある区域の面積（ヘクタール） ii. 復元または回復が完了した区域の面積（ヘクタール） c. 101-2-a-ivを参照して、各オフセット措置について次の事項を報告する <ul style="list-style-type: none"> i. 目標 ii. 所在地 iii. オフセット措置の優良慣行の原則を適用しているかどうか、ならびにその方法 iv. オフセットが第三者による認証または検証を受けているかどうか、ならびにその方法 d. 生物多様性に最も著しいインパクトを与える拠点のうち、生物多様性管理計画がある拠点を列挙し、その他の拠点到管理計画がない理由を説明する e. 生物多様性および気候変動のインパクトを管理するために実施しているそれぞれの措置による相乗効果を高め、トレードオフを軽減する方法を記載する f. 生物多様性へのインパクトを管理するための措置により、ステークホルダーに対するマイナスのインパクトが確実に回避・最小化され、プラスのインパクトが確実に最大化されるように採用している方法について記載する | — |
| 101-3 | アクセスと利益配分 | <ul style="list-style-type: none"> a. アクセスと利益配分（ABS）に関する規制と対策を確実に遵守するためのプロセスを記載する b. 法的義務に加えて、あるいは規制や対策がない場合に、アクセスと利益配分を推進するための自発的措置について記載する | — |

| | | | |
|-------|-------------------|---|---|
| 101-4 | 生物多様性へのインパクトの特定 | a. 生物多様性に対し最も著しいインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）を与える拠点やサプライチェーン上の製品・サービスを特定する方法を説明する | — |
| 101-5 | 生物多様性へのインパクトを伴う場所 | a. 生物多様性に最も著しいインパクトを与える拠点の所在地と面積（ヘクタール）を報告する b. 101-5-a で報告された各拠点について、生態学的に影響を受けやすい地域やその近くにあるかどうか、これらの地域までの距離、およびそれらが以下に該当するかどうかを報告する i. 生物多様性にとって重要な地域 ii. 生態系の十全性が高い地域 iii. 生態系の十全性が急速に低下している地域 iv. 物理的水リスクが高い地域 v. 先住民や地域コミュニティ、その他のステークホルダーに生態系サービスによる便益をもたらすうえで重要な地域 c. 101-5-a で報告された各拠点で実施する活動を報告する d. 生物多様性に最も著しいインパクトを与えるサプライチェーンの製品やサービス、およびこれらの製品やサービスに関連する活動が行われる国や管轄区域を報告する | — |
| 101-6 | 生物多様性の損失の直接的な要因 | a. 組織の活動が土地や海域の利用変化につながる、あるいはつながる可能性があるとして 101-5-a で報告された各拠点について、以下を報告する i. カットオフ日または基準日以降に転換された自然生態系の面積（ヘクタール）、カットオフ日または基準日、および転換前後の生態系の種類 ii. 報告期間中に、集約的に利用されている生態系または改変された生態系が別の生態系に転換された土地と海域の面積（ヘクタール）、および転換前後の生態系の種類 b. 組織の活動が自然資源の搾取につながる、あるいはつながる可能性があるとして 101-5-a で報告された各拠点について、以下を報告する i. 採捕された各野生種の量、種類、絶滅リスク ii. 取水量および水消費量（単位：千 KL） c. 組織の活動が汚染につながる、あるいはつながる可能性があるとして 101-5-a で報告された各拠点について、発生した各汚染物質の量と種類を報告する d. 101-5-a で報告された組織の活動が侵略的外来種の導入につながる、またはつながる可能性のある各拠点について、侵略的外来種がどのように導入されているか、あるいは導入される可能性があるかを記載する e. 101-5-d で報告されたサプライチェーン内の各製品・サービスについて、101-6-a、101-6-b、101-6-c、101-6-d で要求される情報を、国または管轄区域ごとに内訳を付して報告する f. どのようにデータが作成されたかを理解するのに必要な背景情報を報告する（例：適用した基準、方法論、前提条件） | — |
| 101-7 | 生物多様性の状態の変化 | a. 101-5-a で報告された各拠点について、影響を受けた、またはその可能性がある生態系に関する以下の情報を報告する i. 基準年における生態系の種類 ii. 基準年における生態系の面積（単位：ヘクタール） iii. 基準年および当該報告期間における生態系の状態 b. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な背景情報（適用した基準、方法論、前提条件を含む）を報告する | — |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|--------------|---------------|---|---|
| 101-8 | 生態系サービス | <p>a. 101-5-a で報告された各拠点について、組織の活動によって影響を受ける、あるいは受ける可能性のある生態系サービスおよび受益者を記載する</p> <p>b. 生態系サービスおよび受益者が、組織の活動によって受けている、あるいは受ける可能性のある影響を説明する</p> | - |
| 原材料 | | | 記載箇所 |
| 301-1* | 使用原材料の重量または体積 | <p>a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による</p> <p>i. 使用した再生不能原材料</p> <p>ii. 使用した再生可能原材料</p> | - |
| 301-2* | 使用したリサイクル材料 | <p>a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の推進と生物多様性保全 －日本生協連の取り組み |
| 301-3* | 再生利用された製品と梱包材 | <p>a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に</p> <p>b. 本開示事項のデータ収集方法</p> | - |
| エネルギー | | | 記載箇所 |
| 302-1* | 組織内のエネルギー消費量 | <p>a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する</p> <p>b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位による）。使用した燃料の種類も記載する</p> <p>c. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）</p> <p>i. 電力消費量</p> <p>ii. 暖房消費量</p> <p>iii. 冷房消費量</p> <p>iv. 蒸気消費量</p> <p>d. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）</p> <p>i. 販売した電力</p> <p>ii. 販売した暖房</p> <p>iii. 販売した冷房</p> <p>iv. 販売した蒸気</p> <p>e. 組織内のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による）</p> <p>f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p> <p>g. 使用した変換係数の情報源</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます |
| 302-2* | 組織外のエネルギー消費量 | <p>a. 組織外のエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）</p> <p>b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p> <p>c. 使用した変換係数の情報源</p> | - |

| | | | |
|----------|-----------------------|--|---|
| 302-3* | エネルギー原単位 | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 ー生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます |
| 302-4* | エネルギー消費量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. 削減されたエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 ー生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます |
| 302-5* | 製品およびサービスのエネルギー必要量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）、および基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | — |
| 水 | | | 記載箇所 |
| 303-1* | 共有資源としての水との相互作用 | <ul style="list-style-type: none"> a. 取水、消費、排出の方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および組織が引き起こしたあるいは助長した、あるいは取引関係によって事業、製品、サービスに直接結びつく水関連のインパクト（例：流出水によるインパクト） b. 評価の範囲、期間、使用したツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために用いた手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについて、以下を含めた記述。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力しているか、また、著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. 組織の水と廃水に関するマネジメント方法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明 | — |
| 303-2* | 排水に関連するインパクトのマネジメント | <ul style="list-style-type: none"> a. 排出される廃水の水質について設定した最低限の基準と、これらの最低限の基準をどのように決定したかについての記述 <ul style="list-style-type: none"> i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準をどのように決定したか ii. 組織内で作成された水質基準またはガイドライン iii. 考慮した業種特有の基準 iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したか | — |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|---------------|------------|---|----------|
| <p>303-3*</p> | <p>取水</p> | <p>a. すべての地域からの総取水量 (単位: 千 kL)、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 <p>b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量 (単位: 千 kL)、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水、および i から iv に記載された取水源ごとの総取水量の内訳 <p>c. 開示事項 303-3-a および開示事項 303-3-b に記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 淡水 (総溶解固形分 $\leq 1,000\text{mg/L}$) ii. その他の水 (総溶解固形分 $> 1,000\text{mg/L}$) <p>d. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報</p> | <p>—</p> |
| <p>303-4*</p> | <p>排水</p> | <p>a. すべての地域の総排水量 (単位: 千 kL)、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 第三者の水、および該当する場合は、他の組織の使用のために送った合計量 <p>b. すべての地域への総排水量 (単位: 千 kL) についての次のカテゴリー別内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 淡水 (総溶解固形分 $\leq 1,000\text{mg/L}$) ii. その他の水 (総溶解固形分 $> 1,000\text{mg/L}$) <p>c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量 (単位: 千 kL)、および次のカテゴリー別の総排水量内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 淡水 (総溶解固形分 $\leq 1,000\text{mg/L}$) ii. その他の水 (総溶解固形分 $> 1,000\text{mg/L}$) <p>d. 排水処理を行う、優先的に懸念される物質。次を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 優先的に懸念される物質の定義の方法、および利用している国際規格、信頼できるリスト、あるいは規準 ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定する方法 iii. 排出限度に違反した事案数 <p>e. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報</p> | <p>—</p> |
| <p>303-5*</p> | <p>水消費</p> | <p>a. すべての地域での総水消費量 (単位: 千 kL)</p> <p>b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量 (単位: 千 kL)</p> <p>c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが特定された場合の水保管量の変化 (単位: 千 kL)</p> <p>d. どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このために用いた方法を含む</p> | <p>—</p> |

サステナビリティレポートについて
 目次
 トップメッセージ
 I 生協について
 II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
 III 推進体制
 IV ステークホルダーとの対話
 V 重点課題 (マテリアリティ)
 VI 重点課題別の取り組み報告
 VII 生協の環境サステナビリティの歴史
 VIII データ集
 IX ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| 生物多様性 | | | 記載箇所 |
|--------|---|---|---|
| 304-1* | 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト | <ul style="list-style-type: none"> a. 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報 <ul style="list-style-type: none"> i. 所在地 ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地 iii. 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係 iv. 事業形態（事務所、製造・生産、採掘） v. 事業敷地の面積（km²で表記。適切な場合は他の単位も可） vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴（陸上、淡水域、あるいは海洋）から見た生物多様性の価値 vii. 保護地域登録されたリスト（IUCN 保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など）の特徴から見た生物多様性の価値 | — |
| 304-2* | 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト | <ul style="list-style-type: none"> a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ii. 汚染（生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも） iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入 iv. 種の減少 v. 生息地の転換 vi. 生態学的プロセスの変化（塩分濃度、地下水位変動など）で、自然増減の範囲を超えるもの b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. インパクトを受ける生物種 ii. インパクトを受ける地域の範囲 iii. インパクトを受ける期間 iv. インパクトの可逆性、不可逆性 | — |
| 304-3* | 生息地の保護・復元 | <ul style="list-style-type: none"> a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無 c. 各生息地の状況（報告期間終了時点における） d. 使用した基準、方法、前提条件 | ・人権尊重の推進と生物多様性保全 —バリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます |
| 304-4* | 事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種 | <ul style="list-style-type: none"> a. IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数。次の絶滅危惧レベル別に <ul style="list-style-type: none"> i. 絶滅危惧 IA 類（CR） ii. 絶滅危惧 IB 類（EN） iii. 絶滅危惧 II 対（VU） iv. 準絶滅危惧（NT） v. 軽度懸念 | — |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| 大気への排出 | | 記載箇所 | |
|--------|-----------------------------------|---|--|
| 305-1* | 直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 1) | <ul style="list-style-type: none"> a. 直接的 (スコープ 1) GHG 排出量の総計 (CO2 換算値 (t-CO2) による) b. 計算に用いたガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c. 生物由来の CO2 排出量 (CO2 換算値 (t-CO2) による) d. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) <ul style="list-style-type: none"> i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP 情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ (株式持分、財務管理、もしくは経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます |
| 305-2* | 間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 2) | <ul style="list-style-type: none"> a. ロケーション基準の間接的 (スコープ 2) GHG 排出量の総計 (CO2 換算値 (t-CO2) による) b. 該当する場合、マーケット基準の間接的 (スコープ 2) GHG 排出量の総計 (CO2 換算値 (t-CO2) による) c. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) d. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) <ul style="list-style-type: none"> i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP 情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ (株式持分、財務管理、経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます |
| 305-3* | その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 3) | <ul style="list-style-type: none"> a. その他の間接的 (スコープ 3) GHG 排出量の総計 (CO2 換算値 (t-CO2) による) b. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c. 生物由来の CO2 排出量 (CO2 換算値 (t-CO2) による) d. 計算に用いたその他の間接的 (スコープ 3) GHG 排出量の区分と活動 e. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) <ul style="list-style-type: none"> i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP 情報源の出典 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます －日本生協連の取り組み |
| 305-4* | 温室効果ガス (GHG) 排出原単位 | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の GHG 排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれる GHG 排出の種類。直接的 (スコープ 1)、間接的 (スコープ 2)、その他の間接的 (スコープ 3) d. 計算に用いたガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 305-5* | 温室効果ガス (GHG) 排出量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減された GHG 排出量 (CO2 換算値 (t-CO2) による) b. 計算に用いたガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 d. GHG 排出量が削減されたスコープ。直接的 (スコープ 1)、間接的 (スコープ 2)、その他の間接的 (スコープ 3) のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組めます |
| 305-6* | オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量 | <ul style="list-style-type: none"> a. ODS の生産量、輸入量、輸出量 (CFC-11 (トリクロロフルオロメタン) 換算値による) b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | － |
| 305-7* | 窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、およびその他の重大な大気排出物 | <ul style="list-style-type: none"> a. 次の重大な大気排出物の量 (キログラムまたはその倍数単位 (トンなど) による) <ul style="list-style-type: none"> i. Nox ii. SOx iii. 残留性有機汚染物質 (POP) iv. 揮発性有機化合物 (VOC) v. 有害大気汚染物質 (HAP) vi. 粒子状物質 (PM) vii. その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール | － |
| 廃棄物 | | | 記載箇所 |
| 306-1* | 廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の実際および潜在的な廃棄物関連の著しいインパクトについて、その内容を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> i. これらのインパクトにつながる、またはつながる可能性のあるインプット、活動、およびアウトプット ii. これらのインパクトが、組織自身の活動で発生した廃棄物に関連しているか、またはバリューチェーンの上流または下流で発生した廃棄物に関連しているか | <ul style="list-style-type: none"> ・省資源・資源循環の推進 －生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます －生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します －生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>306-2*</p> <p>廃棄物関連の著しいインパクトの管理</p> | <p>a. 組織自身の活動およびバリューチェーンの上流と下流における廃棄物の発生を防止し、発生した廃棄物からの著しいインパクトを管理するために取られた循環型対策を含む行動</p> <p>b. 組織が自らの活動で発生した廃棄物が第三者によって管理されている場合、その第三者が契約上または法的な義務に沿って廃棄物を管理しているかどうかを判断するために使用されたプロセスの説明</p> <p>c. 廃棄物に関連するデータを収集し、監視するために使用されたプロセス</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・省資源・資源循環の推進 <ul style="list-style-type: none"> －生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます －生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します －生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます |
| <p>306-3</p> <p>発生した廃棄物</p> | | <p>a. 発生した廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す</p> <p>b. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・省資源・資源循環の推進 <ul style="list-style-type: none"> －生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます －生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します －生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます |

サステナビリティレポートについて
 目次
 トップメッセージ
 I 生協について
 II 生協の価値創造モデルとバリューチェーン
 III 推進体制
 IV ステークホルダーとの対話
 V 重点課題(マテリアリティ)
 VI 重点課題別の取り組み報告
 VII 生協の環境サステナビリティの歴史
 VIII データ集
 IX ガイドライン対照表(GRIスタンダード)

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---|--|
| 306-4 | 処分されなかった廃棄物 | <p>a. 処分されなかった廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す</p> <p>b. 処分されなかった有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 <p>c. 処分されなかった非有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 <p>d. 開示事項 306-4-b および 306-4-c に記載されている各回収作業について、処分されなかった有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量（トン）の内訳を示す</p> <ol style="list-style-type: none"> i. オンサイト ii. オフサイト <p>e. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか</p> | <p>・省資源・資源循環の推進</p> <p>－生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます</p> <p>－生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します</p> <p>－生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます</p> |
| 306-5 | 処分された廃棄物 | <p>a. 処分された廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す</p> <p>b. 処分された有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 焼却（エネルギー回収あり） ii. 焼却（エネルギー回収なし） iii. 埋立て iv. その他の処分 <p>c. 処分された非有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 焼却（エネルギー回収あり） ii. 焼却（エネルギー回収なし） iii. 埋立て iv. その他の処分 <p>d. 開示事項 306-5-b および 306-5-c に記載されている各処分作業について、処分された有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量（トン）の内訳を示す</p> <ol style="list-style-type: none"> i. オンサイト ii. オフサイト <p>e. データを理解するために必要な背景情報と、そのデータがどのように集計されたか</p> | <p>・省資源・資源循環の推進</p> <p>－生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます</p> <p>－生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します</p> <p>－生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます</p> |
| サプライヤーの環境面のアセスメント | | | 記載箇所 |
| 308-1* | 環境基準により選定した新規サプライヤー | a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合 | － |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| | | | |
|--------|---------------------------------|--|--|
| 308-2* | サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置 | <ul style="list-style-type: none"> a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的） d. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由 | <p>人権尊重の推進と生物多様性の保全</p> <p>ー自然の豊かさを未来につなぐ環境保全活動と、生物多様性保全に向けた事業を進めます 「日本生協連の取り組み」</p> |
|--------|---------------------------------|--|--|

400 : 社会

| 雇用 | | 記載箇所 | |
|--------|---------------------------|--|-------------------------|
| 401-1* | 従業員の新規雇用と離職 | <ul style="list-style-type: none"> a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳） b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳） | - |
| 401-2* | 正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当 | <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当（重要事業拠点別）。これらの手当には、少なくとも次のものを含める <ul style="list-style-type: none"> i. 生命保険 ii. 医療 iii. 身体障がいおよび病気補償 iv. 育児休暇 v. 定年退職金 vi. 持ち株制度 vii. その他 b. 「重要事業拠点」の定義 | - |
| 401-3* | 育児休暇 | <ul style="list-style-type: none"> a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数（男女別） b. 育児休暇を取得した従業員の総数（男女別） c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数（男女別） d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数（男女別） e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率（男女別） | ・生協のDE & I・ジェンダー平等の取り組み |
| 労使関係 | | 記載箇所 | |
| 402-1* | 事業上の変更に係る最低通知期間 | <ul style="list-style-type: none"> a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か | - |

| 労働安全衛生 | | 記載箇所 | |
|--------|-------------------------------|---|---|
| 403-1* | 労働安全衛生マネジメントシステム | 報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明 i. 法的要件によりシステムが導入されていることと、その場合は法的要件のリスト ii. リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づいてシステムが導入されていることと、その場合は標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明 | — |
| 403-2* | 危険性（ハザード）の特定、リスク評価、事故調査 | 報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働関連の危険性（ハザード）を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性（ハザード）を排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明 i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法（それらを実行する人の能力・力量（コンピテンシー）を含む） ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法 b. 労働関連の危険性（ハザード）や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明。プロセスとは、危険性（ハザード）を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む | — |
| 403-3* | 労働衛生サービス | 報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない a. 危険性（ハザード）の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明 | — |
| 403-4* | 労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション | 報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明 b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由 | — |
| 403-5* | 労働安全衛生に関する労働者研修 | 報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性（ハザード）、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる | — |

IX. ガイドライン対照表 (GRスタンダード)

| | | | |
|--------|---------------------------------|---|---|
| 403-6* | 労働者の健康増進 | <p>報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。</p> <p>a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどのように促進するか説明、および提供されるアクセスの範囲の説明</p> <p>b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明</p> | - |
| 403-7* | ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と軽減 | <p>a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、軽減するための組織のアプローチ、および関連する危険性 (ハザード) やリスクの説明</p> | - |
| 403-8* | 労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者 | <p>a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか</p> <p>i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明</p> <p>c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p> | - |
| 403-9* | 労働関連の傷害 | <p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合 (死亡者を除く)</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合 (死亡者を除く)</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性 (ハザード)。次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性 (ハザード) が決定されたのか</p> <p>ii. これらの危険性 (ハザード) のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、もしくは助長したのか</p> <p>iii. 管理体系を使用して、これらの危険性 (ハザード) を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性 (ハザード) を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間 200,000 時間もしくは 1,000,000 時間あたりに基づき計算された割合かどうか</p> <p>f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明</p> <p>g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p> | - |

| | | | |
|---------------------|-----------------------------------|---|-------------------------|
| 403-10* | 労働関連の疾病・体調不良 | <p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性（ハザード）、次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたのか</p> <p>ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは助長したのか</p> <p>iii. 管理体系を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明</p> <p>e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p> | — |
| 研修と教育 | | | 記載箇所 |
| 404-1* | 従業員一人あたりの年間平均研修時間 | <p>a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による）</p> <p>i. 性別</p> <p>ii. 従業員区分</p> | — |
| 404-2* | 従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム | <p>a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援</p> <p>b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント</p> | — |
| 404-3* | 業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合 | <p>a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別に）</p> | — |
| ダイバーシティと機会均等 | | | 記載箇所 |
| 405-1* | ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ | <p>a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合</p> <p>i. 性別</p> <p>ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超</p> <p>iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）</p> <p>b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合</p> <p>i. 性別</p> <p>ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超</p> <p>iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）</p> | ・生協のDE & I・ジェンダー平等の取り組み |
| 405-2* | 基本給と報酬総額の男女比 | <p>a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に）</p> <p>b. 「重要事業拠点」の定義</p> | ・生協のDE & I・ジェンダー平等の取り組み |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| 非差別 | | | 記載箇所 |
|------------|---|--|------|
| 406-1* | 差別事例と実施した救済措置 | a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例 | — |
| 結社の自由と団体交渉 | | | 記載箇所 |
| 407-1* | 結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー | a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所（製造工場など） およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策 | — |
| 児童労働 | | | 記載箇所 |
| 408-1* | 児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー | a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による） i. 事業所（製造工場など） およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策 | — |
| 強制労働 | | | 記載箇所 |
| 409-1* | 強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー | a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所（製造工場など） およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策 | — |
| 保安慣行 | | | 記載箇所 |
| 410-1 | 人権方針や手順について研修を受けた保安要員 | a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か | — |

| 先住民族の権利 | | | 記載箇所 |
|-------------------|--|--|--|
| 411-1 | 先住民族の権利を侵害した事例 | <ul style="list-style-type: none"> a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める） <ul style="list-style-type: none"> i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例 | — |
| 地域コミュニティ | | | 記載箇所 |
| 413-1 | 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所 | <ul style="list-style-type: none"> a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施（次のものなどを活用して）した事業所の割合 <ul style="list-style-type: none"> i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価（ジェンダーインパクト評価を含む） ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス | — |
| 413-2 | 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所 | <ul style="list-style-type: none"> a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 事業所の所在地 ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的） | — |
| サプライヤーの社会面のアセスメント | | | 記載箇所 |
| 414-1* | 社会的基準により選定した新規サプライヤー | <ul style="list-style-type: none"> a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合 | — |
| 414-2* | サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置 | <ul style="list-style-type: none"> a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的） d. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由 | <p>人権尊重の推進と生物多様性の保全</p> <p>—バリューチェーン全体において人権尊重の取り組みを進めます</p> <p>「日本生協連の取り組み」</p> |

IX. ガイドライン対照表 (GRIスタンダード)

| 公共政策 | | | 記載箇所 |
|---------------|--------------------------------|---|------|
| 415-1 | 政治献金 | a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額 (国別、受領者・受益者別) b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法 (該当する場合) | — |
| 顧客の安全衛生 | | | 記載箇所 |
| 416-1* | 製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価 | a. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のためにしているものの割合 | — |
| 416-2* | 製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例 | a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる | — |
| マーケティングとラベリング | | | 記載箇所 |
| 417-1 | 製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項 | a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か i. 製品またはサービスの構成要素の調達 ii. 内容物 (特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの) iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト v. その他 (詳しく説明のこと) b. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合 | — |
| 417-2 | 製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例 | a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる | — |
| 417-3 | マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例 | a. マーケティング・コミュニケーション (広告、宣伝、スポンサー業務など) に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる | — |

| 顧客プライバシー | | | 記載箇所 |
|----------|-------------------------------------|---|------|
| 418-1 | 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立 | <p>a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの ii. 規制当局による申立 <p>b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数</p> <p>c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p> | — |

発行

日本生活協同組合連合会

お問い合わせ先

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷3-29-8 コーププラザ

日本生活協同組合連合会

社会・地域活動推進部 サステナビリティ推進グループ

e-mail: kankyo@jccu.coop

2026年4月発行

報告サイクル: 年1回

本報告書記載記事の無断転載・複製を禁じます。



日本生活協同組合連合会